

資料

カナダ オンタリオ州法人法

酒 卷 俊 雄

一 はじめに

カナダにおける会社法の全般的な施行状況とその基本的構造・若干の特色などについては、すでに別稿でふれたことがある。^① オンタリオ州法は、州によって基本的に異なる二つの会社設立方式のうち、いわゆる開封勅許状 (letters patent) による方法をとる州に属している。したがって、会社法の基本的構造においても、設立登記の方法による州会社法との間にいくつかの重要な差異——たとえば、会社の能力、業務執行機関の権限の範囲、資本構成・株主の権利内容等に関して——を示しており、^② なかでも整備された比較的詳細な制定法として、連邦会社法とともに、一九六二年に公表されたカナダにおける統一会社法案のモデルとされたことが特記されてよいであろう。

オンタリオ州の現行会社法は一九六〇年の総括法であり、それから一九六一年、六二年、六三年、六四年、六五年、六六年および六八年と相次いで部分的改正が加えられ、これらは現在参照の便宜上総括法の形式で法文が整理さ

れている(以下これを本法という)。

本法は、法人法 (corporation act) の構成をとっており、株式資本を有する法人 (corporation with share capital) と株式資本を有しない法人 (corporation without share capital) とを規制の対象とするが、とくに前者を会社 (company) といい、これがわが国の株式会社と相当するものである。

以下において、この会社に関する法人法の概観と、その関連部分の法文を訳出するが、これに主として関係する部分は、第二章・会社 (一七条～九九条) を中心に、基本的用語についての解釈ないし定義の規定である第一条、第一章・法人・設立および名称 (二条～一六条)、第七章・解散 (二四一条～二八四条)、第八章・法人一般 (二八五条～三四二条) 等であり、このほか一九六〇年の法人情報法 (Corporation Information Act) および一九六〇年の法人証券登録法 (Corporation Securities Registration Act) ならびに一九六六年の証券法 (Securities Act) などが重要な関係法規である。

(1) 酒巻・「カナダ会社法」海外商事法務五二号二四頁以下、同・「カナダにおける企業形態と企業課税」海外事情一六巻五号四一頁以下、同・「カナダ プリティッシュ・コロンビア州会社法(1)」比較法学四巻一号一一一頁以下。

(2) この点の詳細は、酒巻・「カナダにおける会社設立(1)(2)」海外商事法務八四号・八七号参照。

(註) なお、本稿は、電気事業連合会カーマギー委員会の内部資料として作成したものに、若干の加筆補正を行なったものであ

二 オンタリオ州法人法の概観

本法もまた、他の諸州法と同様に、基本的にはイギリス会社法の体系に従っているが、開封勅許状による設立方式をとることにともづく差異、アメリカ法制の影響等も相当多くみられることが注意されなければならない。

一 会社の種類——公募会社と私会社

本法で会社とは、株式資本を有する法人すなわち株式会社をいうが（一条(b)、これについてはイギリスと同様に、さらに株式や証券（広く法人の債務証券をいう——一条(i)）の公募をする公募会社（public company）と非公開の私会社（private company）に分たれる。

私会社は株主数が比較的少なく、株式が第三者の手に渡ることを好まない閉鎖的な企業に利用されるが、私会社たるためには、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、(1)株式を譲渡する権利を制限し、(2)その株主数を五〇人以下に制限し、かつ(3)会社の株式・証券の公募を禁止する、ことが必要である（一条(f)——もっとも、限定された目的を有する私会社については、とくに株主数を五人以下に制限しなければならない——三条二項）。

公募会社とは、この私会社以外のものである（一条(g)）。そして、私会社形態は、公募会社に比し経営機構の簡易を特色としており、法文上次の具体的な特典ないし会社法の適用免除がみとめられる。

(a)株主または取締役に対する会社による金銭の貸付は原則として禁止されるが、私会社についてはこれらの者に会社の発行済株式を購入せしめる目的でなすときに限り、禁止規定の適用が免除される（二三条二項(e)）。

(b) 私会社の優先株主が死亡したまたは会社との雇用関係が終了したときは、会社にその者の持株の償還権が認められる（二七条九項）。

(c) 議決権代理行使の委任状の勧誘に関する七五条 b、七五条 c 一項の規定の適用が免除される（七五条 d 一項）。

(d) 公募会社について定められる、会計監査役の被選資格の制限が免除される（八一条二項）。

(e) 年次総会に提出さるべき計算書類のうち、公募会社に要求されるものの一部を省略することができる（八三条一項 (a)）。

(f) 公募会社については年次総会前に計算書類と会計監査役報告書の写しを各株主に送付しなければならないとされているが、私会社については株主の請求にもとづいてこれを提供することで行う（九三条二項）。

(g) 私会社については、公募会社に要求される比較中間財務諸表の株主に対する送付義務が免除される（九三条 a 一項）。

他方、私会社に課される特別の規制としては、(i) 設立申請書において会社が私会社である旨を表示し（一八条七項）、かつ(ii) 私会社はその社印および株券の表面に「私会社」の文字を記載すべきこと（二一条三項、四五条 (d)）、また(iii) 無記名株券の発行がみとめられないこと（四八条一項参照）、(iv) 営業譲渡・公募会社への組織変更・他会社との合併の決議に反対した株主に株式買取請求権がみとめられていること（九九条）などが、あげられよう。

私会社が、私会社たるための基本要件に関して開封勅許状等の規定に違反したときは、本法および法人情報法にもとづいて私会社に与えられる前記の特典ないし適用免除をうけないことになる（九八条一項）。また、公募会社た

ると私会社たるを問わず、株主が三人以下に減少し、その状態が六ヵ月以上継続する間に法人権能が行使されたと
きは、その間その会社の株主であつてその事実を知つていた者は、会社の債務について直接無限責任を負わなければ
ならない（三三二条一項）。

なお、公募会社と私会社間の組織変更も定められている。すなわち、私会社を公募会社に変更するには、株主総
会の特別決議による授權にもとづいて、その旨の補充開封勅許状を申請し取得しなければならない（三三三条一項①）。
これに対し、公募会社を私会社に変更するには、取締役会の決議による授權と、株主の一〇〇パーセントまたは株主
の九五パーセント以上で発行済資本の九五パーセント以上を有する者の書面による同意にもとづいて、その旨の補充
開封勅許状を申請・取得することが必要である（三三三条一項②・三項）。

二 会社の設立

本州においては、設立申請者が一定の事項を記載する設立申請書を副総督に届け出て設立をみとめる開封勅許状の
付与を申請し、これに対し副総督が開封勅許状の形式でその旨の特許状を発行することで会社が成立する（三三一条一
項）。設立登記の方法による州法のもとにあつては一定の要件を具備することで必ず会社の設立登記が受理されるの
に対し、開封勅許状の方法によるときは、少なくとも理論的には、これを付与すると否とは副総督の裁量権に属して
おり、拒絶することも任意とされている。したがって、会社は、それを設立する開封勅許状の日付において成立する
（三三一条）。

申請者数は二一才以上の三名以上の者であり（三三一条一項）、各申請者は会社が成立したときに株主となる（三三一条一項）。

最初の取締役数も三名以上である。

オンタリオ州に関しては、別に一部州法で定められているような開業要件は課されていないので、会社はすべて成立後直ちに営業を開始することができるが、それに先立って附属定款の作成、役員の任命など会社の組織化が行なわれなければならない。

設立申請書 (application for incorporation) には、申請者の氏名・住所・職業、会社の名称、目的、オンタリオ州内における主たる事務所の所在地、資本構成、会社が私会社であるときはその旨の表示、最初の取締役たるべき申請者の氏名、各申請者の引受株式数等が記載され (一八条)、この申請事項に対して副総督は変更を加えまたは適当と思量する条件を課することができる。なお、会社の名称にはその末尾に「有限責任」(Limited, Ltd.) の語を付さなければならない (二〇条)。

この申請書の内容は、そのまま開封勅許状の記載事項となり、設立登記の方法による場合の基本定款 (memorandum of association) と同一の機能を果たことになる。しかも、開封勅許状の記載事項は、原則として変更しえず、会社の目的・名称の変更など本法の定める事項についてそれを修正し変更するときは、別に補充開封勅許状 (supplementary letters patent) を副総督に申請しこれを取得しなければならない (三三条)。この際、一定の事項についてはその申請前に株主総会の特別決議による授權を得ることが必要であり、また、その他の事項については、取締役会の決議による授權と、株主の一〇パーセントまたは株主の九五パーセント以上で発行済資本の九五パーセント以上にあたる株式を有する者が書面で事前に同意することが要求されている。

附属定款 (by-laws) は、一般に、株式の割当および発行、株券の発行、株式の譲渡、配当の宣言と支払、取締役の資格制限と報酬、その選任の時期と方法、会社の代理人・役員・従業員への任命、株主総会や取締役会議、その他の会社業務に関する事項などを定めることができる(六七条一項)。これら附属定款記載事項の変更は、原則として株主総会の通常決議をもって何時でも行なうことができる(六七条二項・三項)。

三 会社の資本

会社の授權資本は開封勅許状において定められる(一八条一項五号)。会社は、額面株式、無額面株式のいずれか一方、またはその双方を発行することができる(二四条一項)。この額面株式・無額面株式相互間の変更、授權資本の増加・減少、株式の併合・分割等に関しては、それぞれ補充開封勅許状の取得を必要とする(三三条)。

株式は全部一種類のものでもよいが、会社が一種類以上の株式を発行するときは、そのうちの一種類は必ず普通株式とし、他の種類はその表示のいかんを問わず優先株式でなければならない(二六条)。優先株式に付される優先権ないし権利は、利益配当・資本の払戻・取締役の一部の選任権・他の種類の株式または証券への転換権に関するものであることができ、また開封勅許状をもってある種類の優先株につき償還権を付しまたは議決権に対する条件・制約・制限もしくは禁止を定めることができる(二七条)。

株式・社債の発行については、すべての会社にはほぼ同一の規制が課されるが(私会社に株式・社債の公募が禁止されることのほかは公募会社と変りない)、この点に関する会社法の規定はきわめて少なく、その限りでこの面の規制の重点はすでに証券法に移行したものと考えられる。会社法には、現在、株式・社債の発行権を取締役会が有するこ

との規定（三一条、五八条）、発行価格の決定（三一条）、株式引受の手数料の支払（三二条）および鉱業会社について一定の要件にもとづく株式の割引発行をみとめる規定（一二〇条）が存するにすぎない。なお、社債ないし証券の発行については法人証券登録法に関係規定がおかれている。

会社は、株式についてそれを表彰する株券を発行しなければならない。各株主には株券交付請求権が定められている（四三条一項・二項）。株券の記載事項は法定されており（四五条）、それに一人以上の役員が署名しなければならない（四六条）。公募会社は、開封勅許状にその旨を定めるとき、全額払込済株式に関して無記名株券を発行することができる（四八条）。

株式の譲渡は、本法、特別法、開封勅許状に定める条件および制限に従って、会社の帳簿上で行なわれる（三四条一項）。すなわち、譲渡の意思表示と名義書換で譲渡されるのであり、会社が適法に株主名簿の名義書換をなすまでその効力を生じないものとされる（四二条二項、四九条一項、例外四九条二項）。全額払込済でない株式の名義書換に際しては、取締役会および譲受人の同意を必要とする（五一条一項）。無記名株式は、株券を交付することで譲渡される（三七条二項）。

なお、株券喪失の場合には、再発行の手続が規定されている（四四条）。

四 取締役・役員

会社業務の運営は取締役会（board of directors）により行なわれる（二九六条一項）。

取締役会は、法定の最低数以上の取締役をもって構成される会議体であり、その権限の行使は、適法の通知によつ

て招集され、定足数が出席した取締役会議の決議を通じて行なわれる（二九六条二項・三項）。定足数は原則として取締役の過半数である（三〇一条一項）。この取締役会の有する業務執行権は本来的に開封勅許状に由来するものとされるので、一般に株主は取締役に指示を与えまた取締役会の決定を覆すことはできないとされている。その意味で、開封勅許状の方法による州法のもとにあつては、取締役会は業務執行に関する固有の機関であり最高機関である、といえる。

しかし、実際の執行行為は、附属定款の規定に従い、取締役会より一定の義務を負う会社役員（officer）に委譲されており（六七条一項）、また取締役の員数が六名以上である会社については、附属定款をもって、取締役会はその構成員のなかから三名以上の取締役に構成する執行委員会（executive committee）を選任し、これにその権限の一部を委譲することが定められている（六九条一項）。

取締役の員数は、すべての会社について三名以上であり、総会の特別決議によりその員数を増加・減少することができる（二九八条一項）が、この三名の法定最低数を割ることは許されない。取締役に選任されるには株主たることを要し、株主でない者が選任された場合にはその選任後一〇日以内に資格株を取得することで取締役の地位を保持しうるのに反し、取締役が株主でなくなったときは直ちにその地位を失なうことになる（二九九条）。

最初の取締役は設立申請書において指名されるが、爾後は株主総会で選任される。この選任は投票その他附属定款で定める方法によることを要する（三〇〇条一項）が、累積投票の方法も定められており（六四条）、この場合累積投票で選任された取締役の任意解任を防止するための規定も設けられている（六五条但書）。

取締役の任期は原則として一年であり、再選を妨げない（三〇〇条二項）。ただし、開封勅許状をもって、取締役の選任・退任にローテーションを定めることもできるが、この場合には五年以上の期間について選任されてはならないものとし、また少なくとも三名の取締役は毎年退任しなければならない（三〇〇条五項）。取締役会の構成員に変更を生じたときは、会社は、自治州長官にその変更に関する通知を届け出ることを要する（法人情報法三条五a項）。

このほか、所定の時期に取締役の選任が行なわれないときは、後任者の選任まで退任取締役が留任義務を負う（三〇〇条四項）。取締役に欠員を生じた場合に残存取締役のみで取締役会の定足数に足りるときは、欠員を補充することなく残存取締役が取締役会のすべての権限を行使することができる（二九六条四項）、欠員を補充するときには残存取締役にその補充権が認められる（三〇一条二項）。これに対し、定足数に足りないときは、直ちに株主総会を招集して後任者の選任が行なわれなければならない（三〇一条三項）。また、総会の特別決議による取締役の任意解任も規定されている（六五条、六六条）。

取締役は会社の agent であり、また会社との信託的法律関係にもとづいて会社の利益において忠実にその権限を行使し、自己の個人的利得をはかつてはならない義務を負う。この義務に関連して、会社は取締役に金銭の貸付をしてはならないとされており（二三条）、また取締役と会社間の契約に関して取締役が直接もしくは間接に利害関係を有する場合は、それを取締役に開示しなければならない（七〇条）。

取締役がその権限内において行為するとき、その知識と経験にかんがみ相当の注意をもって行為することが期待されるので、著しい任務懈怠があれば会社に対して責を負う。このほか、違法配当、年次報告書その他への不実の表

示に関する責任が法定されており、さらに会社従業員の賃金未払に対しても取締役が課されている(七三条)。

他方、実際の執行行為を担当する役員について、本法は、社長、取締役会長、副社長、秘書役、秘書役補佐、会計役、会計役補佐、支配人または会社の附属定款をもって役員に指定されたその他の者をいう(一条(e))とし、また会社の内部者(inside)として扱われる上級役員(senior officer)には、このうち取締役会長もしくは副会長、社長、副社長、秘書役、会計役、総支配人等が含まれるとしている(七一条一項(f))。内部者は、自己の持株関係もしくはその変更に関する報告書をオンタリオ州証券委員会に届け出て(七一条a)一般の閲覧に供することを要求される(七一条b)。

社長は取締役の互選によるが(三〇二条一項)、その他の役員すなわち副社長・秘書役等は取締役会により任命される(三〇二条二項)。社長および取締役会長を除くその他の役員は、附属定款をもって定めない限り、その会社の取締役または株主であることを要しない(三〇四条一項)。

役員の職務権限は附属定款の定めるところによるが、社長については原則として、株主総会の議長として総会を主宰する(七九条一項(e))旨が規定されている。

五 株主総会

株主総会には、年次総会(annual meeting)と特別の目的で招集される特別総会(special general meeting)の別がある。

会社は、その成立後一ヵ月以内に、爾後は前年度の年次総会の開催後一五ヵ月を超えない期間内に年次総会を開

催しなければならない（三〇六条）が、一般にその開催の時期と場所は附属定款に定められている（六七条、七四條）。年次総会においては、取締役報告書・会計監査役報告書の承認、取締役の選任、会計監査役の選任とその報酬の決定等が議される。これに対し特別総会は、必要に応じて総会招集の通知に記載された特別の事項を審議するために招集される総会である（三〇七条）。

これら総会招集の手続・議事の運営などに関する詳細は、本法の規定のほか附属定款に定めるのが通常であり、またいずれの総会についても招集権は原則として取締役会にあるが、会社が本法の規定にもとづいて総会を開催しない場合には、本法は別に特定比率の株主に総会招集請求権および招集権をみとめている（三〇八条、三〇九条）。何らかの理由で所定の方法により総会の招集・運営が不可能であるときは、取締役または株主の申請にもとづき、裁判所は適当と思量する方法で、総会の招集・開催かつ運営を命ずることができる（三一〇条）。

株主総会の決議方法には、通常決議と特別決議の別がある。前者は、その総会で行使された議決権の過半数をもって決する方法であり、可否同数のときは、議長が附加的議決権ないし裁決権を有する（七九条一項(c)）。若干の重要事項は、本法の規定により、特別決議の方法（一条(i)）で決定される（たとえば、二三条三項、三二条二項、三三条二項、六一条七項、六五条、六九条二項、八〇条四項、九七条二項、二九〇条二項、二九八条一項、三〇三条など）が、さらにそれより重い要件が課される場合もある（たとえば、三三条三項・四項など）。

議決権に関しても、一株一議決権を原則とする（二九条一項）が、開封勅許状をもって特定種類の株式につき複数議決権を定めることもできる（二九条二項）。また、株式の払込に関して催告をうけながら支払を遅滞している株主

は、議決権を行使することができない（七九条一項(b)）。

無記名株券の所持人は、総会に株券を呈示することで、総会出席権および議決権を行使することができる（四八条五項）。

六 会社の計算・利益配当

会社は、その財政状態を示したその取引に関する適法な会計帳簿・書類を主たる事務所に保管しなければならない（三二五条）。取締役は会社の通常の営業時間内にこれらの帳簿書類を閲覧しうるが（三二七条）、株主はこの閲覧権を有していない。ただし、発行済資本の一〇分の一以上の株式を有する株主の申請により、裁判所は検査役を任命して会社業務の運営を調査し、帳簿の監査をなさしめることができる（三三一条）。

取締役会は、年次総会に、私会社については、当該営業年度に関する損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表および株主に対する会計監査役報告書を、公募会社については、損益計算書・剰余金計算書・資金計算書・貸借対照表・株主に対する会計監査役報告書および開封勅許状または附属定款に定めるその他の資料を、提出することを要する（八三条一項）。このうち損益計算書・剰余金計算書・資金計算書・貸借対照表に関しては、その記載内容・作成の方式等が法定されている（八四条、八五条、八五条a、八六条）。また会社間に支配従属の関係があるとき（九〇条）、支配会社とされる会社は、その財務諸表に従属会社の計算関係を連結方式で表示する連結財務諸表を作成することができる（八九条）。なお、従属会社とされる会社については、支配会社の株式の取得が禁止される（九四条一項）。

計算書類は取締役会によって承認され（九二条）、また配当決定権も取締役会に属する（六一条一項）。公募会社に

あつては、年次総会の一〇日前までにこの計算書類と会計監査役報告書の写しを各株主に送付し、また私会社にあつては、株主の請求にもとづいてその者にこれらの書類の写しを提供しなければならない（九三条）。公募会社には、半年ごとに比較中間財務諸表を株主に送付する義務も法定されている（九三条 a 一項）。

会計監査役 (auditor) は、その任期中に年次総会に提出される財務諸表に関して調査し、株主に対する報告書を作成して、会社の財政状態および営業成績が公正に表示されているか否かについて、報告すべき義務を負う（八二条）。そのため相当の注意と技能をもつてその職務を遂行することを要し、それに関連して会社の帳簿書類を閲覧し、また取締役や役員から必要な資料の提供・説明などをうける権利を有しており（八二条四項）、またみづから総会に出席し会計監査について質問をうけることができる（八二条五項）。その員数は一名以上であり、選任・報酬の決定は株主総会でなされるが（八〇条一項・二項・五項）、何らかの事由で選任されないときは、株主の申請にもとづいて自治州長官がその年度につき一名以上の会計監査役を任命し報酬を決定することができる（八〇条六項）。なお、欠格事由は法定されている（八一条一項）。

配当は利益以外から支払われてはならない。したがって、会社が支払不能であるかまたは配当の支払によって会社を支払不能としもしくは会社の資本を減損する（六一條六項）ときは、取締役会は配当を宣言してはならない。これに違反して配当が宣言され支払われたとき、取締役は、そのように支払われた額またはそのうち会社を支払不能としもしくは会社の資本を減損する部分について、会社に対し連帯して責を負う（六一條三項）。配当支払の方法は、現金もしくは現物配当のほか株式配当もみとめられる（六二条）。

七 年次報告書

毎年六月一日もしくはそれ以前に、オンタリオ州法にもとづいて設立された法人およびオンタリオ州内に事務所を有しまたは営業を行なう法人はすべて、年次報告書 (annual return) を作成し、これを自治州長官に届け出なければならぬ。

その記載事項は、法人一般に関して、

(a) その名称、(b) 設立の準拠法、(c) (i) 会社設立の方法 (特別法か、開封勅許状か設立登記その他か) (ii) 設立の日付、(d) 事業を営んでいるか否か、(e) 実際に営んでいる事業、(f) (i) 授權された取締役数、(ii) 取締役の氏名・住所、各人が取締役となった日付、(iii) 前取締役についての同様の記載、(g) 社長、秘書役、会計役および支配人の氏名・住所、(h) 主たる事務所の所在地、(i) 最近の年次総会が開催された日付、(j) 授權された社債の総額・利率等であり、

株式会社については、これに加え、

(k) (i) 授權株式資本に関する詳細、株式の数・種類、額面無額面の別、額面価額、(ii) もしあるときは、優先株式の発行を授權しその授權数を定める附属定款規定の日付、(l) 割当済株式、発行済株式および社外株式の各種類の数およびそれについての払込額、(m) (i) 全額が払込催告されていない株式の数と種類、(ii) 各株式について払込催告された額、(iii) 払込のない催告額の総額、(n) 没収された株式の各種類の総数、(o) もしあるときは、最近の年次報告書の日付以降発行された株式の数と種類、その対価関係と払込状況、(p) 無記名株券が授權され発行されたときは、これによって表彰される株式の数と種類、(q) 償還されまたは買入消却された優先株式の数、などを記載することを要する (法人情報法三条

一項)。

この報告書には、社長の署名ある証明書が添付されなければならない(法人情報法三条三項)が、なお私会社に関しては、会社が前回の年次報告書の日付から私会社としての基本要件を遵守した旨の、社長の署名ある証明書も要求される(同条四項)。

自治州長官は、何時でも会社に対し、その業務に関連して特定の期間に関する報告書の提出を求めることができる(法人情報法四条)。

八 外国法人の州内における営業の規制

(1) 州外法人 (extra-provincial corporation) に関する定義

本法は州外法人について、全一七条から成る第九章の規定を設けている(三四三条～三五九条)。

ここに、州外法人とは、オンタリオ州議会による制定法 (Act of the Legislature) の授権以外の方法で設立された法人をいう(三四三条(a))。

州外法人は、その態様に応じて一一種類に分類されている(三四四条)。第一種から第一〇種までは個別に具体的定義が与えられており(たとえば、第一種は旧中部カナダ自治州議会の制定法の授権により設立され……た法人、第六種はカナダ連邦議会による制定法 (Act of the Parliament of Canada) の授権により設立され……た法人)、第一一種は第一種から第一〇種までのいずれにも属しない州外法人とされている。外国法人は、第一一種に該当するものであり、以下、この第一一種州外法人に関する規定の概要のみを示すこととする。

(2) 第一一種州外法人の営業許可

(a) 許可証のない営業行為の禁止

第一一種州外法人は、オンタリオ州で営業を行なうための許可証の発行を受けていない場合、およびその許可証が効力を有しない場合には、州内において営業を行なってはならない（三四六条(1)）。

州外法人が、州内に居住する代理人・代表者または営業所を有しない場合には、旅行者または通信取引による商品の注文の取得または売買は、ここにいう営業とはみなされない（三四六条(2)）。

(b) 許可証の申請および発行

申請は副総督に対して行ない（三四七条(1)）、副総督は、その第一一種州外法人が法規に従っていると認めるときは、その裁量による決定で（in his discretion）同法人に対して許可証を発行することができる（三五〇条(1)）。この許可には、制限および条件を付することができる（三五〇条(1)）。

この許可証を有している州外法人は、事業を遂行するために必要な州内の土地または土地に対する権益を、買入・賃借その他によって取得・保有・抵当権設定・売却・贈与または譲渡する権能を有する（三五三条）。

(c) 許可証のない営業行為に対する罰則

有効な許可証なしにオンタリオ州内で営業を行なう第一一種州外法人は、その違反の日一日あたり五〇ドルの罰金に処せられる（三五五条）。

また、許可を受けていない第一一種州外法人は、州内で全部または一部締結された契約に関する州裁判所への出

訴権が認められない（三五六条①）。

(3) 州外法人の年次報告書

オンタリオ州内で営業を行なう州外法人は、前記七において述べたとおり、毎年六月一日以前に、年次報告書を作成して自治州長官に届け出なければならない。

州外法人の年次報告書には、前記七において法人一般および株式会社について列挙した事項に加え、次の事項を記載すべきものとされている（法人情報法三条一項）。

- (a) オンタリオ州内における文書送達のための代理人の氏名および事務所・住所
- (b) オンタリオ州内における主席役員（chief officer）または支配人（manager）の氏名および事務所・住所
- (c) オンタリオ州内における主たる事務所の位置
- (d) オンタリオ州内において使用する推定資本額
- (e) その法人が所有もしくは保有し、またはその法人のために所有もしくは保有されるオンタリオ州内における土地の明細

オンタリオ州法人法

第一条(解釈)

本法において、

(a)「帳簿(books)」には、その不正の使用に対して相当の注意が払われる場合には、ルースリーフ式の帳簿を含むものとする。

(a) a「委員会(Commission)」とは、オンタリオ州証券委員会をいう。

(b)「会社(company)」とは、株式資本を有する法人をいう。

(c)「法人(corporation)」には、株式資本を有するもののほか株式資本を有しない法人をも含むものとする。ただし、第三章における「法人」とは、株式資本を有しない法人をいう。

(d)「裁判所(court)」とは、最高裁判所または法人の主たる事務所が所在する郡もしくは地方の郡裁判所もしくは地方裁判所をいう。

(e)「役員(officer)」とは、社長、取締役会長、副社長、秘書役、秘書役補佐、会計役、会計役補佐、支配人または法人の附属定款をもって役員に指定されたその他の者をいう。

(f)「私会社(private company)」とは、その会社に関する

オンタリオ州法人法

特別法、開封勅許状または補充開封勅許状をもって、

(i)その株式を譲渡する権利を制限し、

(ii)その株主数を、会社に雇傭されている者を除いて、五人以下に制限し(二人以上の者が一株以上を共有するときは、これを単一株主として計算する)、かつ、

(iii)会社の株式もしくは証券の公募を禁止する、会社をいう。

(g)「公募会社(public company)」とは、私会社でない会社をいう。

(h)「登録簿(registers)」には、その不正の使用に対して相当の注意が払われる場合には、ルースリーフ式の登録簿を含むものとする。

(i)「証券(securities)」とは、捺印金銭債務証書、社債、併合社債または法人の財産に担保を設定すると否とを問わず、その他の類似の法人の債務をいう。

(j)「特別決議(special resolution)」とは、取締役会によって可決され、かつ、その目的で適正に招集されたその法人の株主総会もしくは社員総会において行使された議決権の三分の二以上をもって、これに修正を付したまたは修正を付さずに認可された決議、またはこれに代え、その総会において議決権を行使することのできる株主もしくは社員全員の書面によ

る同意をもって認可された決議をいう。

第一章 法人、設立および名称

第二条 (適用)

本章は、明文をもって別段に定めるときを除き、次のものにこれを適用する。

(a)旧中部カナダ (Upper Canada) 自治州議会の一般法または特別法により、もしくはそれにもとづいて設立されたすべての法人。

(b)旧カナダ自治州議会の一般法または特別法により、もしくはそれにもとづいて設立され、オンタリオ州においてその主たる事務所を有するとともに営業を行ない、かつ、立法部の権限が及ぶ目的をもって設立されたすべての法人。

(c)立法部の一般法または特別法により、もしくはそれにもとづいて設立されたすべての法人。

ただし、本章は、鉄道、斜面鉄道もしくは市街鉄道の建設および運営を目的として設立された法人、または貸付・信託法人法 (Loan and Trust Corporations Act) にいう法人には、同法に定める場合を除いて、これを適用しないものとする。

第三条 (開封勅許状による設立)

(1)副総督は、二一才以上の三名を下らない員数の者の申請に對して、任意に開封勅許状をもって特許状を発行し、前記の者とともにその結果設立される法人の株主もしくは社員となるその他の者をして、立法部の権限の及ぶ何らかの目的を有する法人を構成せしめることができる。ただし、鉄道、斜面鉄道および市街鉄道を業とする法人、ならびに貸付・信託法人法にいう法人については、この限りでない。

(1) a (社交クラブ) 第一項にかかわらず、その法人設立の目的が全部もしくは一部社交的性質のものであるときは、申請者の員数は一〇名を下ってはならない。

(2) (制限された目的を有する私会社の設立) 第一項にかかわらず、不動産その他に譲渡抵当権を設定して金銭を貸付けおよびこれを投資する権能、または清算人、収益管理人、管財人、破産管財人もしくは債権者のための受託者の職務を受諾しかつこれを遂行する権能、ならびに法人、パートナーシップおよび死者の財団を除く財団の清算に関する職務を受諾しかつその清算において一般的に行爲する権能を有する私会社を、本法にもとづいて設立することができる。この私会社は、その権能のゆえに貸付・信託法人法にいう法人とみなされない。ただし、その株主の数は、会社に雇傭されている者を除き、その開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、これを五人までに

制限しなければならない。二人以上の者が一株以上を共有するときは、これを単一株主として計算する。また、前記の会社は、その株主以外の者に対して証券を発行し、またはその株主以外の者より会社の財産を担保として金銭を借り入れ、または預金として金銭を受領してはならない。

第四条（補充開封勅許状）

副総督は、法人の申請に対して任意に、その開封勅許状または従前の補充開封勅許状を修正し、その他これを変更もしくは一部変更する、補充開封勅許状を発行することができる。

第五条（自治州長官の権能）

自治州長官は、本法により副総督に付与された権能、権利もしくは権限を保持し、任意にかつその職印を押捺してこれを利用し、行使しかつ享有することができる。ただし、副総督評議会に付与されたものについては、この限りでない。

第六条（資料の完備が証明されなければならない）

本法にもとづく申請者は、その申請書およびそれに添付されたすべての文書が完備していることを自治州長官に十分に証明し、かつ自治州長官が適当と思量するその申請に関する真実の証拠を提出しなければならない。

第七条（宣誓にもとづく証明）

自治州長官または申請が関係する部門の担当官は、その申請

に関して宣誓のもとに証人調べをすることができる。

第八条（申請事項の変更）

開封勅許状、補充開封勅許状または勅令の申請あるとき、副総督は、法人に対し、申出のあったもしくは現在の名称と異なった名称を与え、その申請書の目的もしくはその他の条項を変更し、また適当と思量する条件を課することができる。

第九条（開封勅許状を無効たらしめない形式の欠缺）

開封勅許状もしくは補充開封勅許状または勅令の発行に対する準備事項に関する本法の規定は、訓示的性格を有するにとどまる。開封勅許状もしくは補充開封勅許状または勅令は、その発行に対する準備事項の不適式または不備を理由に、無効もしくは取消しうるものとはされない。

第一〇条（開封勅許状発行の通知）

自治州長官は、開封勅許状、補充開封勅許状または勅令の発行に関する通知を、直ちにオンタリオ州官報に公示せしめなければならない。

第一一条（存在の開始）

法人は、それを設立する開封勅許状の日付に成立するものとする。

第十二条（法人の名称）

(1) 法人は、次の名称を付してはならないものとする。

(a) その名称の使用が人を誤認せしめるおそれあるとき、既知の法人、団体、パートナーシップ、個人または事業の名称と同一もしくは類似の名称。ただし、その法人、団体、パートナーシップ、個人もしくは人が、その名称の全部もしくは一部を譲渡する旨の同意書に署名した場合、および、自治州長官の要求あるときに、

(i) 法人については、新法人の設立後六月以内に解散しまたはその名称を変更することを約束した場合、または、

(ii) 団体、パートナーシップもしくは個人については、新法人の設立後六月以内に、その事業もしくは活動の遂行を中止しまたはその名称を変更することを約束した場合は、この限りでない。

(b) 主務官庁の書面による同意なく、国王もしくは王室の一員またはカナダ政府もしくはカナダ自治州政府またはこれら政府の省、部、局、事業、機関もしくは活動との関係を示唆しもしくは暗示する名称。

(c) 申請の目的が政治的性質のものであるときに、政党または政党の指導者との関係を示唆しもしくは暗示する名称。

(d) 「co-operative」の語もしくはその略語またはその派生語を含む名称。ただし、その法人が第五章の適用を受ける場合は、この限りでない。

(e) 何らかの公共的理由にもとづいて反対すべき名称。

(2) (反対すべき場合における名称の変更) 法人が、不注意その他によって反対すべき名称を付されておりまたはこれが付される場合には、副総督は、その意図を当該法人に通告した後、当該法人の名称を他の何らかの名称に変更する補充開封勅許状の発行を命ずることができる。

(3) (裁判所に対する付託) 第一項にもとづく名称の付与または第二項にもとづく名称の変更もしくは変更の拒絶の結果に異議ある者は、自治州長官および裁判所の命ずるその他の者に対し七日前に通知することにより、当該事項の再審を裁判所に申立てることができる。裁判所は、その法人の名称を適当と思量する名称に変更する命令を下し、またはその申立を却下することができ。

(4) (届出) 第三項にもとづいて下された命令書の謄本は、裁判所の認証を受けた後、その発行後一〇日以内に当該法人がこれを自治州長官に届出なければならない。

(5) (罰則) 第四項に従うことを怠る法人は、本法違反の罪あるものとし、即決判決により二〇〇ポンド以下の罰金に処せられる。また、その懈怠を授權し、許容しもしくは黙認したその法人の取締役または役員は、すべて、本法違反の罪あるものとし、即決判決により同一の罰金に処せられる。

第十三条（名称の変更は権利等に影響を及ぼさない）

法人の名称の変更は、その権利および義務に影響を及ぼさないものとする。

第十四条（「有限責任」等の語の無権限の使用）

「limited」「Incorporated」もしくは「corporation」またはその略語を用いた名称で取引をなし、または営業もしくは事業を行なう人、パートナーシップまたは団体は、法人格を付与されていない限り、本法違反の罪あるものとし、即決判決により二〇〇ポンド以下の罰金に処せられる。

第十五条（名称の留保）

自治州長官は、何人かの書面による申請および二ポンドの手数料の支払にもとづき、その申請人またはその者の名義人の使用および利益のために、六〇日の期間またはその者が定めるそれ以下の期間、法人の名称を留保することができる。

第十六条（名称の通知）

人、パートナーシップまたは団体は、その営業もしくは事業を行なう名称を自治州長官に通知することができる。自治州長官は、前記の通知あるとき、その記録にそれを表示しなければならない。

第二章 会 社

オンタリオ州法人法

第十七条（適用）

本章は、明文をもって別段に定めるときを除き、次のものにこれを適用する。

(a)旧中部カナダ（Upper Canada）自治州議會の一般法または特別法により、もしくはそれにもとづいて設立されたすべての会社。

(b)旧カナダ自治州議會の一般法または特別法により、もしくはそれにもとづいて設立され、オンタリオ州においてその主たる事務所を有するとともに営業を行ない、かつ、立法部の権限が及ぶ目的をもって設立されたすべての会社。

(c)立法部の一般法または特別法により、もしくはそれにもとづいて設立されたすべての会社。

ただし、本章は、鉄道、斜面鉄道もしくは市街鉄道の建設および運営を目的として設立された会社、または貸付・信託法人法という法人には、同法に定める場合を除いて、これを適用しないものとする。

第十八条（設立の申請）

(1)会社設立の申請者は、以下の事項を記載する申請書を副総督に届出なければならない。

①申請者各人の略さない氏名、住所および職業。

②設立されるべき会社の名称。

③ 会社設立の目的。

④ オントリオ州における会社の主たる事務所の所在地。

⑤ 授權資本、もしあるときは、授權資本が分けられるべき株式の種類、各種類の株式数および各株式の額面価額、また株式が無額面株式であるときに、もしあるときは、各株式を発行しうる最高価額、または、もしあるときは、各種類株式の全部を発行しうる対価の総額。

⑥ 優先株式がある場合には、それに付されるもしくはその各種類に付される、優先権、権利、条件、制約、制限または禁止。

⑦ 会社が私会社であるときは、その旨の表示、およびその株式の譲渡に付されるべき制限。

⑧ 会社の最初の取締役たるべき申請者の氏名。

⑨ 各申請者によって取得されるべき株式の種類および数、ならびにその払込金額。

⑩ 申請者が開封助許状への記載を望むその他の事項。

(2) 申請者は、会社の附属定款の記載事項たりうる条項を、開封助許状に記載するように請求することができる。

第一九条 (原始株主)

会社が設立されたとき、各申請者は、その者が取得することを申請書に記載した株式の種類および数を保有する株主とな

り、かつ、会社に対しその払込金額を支払う責を負う。

第二〇条 (「有限責任」の語の使用)

(1) 会社の名称には、その末尾の語として「Limited」の語を付さなければならない。ただし、会社は「Limited」の語に代えて「Ltd」の略語を使用することができ、かつこれは同一に参照されるものとする。

(2) (保険業者には適用されない) 本条は、第六章にもとづいて設立された保険業者には適用されない。

第二一条 (名称の使用)

(1) 会社、その取締役、役員もしくは使用人が、その会社の名称を使用する場合には、「Limited」の語もしくはその略語たる「Ltd」の語を、その末尾の語として表示しなければならない。

(2) (例外) 会社の所有品、商品および製造品またはこれを容れる包装に対する検印、書付け、印刷もしくはその他の方法による表示は、第一項にいう名称の使用とはみなされない。

(3) 私会社は、その社印に「private company」の語を付さなければならない。

(4) (罰則) 本条の要件に違反した会社、およびこの違反を授權し、許容しもしくは黙認したその会社の取締役、役員もしくは使用人は、すべて、本法違反の罪あるものとし、即決判決に

より二〇〇ポンド以下の罰金に処せられる。

第二条 a (名称の使用)

第二〇条第一項および第二一条の規定にかかわらず、会社は、開封勅許状もしくは補充開封勅許状の定める形式および文言で、その名称を使用することができる。

第二条 (付随的権能)

(1) 会社は、開封勅許状もしくは補充開封勅許状に定める目的に付随しかつこれを補充するものとして、次の権能を有する。

(a) 会社事業と関連して便宜的に営むことのできる、または会社の財産もしくは権利の一部の価値を騰めもしくはそれを有利なものとする可能性のある、その他の何らかの事業を営むこと。

(b) 会社が営業を授權されている事業を営む者の事業、財産および債務の全部または一部を取得しまたは引受けること。

(c) パテント、特許権、著作権、商標、処方、ライセンス、新案、生産工程、特殊記号および同種の権利を申請、登録、購入、賃借、取得、保有、使用、管理、許可、売却、譲渡しまたは処分すること。

(d) 会社が営業もしくはそれに従事することを授權されている事業もしくは取引、または会社を益するように管理されうる事業もしくは取引を営みもしくはこれに従事する、またはこ

れを営みもしくはこれに従事しようとする個人もしくは会社と、組合契約を締結し、または利益分配、利益共通、協同、合併事業、相互コンセッションその他の協定をすること。また、前記の個人もしくは会社に金銭を貸付け、その契約を保証しその他の方法によつて援助すること。また、前記の会社の株式および証券を取得もしくはその他の方法で入手し、ならびにこれを売却、保有し、担保をもつてすると否とを問わずこれを再発行し、またはその他の方法で取引すること。

(e) 会社の目的と全部もしくは一部類似する目的を有する、または会社を益するように管理されうる事業を営む、他の会社の株式を取得もしくはその他の方法で入手しかつこれを保有すること。

(f) 会社の目的に貢献するものと認められる協定を当局と締結すること、および、かかる当局から権利、特権もしくはコンセッションを取得すること。

(g) 会社の従業員、前従業員もしくはその前事業者、またはこの従業員もしくは前従業員の被扶養者もしくは縁故者のための団体、組織、基金もしくは信託を開設および維持し、またはその開設および維持を援助すること。また、年金および手当を付与し、保険もしくは本号に定める事項に類似する目的のために支払いをなし、かつ慈善的、博愛的、教育的もしくは

は宗教的目的または何らかの共進会、または公共的、一般的もしくは有用な目的のために、資金を寄附しもしくはこれを保証すること。

(h) 会社の財産および債務の一部の取得もしくは譲受の目的で、または会社を益するその他の目的で、他の会社の設立を發起すること。

(i) 不動産および会社がその事業目的にとって必要または便宜と思量する何らかの権利もしくは特権を購入し、賃借または交換において取得し、賃貸しもしくはその他の方法で入手すること。

(j) 道路、通路、電車軌道、交線、側線、橋梁、貯水池、水路、波止場、工場、倉庫、電気工事設備、作業場、貯蔵所および会社の利益を促進することができるその他の工作物ならびに設備を建設、改良、維持、使用、運転、運搬または管理すること。および、その建設、改良、維持、使用、運転、運搬または管理に寄与し、これを助成し、その他これを援助しもしくはこれに参加すること。

(k) 会社が事業関係を有することのできる、または会社がその株式、証券その他の債務を保有する人もしくは会社のために資金を調達し、その資金調達に対して援助し、また、特別配当、金銭の貸付、契約、裏書、保証その他の方法によりこれ

を援助すること、および、前記の人もしくは会社の契約または債務の履行もしくは実行を保証し、また、とくに前記の人もしくは会社の証券、譲渡抵当および債務の元本および利息の支払を保証すること。

(l) 為替手形、約束手形、船荷証券、倉荷証券およびその他の流通証券もしくは譲渡しうる証券の振出、作成、引受、裏書、割引、記名調印および発行をなすこと。

(m) 会社が適当と思量する対価をもって、またとくに特別決議によりそれを授權されているときは、会社の目的と全部または一部類似する目的を有する他の会社の株式もしくは証券と引換えに、会社の事業もしくはその一部を全体としてまたは実質上全体として、売却、賃貸、交換または処分すること。

(n) 会社の財産をその営業の通常の過程において、売却、改善、運営、開発、交換、賃貸、処分、利用もしくはその他の方法にて処理すること。

(o) 会社の製品を發表するに便宜と認められる方法を採用すること。とくに、新聞に広告し、回状を配布し、美術品または趣味の工芸品を購入かつ展示し、書籍や雑誌を出版し、賞品および懸賞金を与えまたは寄附をなすこと。

(p) 会社が外国またはカナダの自治州もしくは准州において登記および承認されるように、とりはからうこと。また、その

外国または自治州もしくは准州の法に従って、その地で会社を代表し、会社のために令状の送達を受け、もしくは訴訟を引き受けるべき者を選定すること。

(g) 会社が購入その他の方法にて取得した財産の支払またはその一部の支払に際し、または会社に対して提供された過去の労務の対価として、会社の全額払込済株式を割当てかつこれを発行すること。

(h) 会社の財産を、配当、特別配当または適当と認められるその他の方法で、決議されるところに従い、現金、現物、正貨その他をもって、会社の株主に分配すること。ただし、この分配は、本法に従ってなされる場合を除いて、会社の資本を減少させないものとする。

(i) 会社の設立および組織の費用および支出金、またはこれらに付随する費用および支出金の全部を支払うこと。

(j) 会社の目的にとって即時に必要とされない会社資金を、決定される方法により投資しかつ処理すること。

(k) 上記の事項の一部および開封勅許状および補充開封勅許状によって授権された事項の全部を、本人、代理人、契約者、受託者その他の者として、また単独でかまたは他の者と協同してなすこと。

(v) 上記の目的ならびに開封勅許状および補充開封勅許状に定

める目的の達成に付随しもしくはこれらに貢献する他のすべての事項をなすこと。

(2) (権能は付与しないでおくことができる) 第一項に定める権能の一部を、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって付与せず、またはこれを制限することができる。

第二三条 (株主および取締役に対する金銭の貸付)

(1) 第二項に定める場合を除いて、会社はその株主もしくは取締役に金銭の貸付をなし、または何人かが会社の株式を購入しもしくは購入しようとするときに、そのためにもしくはそれに関連して、金銭の貸付、保証、担保の提供その他の方法により、直接もしくは間接に、財政的援助を与えてはならない。

(2) (例外) 会社は次の各号の行為をなすことができる。

(a) 金銭の貸付をなすことが会社の通常の営業の一部である場合に、その営業の通常の過程において、その株主もしくは取締役の何人かに金銭の貸付をなすこと。

(b) 会社の善意の常勤の従業員に対し、その者が株主であると取締役であるか否とを問わず、自己の居住用の住宅を購入もしくは建築せしめる目的で金銭の貸付をなし、また、その貸付金の返済のために前記の従業員から譲渡抵当もしくはその他の担保を取得すること。

(c) その者が株主であると取締役であると否とを問わず、会社

の善意の従業員によりもしくはそのために保有されるべき会社の全額払込済株式の受託者による購入に対し、現に実施中の計画に従って、貸付の方法で金銭を提供すること。

(d) 取締役以外の善意の会社従業員に対し、その者が株主であるか否かを問わず、実質的所有権によりその者が保有すべき会社の全額払込済株式を購入せしめる目的で、金銭の貸付をなすこと。

(e) 会社が私会社であるときは、その株主または取締役をして会社の発行済株式を購入せしめる目的で、これに金銭の貸付をなすこと。

(3) (附属定款の授權のみによる) 第二項 b、c、d 号もしくは e 号に定める権能は、取締役会によって可決され、かつその附属定款規定を審議するために適正に招集された株主総会において行使された、議決権の三分の二以上をもって認可された附属定款の授權にもとづいてのみ、これを行行使することができ

る。

(4) (取締役の責任) 本条に違反して金銭の貸付をなしたまたはこれに同意した会社の取締役および役員は、各自、その貸付金が返済されるまで、連帯して会社に対し責を負い、また、その当時存在したはその後において契約した会社の債務について、会社債権者に対しても、その貸付金の額まで年利五パーセ

ントの利息を付して、責を負う。

第二四條 (授權資本)

(1) 会社の授權資本は額面株式もしくは無額面株式またはその双方にこれを分ち、また、一種類以上の株式から成るものとすることができる。

(2) (額面株式) 会社の株式が額面株式であるときは、その授權資本は、開封勅許状もしくは補充開封勅許状に、ドル、ポンド、フランその他の通貨をもって、これを表示しなければなら

ない。また、これは、各種類の株式数にその額面価額を乗じた積の総額に等しい額とする。

(3) (無額面株式または額面および無額面株式) 会社の株式が無額面株式であるとき、またはその株式が額面株式および無額面株式から成るときは、その授權資本は、開封勅許状もしくは補充開封勅許状において特定された株式数としてこれを表示しなければなら

ない。

(4) (無額面株式の対価) 会社の株式が無額面株式であるとき、またはその株式が額面株式および無額面株式から成るときは、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、各無額面株式もしくは無額面の各種類の株式を、ドル、ポンド、フランその他の通貨で表示された額を総額もしくは価額において超える対価で発行することができない旨を定めることができる。ま

た、これに附加して、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、前記の株式を、会社の取締役会が便宜と思量するそれ以上の価額で、その価額について支払われるべき手数料をオンタリオ州出納官に支払いかつ自治州長官がその支払証明書を発行したときに、発行することができ旨を定めることができる。

第二五条（株式の性質）

一種類に属する各株式は、その種類の他のすべての株式とあらゆる点においてこれを同一のものとする。

第二六条（一種類以上の株式）

(1) 会社が一種類以上の株式を有するときは、その一種類はその表示ある普通株式でなければならない。他の種類は、その表示のいかんを問わず、優先株式でなければならない。

(2)（適用）第一項は、一九五四年四月三〇日以前に授權された株式にはこれを適用しない。

第二七条（優先株式）

(1) 会社が一種類以上の株式を有するときは、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもってある種類の優先株主に、それが優先株式であると普通株式であるを問わず、他の種類の株式の保有者に対する優先権もしくは権利を付与する旨を定めなければならない。この優先権もしくは権利は、その性質を制限することなく、配当、資本の払戻、取締役の一部を選任する権利、

またはその株式を他の種類の株式または証券に転換する権利に関するものであることができる。

(2)（条件等）会社の開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、ある種類の優先株式に、その株式の性質を制限することなく、会社がその種類の株式の全部もしくは一部を消却のため買入れもしくは任意にこれを償還する権利を含む条件、制約、制限もしくは禁止を、または議決権に対する条件、制約、制限もしくは禁止を、付することができる旨を定めることができる。

(3)（株主による償還）開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって定めるとき、または一九五四年四月三〇日以前に成立し認可された優先株式を設ける旨の附属定款規定をもって定めるとき、会社は、ある種類の優先株式につき、その株主または一定の数もしくは割合の株主の請求により、その一部を償還することができる。

(4)（無額面優先株式は償還されえない）無額面優先株式は資本の払戻に関する優先権を有しないものとし、かつ償還もしくは消却のための買入に服さないものとする。

(5)（額面優先株式の償還）額面優先株式が償還されるべきときには、その払込金額にて償還されなければならない。ただし、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって定めるとき、

または一九五四年四月三〇日以前に成立し認可された優先株式を設ける旨の附属定款規定をもって定めるときは、プレミアム、未払配当もしくはその他の一定の金額を支払うことができる。

(6) (実価での償還) 第五項にかかわらず、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって定めるとき、ある種類の優先株式は、その目的のための基金に留保された資金から、その実価にできるだけ近い価格にてこれを償還することができる。また、この実価の決定方法は、開封勅許状もしくは補充開封勅許状にこれを定めなければならない。

(7) (一部の償還) ある種類の優先株式が開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって償還株とされ、また、その株式の全部ではなく一部が随時償還されるべきときは、その償還されるべき株式は、第八項ないし第九項に定める場合を除いて、取締役会が定める方法にて抽籤により、またはできる限り各株主の名義において登録された株式数に比例して、これを選定しなければならない。

(8) (全部もしくは一部の償還) ある種類の優先株式の保有者の九五パーセント以上にしてその種類の発行済株式の九五パーセント以上を有するものが書面をもって同意するとき、および、その種類の株式の各保有者に、会社の帳簿に記載されたそ

の者の最近の住所に宛てて通知書を送付し二一日前に通知した後において、その種類の株式の保有者の何人も会社に対し書面をもって異議を述べないときは、会社は取締役会が決定する方法で、その株式の全部もしくは一部を償還することができる。

(9) (私会社の優先株式の償還) 私会社の優先株式の保有者が死亡したまたは会社との間の雇傭関係が終了するとき、会社は、そのときから一年以内に、死亡した株主または前従業員の保有する優先株式の全部もしくは一部を償還することができる。

(10) (権能の留保) 会社の開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、第七項、第八項もしくは第九項に定める権能のいずれかを付与しないことができる。

(11) (会社による優先株式の買入) 開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、会社が消却のために優先株式を買入れることができる旨を定めるときは、会社は、その株式の一部もしくは全部を、取締役会がその株式について取得可能と認める最低の価格にしてその株式の払込金額を超えない価格で、買入れることができる。ただし、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって定めるときは、プレミアム、未払配当もしくはその他の一定の金額を支払うことができる。

(12) (支払不能) 会社が支払不能であるとき、または償還もし

くは買入が会社を支払不能とするときは、会社は優先株式を償還しもしくはこれを消却のために買入れてはならない。

(13) (償還の効果) 会社が優先株式を償還しもしくは消却のために買入れるときは、その株式はそれによって消却され、かつその会社の授權資本および発行済資本はそれによって減少されるものとする。

(14) (優先株式の転換) 優先株式が、優先株式であると普通株式であるとを問わず、他の種類の同数もしくは異なる数の株式に転換されるとき、それによって転換された株式は、それぞれ転換の目的たる種類の株式とすべての点で同一のものとなり、かつ転換の影響を受ける種類の株式の数はそれぞれそれに応じて変更するものとする。

(15) (発行済資本は転換によって変更されない) 優先株式が他の種類の株式に転換されるとき、会社の発行済資本は、この転換によって増加もしくは減少しないものとする。

(16) (適用) 第一項、四項、七項、八項、九項および第一一項の規定は、一九五四年四月三〇日以前に授權された株式にはこれを適用しない。

第二八条 (優先株式の組分け)

(1) 会社の開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、ある種類の優先株式を随時一組以上の組に分つて発行することを授

権することができる。また、その種類に属する各組の株式に付する名称、優先権、権利、条件、制約、制限もしくは禁止を、その発行前に随時定めることを、取締役会に授權することができる。

(2) (議決権) 優先株式の同一種類に属するすべての組の株式は、同一の議決権を有しまたは議決権に対する同一の制約、条件、制限もしくは禁止を有するものとする。

(3) (配当) 配当金または資本の払戻において支払われるべき金額が全額支払われない場合には、優先株式の同一種類に属するすべての組の株式は、未払配当累積額があるときはこれをも含む配当につき、そのすべての配当が宣言されかつ全額支払われるときにその株式について支払われるべき額に従い、割合に応じて参加し、また、資本の払戻については、資本の払戻において支払われるべきすべての金額が全額支払われるときに、その支払われるべき額に従い、割合に応じて参加するものとする。

(4) (発行の停止条件) 優先株式のある種類に属する各組の株式は、その組の株式に付する名称、優先権、権利、条件、制約、制限もしくは禁止を定める補充開封勅許状が発行されるまで、これを発行してはならない。ただし、最初の組については、その名称、優先権、権利、条件、制約、制限もしくは禁止

が、開封勅許状もしくは補充開封勅許状に定められていたときは、この限りでない。

(5) (補充開封勅許状の発行) 副総督は、その組の株式に付する名称、優先権、権利、条件、制約、制限もしくは禁止を定める取締役会の決議によって授權された会社の申請にもとづき、かつその組の株式の創設および発行に先立って、開封勅許状もしくは従前の補充開封勅許状に条件が定められているときは、これを適法に遵守した旨の証拠を自治州長官に届出ること、前記の補充開封勅許状を発行することができる。

第二十九条 (議決権)

(1) 第二十七条第二項の規定に従い、優先株式もしくは普通株式の各保有者は、会社のすべての株主總會において、その者が有する各優先株式もしくは各普通株式につき一議決権を行使することができる。ただし、本条は、一九五四年四月三〇日以前に授權された株式にはこれを適用しない。

(2) (議決) 開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、常時または所定の事由が発生したときに、ある種類に属する各株式について議決権の数の増加を定めることができる。

第三〇条 (発行済資本、額面株式)

(1) 会社の株式が額面株式であるときは、その発行済資本は、ドル、ポンド、フランその他の通貨をもって、これを表示しな

ければならない。また、これは各種類の発行済株式の数にその額面価額を乗じた積の総計に等しい額とする。

(2) (無額面株式等) 会社の株式が無額面株式であるとき、またはその株式が額面株式および無額面株式から成るときは、その発行済資本は、ドル、ポンド、フランその他の通貨をもって、これを表示しなければならない。また、これは、額面株式の各種類の発行済株式数にその額面価額を乗じた積の総計に等しい額、および、これに、随時社外無額面株式を発行した対価の額ならびに会社の附属定款をもって随時資本に組入れられる額を加えた額とする。

(3) 会社の開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、資本が、額面価額を有するすべての発行済株式の額面総額および発行済無額面株式に関しては、ドル、ポンド、フランその他の通貨をもって表示された額ならびに会社の附属定款をもって随時資本に組入れられる額の総額に少なくとも等しい額であるべき旨を定めるときは、第二項の規定は、一九五四年四月三〇日以前に発行された無額面株式に関しては、会社の資本に影響を及ぼさないものとする。

(4) 一九五四年四月三〇日以前に、会社が無額面株式の割当および発行に際して受領した対価の一部を分配可能の剰余金として留保した場合には、その分配可能の剰余金の額は会社の発行

済資本の一部とはならないものとする。

第三条（株式の発行）

(1) 会社の開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款に反対の規定がない場合には、株式は、取締役会が決定する時期および方法で、また、その決定する者もしくは種類の者に対して、これを割当てかつ発行することができる。

(2)（対価、額面株式）額面株式は、割当がなされかつ発行された株式数にその額面価額を乗じた積に少なくとも相当する現金で支払われる対価、または、取締役会が明示の決議により誠実に、その取引のあらゆる情況において前記の現金による対価に公正に相当するものと定める、財産もしくは過去の労務で直接もしくは間接に支払われる対価をもってする場合を除き、これを全額払込済のものとして割当てかつ発行してはならない。

(3)（対価、無額面株式）無額面株式は、誠実にかつ会社の最善の利益において行為する取締役会が定める対価をもって、これを割当てかつ発行することができる。

(4) 無額面株式は、前項のように行為する取締役会が前項に従って定めた対価の総額まで現金で支払うべきものと定められた対価、または、取締役会が明示の決議により誠実に、その取引のあらゆる情況において前記の現金による対価に公正に相当するものと定める、財産もしくは過去の労務で直接もしくは間接

に支払われる対価をもってする場合を除き、これを全額払込済のものとして割当てかつ発行してはならない。

(5)（株主は債権者等に対して責を負わない）本条に従って割当てられかつ発行された株式は、その割当および発行の対価を会社が受領したときに全額払込済となり、かつ追徴不能となるものとする。また、前記の受領があったとき、その株式の保有者は、会社または会社の債権者に対して、株式の対価につき責を負わないものとする。

第三条（株式売却の手数料）

(1) 取締役会は、無条件であると条件付であることを問わず、会社の株式を引受けもしくは引受を合意することの対価として、または無条件であると条件付であることを問わず、その株式の引受を得もしくは引受を得ることの合意の対価として、その者に手数料を支払う旨の附属定款規定を可決することができる。ただし、その手数料は、引受額の二五パーセントを超えてはならない。

(2)（手数料に関する附属定款規定は認可されなければならない）第一項にもとづいて可決された附属定款規定は、それを審議するために適正に招集された株主総会において行使される議決権の三分の二以上をもって認可されるまで、効力を有しない。

(3) (授権されない手数料は認められない) 第一項に定める場合を除き、会社は、無条件であると条件付であるとを問わず、会社の株式を引受けもしくは引受を合意することの対価として、または無条件であると条件付であるとを問わず、その株式の引受を得もしくは引受を得ることの合意の対価として、何人かに手数料、割引額もしくは給付の支払をなすことに、会社の株式もしくは資本の一部を直接もしくは間接に充当してはならない。これは、その株式もしくは資本が、会社の取得した財産の購入資金に、または会社のために譲渡されるべき製品の契約代価に付加されることによってそのように充当されると、またはそれが名目購入資金もしくは契約代価その他から支払われると否とを問わない。

第三三条 (補充開封勅許状)

(1) 会社は、次の各号の事項を定める補充開封勅許状の発行を副総督に申請することができる。

- (a) 会社の目的の拡大、制限もしくはその他の方法での変更。
- (b) 会社の名称の変更。
- (c) 会社の授権資本の増加。
- (d) (i) 額面株式であると無額面株式であるとを問わず、発行済株式もしくは未発行株式を消却することにより、または発行済株式もしくは未発行株式の額面価額を引下げること

よって、会社の授権資本を減少し、または、
(ii) 会社が無額面株式を有するときは、その発行済資本を減少し、

かつ、会社が必要以上の資本を有するときは、発行済資本が本号にもとづく何らかの方法で減少される範囲において、株主に対する資本の払戻を授権すること。

(e) 会社の授権資本を従前よりも少額のまたは多額の額面価額を有する株式に再分すること。

(f) その無額面株式の一部を併合または分割すること。

(g) その額面株式の一部を無額面株式に変更すること。

(h) その無額面株式の一部を額面株式に変更すること。

(i) 額面株式もしくは無額面株式を異なった種類の株式に再類別すること。

(j) その開封勅許状もしくは従前の補充開封勅許状の規定を変更すること。

(k) 本法にもとづいて開封勅許状に定めることができるその他の事項について規定をおくこと。

(l) 会社を公募会社に組織変更すること。

(m) 会社を第四章に従うものとなすこと。

(n) 会社を第四章に従わないものとなすこと。

(o) 会社を私会社に組織変更すること。

(p) 会社を株式資本を有しない法人に組織変更すること。

(q) 会社を第五章に従う株式資本を有する法人または株式資本を有しない法人に組織変更すること。

(r) 会社を第五章に従わないものとなすこと。

(2) (授権) 第一項 a 号ないし n 号にもとづく申請は、特別決議によって授権されなければならない。

(3) (同上) 第一項 o 号ないし r 号にもとづく申請は、取締役会の決議により授権され、かつ、

(a) 株主の一〇〇パーセントが、または、

(b) 株主の九五パーセント以上にして発行済資本の九五パーセント以上を有する者が、

書面をもってこれを認可しなければならない。ただし、b 号にもとづく認可については、各株主に会社の帳簿に記載されたその者の最近の住所に宛てて通知書を送付し、二日前にその申請に関する通知をなすまで、かつ二日の満了時に株主の何人も会社に対し書面をもって異議を述べない場合を除いて、その申請をなしてはならない。

(4) (優先株主の権利の変更を目的とする附加的授権) その申請が、優先株式のある種類に付する優先権、権利、条件、制約、制限もしくは禁止を削除もしくは変更し、または優先株式の既存の種類に優先もしくはこれと同順位におかれる優先

株式を設けることを目的とするときは、第五項に従いかつ第二項によって必要とされる授権に加えて、その申請は、

(a) その種類の株主の一〇〇パーセントが、または、

(b) その種類の株式の保有者の九五パーセント以上にしてその種類の発行済株式の九五パーセント以上を有する者が、書面をもって授権しない限り、これをなしてはならない。

ただし、b 号にもとづく授権については、その種類の株式の各保有者に会社の帳簿に記載されたその者の最近の住所に宛てて通知書を送付し、二日前にその申請に関する通知をなすまで、かつ二日の満了時にその種類の株主の何人も会社に対し書面をもって異議を述べない場合を除いて、その申請をなしてはならない。

(5) (同上) 開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって定めるときは、第四項によって必要とされる授権は、その目的で適正に招集されたその種類の株主の総会において行使される議決権の三分の二以上によって、これをなすことができる。

(6) (例外) 一九五四年四月三〇日以前に発行された開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、優先株式に付する優先権、権利、条件、制約、制限もしくは禁止を削除もしくは変更し、または優先株式の既存の種類に優先もしくはこれと同順位におかれる優先株式を設けるための補充開封勅許状の申請

の授權を定めるときは、この授權は効力を有するものとし、かつ第四項および第五項はこれに適用されない。

(7) (申請の時期) 第一項にもとづく申請は、その決議が株主によって認可された後六月以内においてのみ、これをなすことができる。

(8) (例外) 第四項は、第九五条にもとづく協定には適用されない。

(9) (特別法による法人の適用除外) 本条は、特別法によって設立された会社にはこれを適用しない。ただし、特別法によって設立された会社は、その名称を変更する補充開封勅許状の発行を本条にもとづいて申請することができる。

第三四条 (資本の減少)

授權資本もしくは発行済資本を減少する補充開封勅許状の申請に際して、会社は、その減少後も支払能力を有することを自治州長官に十分に証明しなければならない。また、自治州長官の要求あるときは、その申請に異議ある債権者が存在しないことを自治州長官に十分に証明しなければならない。

第三五条 (発行済資本の減少)

発行済無額面株式が消却されるときは、これによりその発行済資本は、その種類の株式の平均発行対価にその種類の消却された株式数をそれぞれ乗じた積の総計に相当する額だけ、

減少するものとする。

第三六条 (発行済資本の減少に対する責任)

(1) 補充開封勅許状をもって会社の発行済資本が減少されるとき、その補充開封勅許状の日付において株主であった者は、その者に対する払戻の額もしくはその責任の減少額または場合に応じその双方の額を超えない額まで、その日付において支払期の到来した債務につき、会社の債権者に対しそれぞれ責を負うものとする。

(2) (責任の制限)

(a) 会社が補充開封勅許状の日付後六月以内にその債務について訴えられ、かつ強制執行が全部もしくは一部目的を達しなかったことが報告された場合を除いて、また、

(b) 補充開封勅許状の日付から二年以内に、その者がその債務について訴えられる場合を除いて、

何人も第一項にもとづく責を負わないものとする。

(3) (同上) 強制執行が全部もしくは一部目的を達しなかったことが報告された後においては、その者に対する払戻の額もしくはその責任の減少額を超えない、その強制執行にもとづいて支払われるべき金額を、その者から回復しうる金額とする。

(4) (種類訴訟) 本条にもとづいて責を負う株主が多数存在することが明らかにされた場合には、裁判所は、その株主のうち

一人以上の者をその種類の代表者として、これに対し訴訟を提起することを許可することができる。また、原告が債権者として自己の請求権を立証するときは、裁判所は、事件付託命令を下し、発見することのできるその種の株主の全員を、裁判所主事局における当事者として加えることができる。裁判所主事は、原告の請求に対して各株主が分担すべき額を決定し、かつそのように決定された金額の支払を命ずることができる。

(5) (受託者の資格で株式を保有する株主) 遺言執行者、遺産管理人、意思無能力者の後見人、保佐人もしくは受託者として株式を保有し、会社の帳簿に株主として登録され、かつ前記の資格において指定の財産、人もしくは信託財産を代表するものと表示されている者は、本条にもとづきみずから責を負わないものとする。ただし、その財産、人もしくは信託財産は、本条によって課されるすべての責任に従うものとする。

第三七条 (端株)

(1) 株式の一部に対して権利を有する者は、それにつき会社の帳簿に登録されまたは端株券を受領する権利を有しないものとする。ただし、その者はその部分について無記名の端株券を受領することができる。また、会社の主たる事務所もしくは会社の指定する場所に、完全な一株に相当する無記名の端株券をまとめて显示するときは、それと引換えに完全な一株の株券を

発行し、かつこの発行された株券の名義人をその株式の保有者として会社の帳簿に登録しなければならない。

(2) (譲渡) この無記名の端株券は、これを交付することで譲渡することができる。

(3) (会社による買入) 端株を完全な株式に併合するために、会社は端株を買入れることができる。また、その場合には、その併合によって生ずる完全な株式を会社は直ちに売却しなければならない。

第三八条 (株式は人的財産とみなされる) 会社の株式は、これを人的財産とみなす。

第三九条 (株式の譲渡)

(1) 会社の株式は、本法、特別法、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって定める条件および制約に従い、会社の帳簿上これを譲渡することができる。

(2) (譲渡に関する附属定款規定) 第三項に従い、全額払込済株主の株式を譲渡する権利を何らかの方法で制約する附属定款規定を定めてはならない。ただし、株式譲渡の方法を規制する附属定款規定を定めることができる。

(3) (株主が会社に債務を負っている場合) 公認の株式取引所に上場されている株式の場合を除き、開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款をもって定めるときは、取締役会は、会

社に対し債務を負担する株主の名義で登録された全額払込済株式の譲渡の登録を拒絶することができる。

第四〇条（株式譲渡登録簿） すべての会社は、株式のすべての譲渡およびそれぞれの譲渡の日付ならびにその他の事項を記載すべき譲渡登録簿を備付けなければならない。

第四一条（名義書換代理人） 会社は、株主名簿および株式譲渡登録簿を備付ける名義書換代理人を任命することができる。また、支店株主名簿および支店株式譲渡登録簿を備付ける一以上の支店名義書換代理人を任命することもできる。

第四二条（名簿備付の場所）

(1) 株主名簿および株式譲渡登録簿は、会社の主たる事務所または取締役会の決議で指定されるオンタリオ州内のその他の事務所もしくは場所に、これを備付けなければならない。また、支店株主名簿および支店株式譲渡登録簿は、取締役会の決議で指定される会社の事務所もしくはオンタリオ州内もしくは州外のその他の場所に、これを備付けることができる。

(2) （有効な登録） 株式譲渡登録簿もしくは支店株式譲渡登録簿への会社の株式の譲渡の登録は、あらゆる目的にとって完全かつ有効な登録とする。

(3) （支店株式譲渡登録簿への記載） 各支店株式譲渡登録簿には、その支店株式譲渡登録簿に登録された株式の譲渡に関する

事項のみを記載するものとする。

(4) （株式譲渡登録簿への記載） 各支店株式譲渡登録簿に登録された株式のあらゆる譲渡に関する事項は、株式譲渡登録簿に記載されなければならない。

(5) （株式譲渡登録簿の閉鎖） 会社の取締役会は、決議により、土曜日および休日を除き、株主総会の直前の四八時間を超えない期間、株式譲渡登録簿およびもしあるときは支店株式譲渡登録簿を閉鎖することができる。また、そのあらゆる閉鎖に関する通知は、株式譲渡登録簿が備付けられる場所で発行されている新聞および支店株式譲渡登録簿が備付けられる各場所で発行されている新聞に、なさなければならない。

第四三条（株券）

(1) 各株主は、自己の有する株式につき、それに関する会社の附属定款規定に従い担当役員の署名ある株券を受領することができる。ただし、会社は数人の者の共有する株式につき、一株券以上を発行する義務を負わないものとする。また、数人の共有株主の一人に対して株券を交付したときは、全員に対する交付となるものとする。

(2) （証拠） 株券は、その表彰する株式に対する株主の権利についての一応の証拠とされる。

(3) （手数料） 会社は、発行される各株券につき五〇セントを

超えない手数料を請求することができる。ただし、株式の割当および発行の場合には、手数料を請求してはならない。

第四四条（喪失株券）

株券を汚損し、毀損しもしくは喪失した場合には、それに代えて、手数料の定めがあるときは、取締役会の決定する一ドルを超えない額を支払い、かつ、証拠および損害賠償の定めがあるときは、取締役会の決定するそれに関する条件に従って、新株券を発行することができる。

第四五条（株券の記載事項）

(1) 各株券には、

(a) その表面に、会社の名称、「オンタリオ州で設立された」
（“Incorporated in the Province of Ontario”）ことの文言もしくは類似の趣旨の文言およびその授權資本の表示を記載しなければならない。また、

(b) その株券の表彰する株式の数および種類ならびにその株式が額面株式であるか無額面株式であるか否か、また一部払込済のときはその払込まれた金額、またはその株式が全額払込済であることを、それぞれ記載しなければならない。また、
(c) その株券が優先株式を表彰するときは、その属する優先株式の種類に付着する優先権、権利、条件、制約、制限もしくは禁止を、券面上に判読し易い文字をもって記載しなければならない

ならない。また、

(d) その株券が私会社の株式を表彰するときは、その表面に「私会社」なる文言を記載しなければならない。

(2)（例外）ある種類の優先株式の一部のみが転換され、償還されもしくは消却の目的をもって買入れられるときは、会社はその株券上の授權資本の表示を変更することを要しない。

第四六条（株券の署名）

株券は、一人以上の会社役員または会社の名義書換代理人もしくは支店名義書換代理人によりまたはその者を代表して、自署されなければならない。会社は、附属定款をもって、株券につき必要とされるそれ以上の署名を印刷し、鐫刻し、石版刷しもしくはその他の方法で機械的に券面に複写しうる旨を定めることができる。この場合において、前記の方法で署名された株券は、それらが自署されたと同一の効力を有するものとする。

第四七条（信託）

(1) 会社は、株式について、明示たると黙示たると法定たるとを問わず、信託の成立を調査する義務を負わないものとする。

(2)（免責）その者の名義で株式が会社の帳簿に登録されている株主に関する領収証は、その信託の通知が会社に対してなされた与否とを問わず、その株式に関してなされた払込につき、会社に対する有効かつ拘束力ある免責となるものとする。

(3) (払込まれた金銭の使用) 会社は、この領収証にもとづいて払込まれた金銭の使用を調査する義務を負わないものとする。

(4) (譲渡の授権) 会社の帳簿上にその資格において株式を保有するものとして登録されている、遺言執行者、遺産管理人、意思無能力者の後見人、保佐人もしくは受託者の書面による授権は、その遺言執行者、遺産管理人、意思無能力者の後見人、保佐人もしくは受託者名義への無条件の譲渡をも含め、会社がその株式の譲渡を登録するための十分なる免責事由となるものとする。

第四八条 (無記名株券)

(1) 公募会社は、開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもってその旨の授権がなされるとき、およびそれに定める無記名株券に関する規定に従い、全額払込済株式に関して、その所持人がそれに明記する株式について権利を有することを記載する社印を押捺した無記名株券を発行することができる。また、公募会社は、無記名株券に明記された株式にもとづく将来の配当の支払を、クーポンその他の方法をもって、定めることができる。

(2) (会社帳簿への無記名株券に関する記載) 会社が無記名株券を発行するときは、発行時にその株式を保有するものとして会社の帳簿に記載されている株主の氏名を、その者が株主であ

ることを止めた場合と同一にその帳簿から削除し、かつその帳簿に以下の事項を記載しなければならない。

① 無記名株券発行の事実

② 無記名株券に明記される株式の表示

③ 無記名株券発行の日時

(3) (譲渡) 無記名株券はその所持人にその券面に明記された株式に対する権利を付与するものとする。この株式は株券の交付によって、これを譲渡することができる。

(4) (無記名株券の所持人は株主とみなされる) 無記名株券の所持人は、これを会社の株主とみなす。ただし、その者は総会の通知または財務書類もしくは会計監査役報告書の写しを受領する権利を有さず、かつ無記名株券に明記される株式に関しては会社の取締役となる資格を与えられないものとする。

(5) (議決権) 株主総会において無記名株券を呈示すること、その所持人は総会に出席しかつ無記名株券に明記される株式につき議決権を行使することができる。

(6) (証書) 第五項において、「無記名株券」とは、その所持人がその証書もしくはその他の文書に明記された株式についての無記名株券の保有者である旨の、会社にとって十分な証書もしくはその他の文書を含むものとする。

(7) (株主として登録するための無記名株券の引渡) 無記名株

券の所持人は、開封勅許状もしくは補充開封勅許状に定める無記名株券に関する規定に従い、その株券を引渡しこれを無効とすることで、それに明記された株式を自己の名義において会社の帳簿に登録させることができる。また、会社は、その株券の引渡および無効の手続を経ることなく、それに明記された株式に関する無記名株券の所持人の氏名を会社がその帳簿に記載したために、何人かが被った損失について責を負うものとする。

(8) (無記名株券の引渡) 無記名株券を無効とするために引渡がなされたときは、その引渡の日付を会社の帳簿に記載しなければならぬ。

第四九条 (譲渡は登録後に初めて効力を有する)

(1) 株式の譲渡は、強制執行にもとづくまたは正当な管轄権を有する裁判所の判決、命令もしくは決定にもとづく売却によってなされる場合を除いて、その登録が会社の株式譲渡登録簿もしくは支店株式譲渡登録簿に適法になされるまでは、いかなる目的についても効力を有しないものとする。ただし、譲渡当事者相互の間の権利、および譲渡が無条件であるときは、譲受人をして会社および会社債権者に対し譲渡人とともに連帯責任を負わしめる権利を証する目的のみについては、この限りでない。

(2) (例外) 第一項にかかわらず、全額払込済株式が、その株券をそれに裏書されもしくはそれに添付された適正に作成さ

れた譲渡証書とともに交付したときに、公認の株式取引所に上場されている場合には、この交付はその株券の表彰する株式を有効に譲渡するものとする。ただし、その譲渡の登録が会社の株式譲渡登録簿もしくは支店株式譲渡登録簿に適正になされるまで、会社は、その株券の表彰する株式をその名義で会社の帳簿に登録している者を、株主総会の通知を受領しかつ総会において議決権を行使し、また配当もしくはその他の方法によると否とを問わず、その株式について支払を受領する唯一の権利者として取り扱うことができる。

(3) (代理人の権限は譲渡人の死亡によって取消されない) 譲渡人の死亡前に対価をもって交付された株券に裏書されもしくはそれに添付された適正に作成された譲渡証書に定める代理人の権限は、譲渡人の死亡によって取消されないものとし、それに条件もしくは制約の定めあるときは、これに従って効力を有するものとする。

第五〇条 (所有者に対する通知)

(1) 取締役会は、株式の所有者として会社の帳簿に登録されている者に、株式譲渡の登録の申請があったことを通知する目的で、その登録を認めることを拒絶することができる。その場合においては、会社は、直ちにその者にその申請について通知しなければならない。

(2) (所有者は手続の停止を申立てることができる) 上記の所有者は、この通知後七日以内に、その譲渡登録に対し手続の停止を申立てることができる。この申立があったとき、その譲渡の登録は四八時間内は、これをなしてはならない。

(3) (命令が送達されないときは譲渡を登録することができる) この通知後一週間以内に、または上記の四八時間の経過までに、いずれが遅れて満了すると否とを問わず、その譲渡の登録を禁止する正当な管轄権を有する裁判所の命令が会社に送達されなかったときは、この譲渡はこれを登録することができる。

(4) (会社の責任) 株式の譲渡が本条に定める手続を経て登録されたときは、会社は、その権利を譲渡せしめられる者に対して、その株式に関しては責を負わないものとする。ただし、本項の文言は、譲渡人が譲受人に対して有することのできる請求権を害しないものとする。

第五一条 (株式の譲渡に取締役会の同意が必要とされる場合)

(1) 全額払込済でない株式の譲渡の登録は、取締役会および譲受人の同意なくしてこれをなしてはならない。また、第四項に従い、この登録が取締役会の同意を得てなされるときは、譲渡人はこの株式の未払込額につき会社または会社債権者に対し責を負わないものとする。

(2) (取締役の責任) 第三項に従い、その株式について全額払込に足る實力を有しないものと取締役会が信すべき理由ある者に、全額払込済でない株式が譲渡され、取締役会の同意を得て登録がなされたときは、取締役は、その登録がなされなかった場合に譲渡人が負担すると同一の方法をもってかつそれと同一の範囲において、会社および会社債権者に対し、連帯して責を負うものとする。

(3) (責任の免除) 上記の登録に対する同意がなされたときに出席した取締役が直ちに、またはその時に欠席した取締役がその同意について知った後七日以内に、その同意に対する書面による異議を会社の役員に提出し、かつその異議の提出後七日以内に、その異議の写しを書留郵便をもって自治州長官に送付したときは、その取締役はこの方法によつてのみ第二項にもとづく責任を免れるものとする。

(4) (払込催告が未払込にとどまる場合の責任) 払込催告がなされるも未払込の株式の譲渡が、取締役会および譲受人の同意を得て登録されるときは、譲受人は、その払込催告について未払込にとどまる限り、その者がその催告がなされたときに株主であったと同一の範囲において、かつその株式の没収に対すると同一の責任をもって、その払込催告につき責を負うものとする。譲渡人もまた、その払込がなされるまで、払込催告につい

てなお責を負うものとする。

第五二条（死亡株主の株式の移転）

会社の株式もしくは証券の保有者の死亡により、相続税法に従い、本条において「相続人」と称される何人かに対し、その株式もしくは証券の移転が行なわれ、またはその株式もしくは証券の権原もしくは支配権がその者に帰属しもしくは帰属するものと主張される場合において、会社は、以下の各号に該当するとき、その相続人の名義でその株式もしくは証券を会社の帳簿に登録することを認可もしくは同意し、またはその元金もしくはそれにもとづく配当もしくは利息をその相続人に支払うことができる。

(a) 相続人が、遺言検認証もしくは遺産管財状または何らかの管轄権にもとづいて裁判所もしくはその他の司法機関によって発行されたまたは発行されるべきその他の書類の付与により、その遺言検認証、遺産管財状もしくはその他の書類またはその認証済謄本もしくは抄本、または上記裁判所もしくはその他の機関の印章を押捺したこの付与に関する証明書を（その印章の真正証明またはその他のいかなる証明がなくとも）提出し、またその謄本を寄託して、権利を主張するとき。

(b) 相続人が、この移転または権原もしくは支配権の帰属が行なわれる管轄区域の法律により、遺言検認証もしくは遺産管

財状の付与またはその他の裁判所もしくは司法上の行為がなくとも、その管轄区域の法律に従ってその証明およびその法律に関する相当の証拠を提出かつ寄託して、権利を主張するとき。

(c) 死亡保有者の財産（estate）の正味価格が一五〇〇ドル以下であるとき、またはその株式もしくは証券の市場価格が三〇〇ドル以下であるときに、会社にとって十分なそれに関する相当の証明がなされた場合。

このいずれの場合においても、それぞれ、その移転または権原もしくは支配権の帰属の性質を証する宣誓書を、相続人が提出しかつこれを寄託することを要する。

第五三条（株式に対する払込催告）

(1) 取締役会は、株主の保有する株式に対する未払込額の全部もしくは一部を、本法、特別法、開封勅許状、補充開封勅許状、附属定款もしくはその株式の割当および発行の条件において必要としまたは認める時期および場所ならびに払込金額もしくは分割払込金額をもって、その決議により株主に払込催告し、また書面でのそれに関する通知により株主に請求することができる。

(2)（請求書には没収を受けるべきことを記載しなければならない）この請求書には、払込の催告に応じて払込まれない場合

には、催告のなされた株式が没収されるべきことを記載しなければならない。

(3) (利息支払の責任) 株主が指定された支払期日もしくはそれ以前にその履行すべき払込請求に応じないときは、その株主は指定された支払期日から支払の時まで、年五パーセントの利率でその金額について利息を支払わなければならない。

(4) (株式の没収) 払込の催告に従って払込がなされない場合には、取締役会は払込請求に対し払込のない株式を没収することができる。

(5) (没収株式の売却) 没収された株式は、没収の時に会社の財産となり、会社の附属定款規定に従ってこれを売却することができる。

(6) (責任の継続) この没収にかかわらず、没収の時にその株式の保有者である者は、没収の時にその株式について未払込であった金額全額につき、会社および会社債権者に対し引続いて責を負うものとする。ただし、その後会社がその株式に関して受領した金額を控除する。

(7) (売却にもとづく超過額の払戻し) 会社が没収株式の売却により、その時にその株式について未払込であった金額を超える額を受領したときは、その超過額はその株式を没収された者にこれを払戻さなければならない。

(8) (訴訟による払込催告額の回復) 取締役会は、株式の没収に代え、正当な管轄権を有する裁判所に訴を提起することによって、払込額の全部およびそれに対する利息の支払を強制することができる。

第五四条 (払込が催告されない金額を受領する権利)

取締役会は、何時でも株主から、その者の保有する株式につき、払込が催告されずかつ未払込の金額の全部または一部を受領することができる。

第五五条 (株主の有限責任)

(1) 株主は、その資格において、会社の何らかの行為、懈怠、債務もしくは負債について、または会社に関してのもしくは会社に関連する何らかの合意、請求、支払、損失、権利侵害、取引、事件もしくは事項について、その有する株式に対する未払込額を超えて責を負うことがないものとする。

(2) (株主の責任) 株主は、その有する株式に対し金額が払込まれるまでは、その未払込額に相当する額まで会社の債権者に対し責を負うものとする。ただし、会社に対する債権者の訴訟において強制執行が全部もしくは一部不成功に帰したことが報告されるまでは、債権者による訴訟に責を負わないものとする。

(3) (回復されるべき金額) その有する株式の未払込額を超え

ない、この強制執行にもとづいて支払われるべき金額は、その株主から回復されるべき額であり、かつその回復がなされたときに、これはその株式について払込まれたものとみなされる。

(4) (相殺) 株主は、債権者によるこの訴訟において、会社に対して主張することができた相殺を全部もしくは一部抗弁として主張することができる。ただし、未払配当またはその会社の取締役もしくは役員としての俸給もしくは手当に対する請求権については、この限りでない。

第五六条 (受託者等はみずから責を負わない)

(1) 会社の帳簿に株主として登録されかつそれに指名の財団、人もしくは信託財産を代表する資格を有するものと記載されている、遺言執行者、遺産管財人、意思無能力者の後見人、保佐人もしくは受託者は、その者が代表する株式に関してみずから責を負わないものとする。

(2) (財団等の責任) 前記の者に代表される財団、人もしくは信託財産は、遺言者、無遺言死亡者、意思無能力者、被後見人もしくは信託受益者がその株式の保有者として会社の帳簿に登録された場合と同一の責を負うものとする。

(3) (受託者等が責を負う場合) 前記の者に代表される遺言者、無遺言死亡者、意思無能力者、被後見人もしくは信託受益者が、会社の帳簿に表示されないときは、遺言執行者、遺産管

財人、後見人、保佐人もしくは受託者は、その者が株式を自己の名義でその所有者として保有する場合と同一に、その株式についてみずから責を負うものとする。

第五七条 (解釈)

(1) 第二項において用いられる「譲渡抵当権者」の語は、これに証券保有者の受託者を含むものとする。

(2) (譲渡抵当権者はみずから責を負わない) 会社の株式の譲渡抵当権者および副担保としてその株式を保有する者は、会社の帳簿にその株式の保有者として登録され、かつそれに表示された抵当権設定者もしくは副担保を提供する者を上記のいずれかの資格において代表するものと記載されるとき、その代表する株式についてみずから責を負わないものとする。ただし、抵当権設定者もしくは副担保を提供するその他の者は、その者が会社の帳簿にその株式の保有者として登録された場合と同一の責を負う。

第五八条 (借財能力)

(1) 取締役会は、以下の各号を目的とする附属定款規定を定めることができる。

- (a) 会社の信用にもとづいて金銭の借入をなすこと、または、
- (b) 会社の証券を発行し、売却しもしくは質入すること、または、

(c) 会社の証券もしくは借入金その他の金銭債務またはその他の債務もしくは負債を担保するため、買掛金および未払いの払込請求金、権利、権能、特権および請負い仕事をも含む、会社の不動産または動産の全部もしくは一部に負担を課し、譲渡抵当権、抵当権を設定しまたはこれを質入すること。

(1) a (解釈) 第一項および第一項に先行するすべての条文において「会社の財産」というときは、常に会社の現在および将来の財産の双方を含み、かつこれを含んでいたものとする。

(2) (借財に関する附属定款規定は認可されなければならない) 第一項にもとづいて定められた附属定款の規定は、それを審議するために適法に招集された株主総会において行使された議決権の三分の二以上をもって認可されるまで、効力を有しないものとする。

第五九条 (償還不能の証券)

証券もしくは証券を担保するための証書に定める条件は、それによりその証券を償還不能とし、またはその可能性がいかに乏しくともある偶発事の発生に、もしくはその期間がいかに長くともある期間の満了時にのみ償還しうるものとされることのみを理由として、これを無効としてはならない。

第六〇条 (複本は届出しなければならない)

(1) 会社がその証券を担保するために設定した負担、譲渡抵当またはその他の抵当権もしくは質権に関する証書の複本もしくは社印を押捺したその認証済謄本は、これを遅滞なく自治州長官の事務所に届出なければならない。

(2) (例外) 第一項は、会社証券登録法もしくはその他の法律にもとづいて、自治州長官に届出られた負担もしくは譲渡抵当にはこれを適用しない。

第六一条 (配当を宣言する権能)

(1) 特別法、会社の開封勅許状もしくは補充開封勅許状に別段の定めがない限り、取締役会は会社の発行済株式に対して配当を宣言し、かつ会社はこれを支払うことができる。

(2) (支払の方法) 配当は、現金もしくは正貨または配当額を価格において超えない現物で、これを支払うことができる。

(3) (配当を宣言してはならない場合) 会社が支払不能であるか、または配当もしくは特別配当の支払が会社を支払不能としもしくは会社の資本を減損するときは、取締役会は配当もしくは特別配当を宣言し、かつ会社はこれを支払ってはならないものとする。また、本項に違反して配当もしくは特別配当を宣言しかつこれを支払うときは、取締役は、そのように宣言し、かつ支払われた配当額、またはそのうち会社を支払不能としもしくは会社の資本を減損する部分について、会社に対し連帯して

責を負うものとする。

(4) (責任の免除) 上記の配当もしくは特別配当が宣言されたときに出席した取締役が直ちに、またはその時に欠席した取締役がその宣言について知った後七日以内に、その宣言に対する書面による異議を会社の役員に提出し、かつその異議の提出後七日以内に、その異議の写しを書留郵便にて自治州長官に送付したときは、その取締役はこの方法によってのみ第三項にもとづく責任を免れるものとする。

(5) (減耗資産を有する会社) 本条の文言は、鉱業会社またはその資産が消耗性を有する会社、または他法人の資産もしくはその相当部分を、その法人もしくはその法人の譲受人から、金銭に換価しかつその金額を会社の株主に分配するために取得しかつ管理する目的で設立された会社が、その会社の運営より生じた資金をもって配当を宣言しかつこれを支払うことを妨げないものとする。

(6) (資本減損の範囲) 第五項によって付与される権能は、配当の支払いが会社の残存資産の価額を、発行済資本を除いて会社の債務全額を弁済するに足りない額にまで減少せしめないときは、会社の純資産の価額がこれにより会社の発行済資本以下に減少せしめられる場合にも、これを行使用することができ。

(7) (認可された附属定款規定が要求される場合) 第八項に従

い、第五項によって付与される権能は、取締役会によって可決され、かつそれを審議するために適法に招集された株主総会において行使された議決権の三分の二以上をもつて認可された附属定款規定の授權にもとづいてのみ、これを行使用することができる。

(8) (同上) 配当が附属定款の授權なく、第五項に定めるいずれかの事例において会社により支払われた場合には、その支払いは、それを採択しかつ承認する附属定款規定が取締役会によって可決されかつ第七項に定める方法で株主によって認可されたとき、これを有効なものとする。

第六二条 (株式配当)

取締役会が現金で支払うべきことを宣言することができる配当額について、取締役会は、株式配当を宣言しかつそのために会社の全額払込済株式を発行し、またはすでに発行済の全額まで払込まれていない会社の株式についてその配当額を払込分に繰入れることができる。この株式の保有者の責任は、その配当額だけ減少されるものとする。

第六三条 (株式譲渡登録簿の閉鎖)

取締役会は、配当を宣言するとき、その配当の支払に先立つ直前の二週間を超えない所定の期間、株式の譲渡を会社の帳簿に登録しないことを指示することができる。また、その支払

は、帳簿閉鎖の日付における登録株主に対してこれをしなければならぬ。

第六四条（取締役についての累積投票）

(1) 会社の開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款をもって、取締役の選任につき議決権を有する各株主は、その場合にその者が保有する株式に伴う議決権の数に選任されるべき取締役の数を乗じた数に等しい議決権数行使する権利を有すること、およびその者はこの議決権のすべてを候補者の一人にのみ行使し、または適当と思量する方法で候補者間に分散行使することができること、ならびにその者が候補者間にその議決権を分散行使することを特定することなく、一人以上の候補者に議決権を行使したときは、その株主はその者が議決権を行使した候補者間にその議決権を平等に分配したものとみなされることを、定めることができる。

(2)（協同組合）本条は、第五章の適用される会社、または信用組合法（Credit Unions Act）の適用される会社には、これを適用しない。

第六五条（取締役の解任）

会社の開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款をもって第六四条にもとづく累積投票による取締役の選任を定める場合には、その開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款

に、株主は、その決議可決の目的を明記する通知が寄せられた総会において行使された議決権の三分の二以上によって可決された決議をもって、取締役をその任期の満了前に解任し、またその総会において行使された議決権の過半数をもって、何人かをその取締役に代えその任期の残存期間について選任することができる旨を定めることができる。ただし、取締役の解任決議に反対して行使された議決権が、取締役会の全員の選任において累積的に行使された場合に、一人以上の取締役に選任するに足りるときは、取締役の何人も解任してはならないことを定めることができる。

第六六条（同上）

(1) 会社の開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款をもって第六四条にもとづく累積投票を定めない場合には、その開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款に、株主は、その決議可決の目的を明記する通知が寄せられた総会において行使された議決権の三分の二以上によって可決された決議をもって、取締役をその任期の満了前に解任し、またその総会で行使された議決権の過半数をもって、何人かをその取締役に代えその任期の残存期間について選任することができる旨を、定めることができる。

(2)（例外）第一項は、一九五四年四月三〇日以前に発行され

た、会社の開封勅許状もしくは補充開封勅許状における、取締役の解任に関する規定の効力を妨げないものとする。

第六七条（附属定款）

(1) 取締役会は、以下の各号の事項を規制するため、本法または開封勅許状もしくは補充開封勅許状に反しない附属定款の規定を定めることができる。

(a) 株式の割当および発行、株式に対する払込催告、その支払、株券の発行、未払込を理由とする株式の没収、没収株式の売却、株式の譲渡およびその登録…

(b) 配当の宣言およびその支払…

(c) 取締役の資格制限およびその報酬…

(d) 取締役選任の時期およびその方法…

(e) 会社の代理人、役員および従業員の任命、報酬、職務、職責および解任、ならびに、もしあるときは、それらの者が会社に提供すべき担保…

(f) 株主総会および取締役会議開催の時期、場所およびそれにつき発せられるべき通知、株主総会における定足数、委任状に関する要件、ならびに株主総会および取締役会議におけるあらゆる事項に関する手続…

(g) 会社業務に関するその他すべての事項の管理。

(2)（認可）第一項にもとづいて定められた附属定款規定および

びその廃止、修正もしくは再制定は、その目的のために適法に招集された株主総会において認可されない場合には、次の年次株主総会まで効力を有するにすぎないものとする。ただし、その総会で認可されたときはこの限りでない。また、次の年次総会で認可されないときは、その時にかつその時から効力を失なうものとする。その場合には、同一もしくは類似の内容を有する新たな附属定款規定は、株主総会で認可されるまで効力を有しないものとする。

(3)（否認等）株主は、株主総会もしくは第二項に定める年次総会において、取締役会によって定められかつ認可を得るため総会に提出された附属定款規定を認可し、否認し、修正もしくはその他の方法で処理することができる。ただし、この附属定款規定にもとづいてなされた行為、またはこれにもとづいて取得された権利は、この否認、修正もしくはその他の処理によって不利益な影響を受けないものとする。

第六八条（社長および取締役の支払）

社長が社長たる資格においてなす支払もしくは取締役が取締役たる資格においてなす支払に関する附属定款規定は、その目的のために適法に招集された株主総会において認可されるまで、効力を有しないものとする。

第六九条（執行委員会）

(1) 会社の取締役会における取締役の員数が六名以上であるときは、取締役会は、その員数の中から三名を下らない取締役をもって構成される執行委員会を選任し、かつこれに、もしあるときは、その附属定款に定めるもしくは取締役会によって随時課される制約に従って、取締役会の権能の一部を委任することを取締役会に授權する、附属定款規定を定めることができる。

(2) (認可) この附属定款規定は、その目的のために適法に招集された株主総会において行使された議決権の三分の二以上によって認可されるまで、効力を有しないものとする。

(3) (定足数) 執行委員会は、その構成員の過半数以上の員数をもって、定足数と定めることができる。

第七〇条 (取締役による契約に関する利害関係の開示)

(1) なんらかの方法で会社との間の契約の申込みもしくは契約に直接もしくは間接に利害関係を有する取締役は、すべて、その会社の取締役会において自己の利害関係を宣言しなければならない。

(2) (宣言の時期) 契約の申込みの場合に、本条によって必要とされる宣言は、その契約締結の問題が最初に審議される取締役会においてなされなければならない。また、取締役がその会議の期日にその契約の申込について利害関係を有しないときは、それに利害関係を有するようになった後に開催される次の

取締役会において、これをなさなければならない。また、取締役が契約締結の後にその契約に利害関係を有するようになった場合には、この宣言は、その者がそれに利害関係を有するようになった後に開催される最初の取締役会において、これをなさなければならない。

(3) (一般的通知) 本条において、ある取締役に、その他の者が他の会社の株主であるか、さもなければその会社と利害関係を有しており、または特定の組合の構成員であって、かつその会社もしくは組合との間に締結された契約に利害関係を有するものとみなされる旨の一般的通知が会社の取締役に對してなされたとき、これはこのように締結された契約に関しては、利害関係の十分な宣言とみなされる。ただし、この通知は、これを取締役会においてなすか、またはその取締役がそれを通知した後の次の取締役会にその通知を提出しかつ朗読されることを確実にする相当の措置を講じない限り、効力を有しないものとする。

(4) (宣言の効果) 取締役が、本条に従って、契約の申込みもしくは契約に對する自己の利害関係を宣言し、かつその契約に關して議決権を行使しなかったときは、その取締役は、その契約から得た利益について会社または会社の株主もしくは会社債権者の何人に対しても責を負わないものとする。また、この契約

は、その者による取締役たる地位の保有またはそれにより設定される信認関係のみを理由として、これを取消しえないものとする。

(5) (株主による認可) 本条の文言にかかわらずなく、取締役は、その目的のために適法に招集された株主総会において行使された議決権の過半数をもって認可されたとき、また、その契約に関するその者の利害関係が総会招集通知に宣言されたときは、この契約より得た利益について会社または会社の株主もしくは会社債権者の何人に対しても責を負わないものとし、かつこの契約は、その者の利害関係の存在のみを理由として、これを取消しえないものとする。

(6) (罰則) 取締役が、その契約より得た利益について責を負い、かつその契約がその者の利害関係の存在のみを理由として取消されるときは、その取締役は本法違反の罪あるものとし、即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

第七一条 (解釈)

(1) 本条および第七一条 a ないし第七一条 f において、

(a) 「関係会社 (affiliate)」とは、第九〇条第三項の意義における関係会社をいう。

(b) 「関係者 (associate)」とは、ある者との関係を指示するために用いられる場合には、以下のものをいう。

オンタリオ州法人法

(i) その者が、その時にその会社のすべての社外持分株式に付着する議決権の一〇パーセント以上に相当する持分株式を、直接たると間接たるとを問わず、受益的に所有する会社、

(ii) その者が実質的受益権を有する、またはそれに関してその者が受託者としてもしくは類似の資格において任務を果たす信託財産または財団、

(iii) その者の親戚もしくは配偶者、またはこの場合において、その者と同一の家庭をもつその配偶者の親戚。

(c) 「資本証券 (capital security)」とは、会社の株式の何らかの種類に属する株式、または担保付であると無担保であるかを問わず、会社の捺印金銭債務証券、社債、ノートもしくはその他の債務証券をいう。

(d) 「持分株式 (equity share)」とは、会社の株式のうちあらゆる場合に議決権を有する種類の株式、および現に発生しかつ継続している何らかの偶発事の発生を理由として議決権を有する株式のうち何らかの種類に属する株式をいう。

(e) 「内部者 (insider)」または「会社の内部者 (insider of a company)」とは次のものをいう。

(i) 一人以上の株主を有する公募会社の取締役もしくは上級役員。一株以上の株式について共有者として登録されて

いる二人以上の者は、一人の株主として計算される。

(ii) その時にその会社のすべての社外持分株式に付着する議決権の一〇パーセント以上に相当する持分株式を、直接たると間接たるとを問わず、受益的に所有する者。ただし、引受業者によって所有される持分株式に付着する議決権の比率の算定に際しては、その株式の公募の過程において、その者が引受業者として取得した持分株式は除外しなければならない。ただし、この除外は、その者による公募の完了または中止によって効力を失なうものとする。または、(iii) その時にその会社のすべての社外持分株式に付着する議決権の一〇パーセント以上に相当する持分株式に対し支配権もしくは指揮権を行使する者。

(f) 「上級役員 (senior officer)」とは次のものをいう。

(i) 取締役会の議長もしくは副議長、会社の社長、副社長、秘書役、会計役もしくは総支配人、または上記の地位を有する個人によって通常遂行されるものと類似する職務を会社のために遂行するその他の個人、および、
(ii) 第一号に掲げる個人をも含め、会社の五名の高給従業員
の各人。

(g) 「引受業者 (underwriter)」とは、一九六六年証券法におけると同一の意義を有するものとする。

(2) 本条および第七条 a ないし第七条 f において、
(a) みずから他会社の内部者である会社の各取締役もしくは上級役員は、その他会社の内部者であるものとみなされる。

(b) 個人は、その者が支配する会社もしくはその会社の関係会社が受益的に所有する資本証券を、受益的に所有するものとみなされる。

(c) 会社は、その関係会社が受益的に所有する資本証券を、受益的に所有するものとみなされる。および、

(d) 資本証券に関する売オプション、買オプションもしくはその他の譲渡しうるオプションを内部者が取得しもしくは処分するとき、それは、その譲渡しうるオプションが関係する資本証券の受益的所有権における変更とみなされる。

第七条 a (内部者は持株関係をオンタリオ州証券委員会に報告しなければならない)

(1) 本条が施行される日に会社の内部者である者は、その日が属する月の終了後一〇日以内に、その会社の資本証券にその者が直接もしくは間接に有する受益的所有権に関する、その日付の報告書を、オンタリオ州証券委員会に届出なければならない。

(1) a (支配権もしくは指揮権に関する報告書) 第七条第一項 e 号 (iii) にもとづいて会社の内部者である者は、本項が施行さ

れる月の終了後一〇日以内に、その会社の資本証券に対してその者が行使する支配権もしくは指揮権に関する、その日付の報告書を、委員会に届出なければならない。

(2) (報告書) 会社の内部者となる者は、その者が内部者となる月の終了後一〇日以内に、その会社の資本証券にその者が直接もしくは間接に有する受益的所有権または支配権もしくは指揮権に関する、その者が内部者となった日付の報告書を、委員会に届出なければならない。

(3) (同上) 会社の内部者ではあるが、その会社の資本証券に直接もしくは間接に受益的所有権をまたは支配権もしくは指揮権を有しない者が、その証券につき直接もしくは間接に受益的所有権をまたは支配権もしくは指揮権を取得するときは、その者は、そのような直接もしくは間接の受益的所有権をまたはそのような支配権もしくは指揮権を取得した月の終了後一〇日以内に、その会社の資本証券にその者が直接もしくは間接に有する受益的所有権または支配権もしくは指揮権に関する、その取得の日付の報告書を、委員会に届出なければならない。

(4) (その後の変更に関する報告書) 第一項、第一項a、第二項もしくは第三項にもとづく報告書を届出たもしくはその届出を要求される者は、その会社の資本証券に関するその者の直接もしくは間接の受益的所有権または支配権もしくは指揮権が、

その報告書もしくは本項にもとづいてその者が届出た最近の報告書において表示されたもしくは表示することを要するとされたものと変更したときは、その変更が生じた月の終了後一〇日以内に、その者がその月間の何時においても会社の内部者であった場合に、その月の終了時にその会社の資本証券についてその者が有する直接もしくは間接の受益的所有権またはその者が有する支配権もしくは指揮権に関する、およびその月間に生じたそれについての変更、ならびに第七一条fにもとづいて定められた規則によって要求することができるとする各取引の詳細を記載する報告書を、委員会に届出なければならない。

第七一条b (報告書はこれを閲覧することができる)

(1) 第七一条aにもとづいて委員会に届出られたすべての報告書は、委員会の通常の執務時間中その事務所において、これを公衆の閲覧に供さなければならない。また、何人も、この報告書の抄本を作成することができる。

(2) (報告書に記載された情報の公開) 委員会は、そのように届出られた報告書に記載された情報を、月一回の刊行物においてもしくはその一部として要約し、そのための相当の手数料を支払うときは、これを公衆に配布しなければならない。

第七一条c (罰則)

(1) 第七一条aにもとづく報告書の届出を要するもそれを怠る

者は、本法違反の罪あるものとし、即決判決により一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。また、その者が会社であるときは、その懈怠を授權し、許容しもしくは黙認したその会社の各取締役もしくは役員も、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、同様の罰金に処せられる。

(2) (同上) 重要な事実の不実表示もしくは遺漏のため虚偽もしくは誤導的な、第七一条 a にもとづく報告書を届出た者は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。また、その者が会社であるときは、その虚偽もしくは誤導的な報告書の届出を授權し、許容しもしくは黙認したその会社の各取締役もしくは役員も、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により同様の罰金に処せられる。

(3) (適用除外) 何人も、その報告書が重要な事実の不実表示もしくは遺漏のため虚偽もしくは誤導的であることを知らず、かつ相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合には、第二項にもとづく本法違反の罪を負わないものとする。

(4) (訴追の同意) 第一項もしくは第二項にもとづく訴追手続は、委員会の同意なしに、これを提起してはならない。

(5) (報告書を要求する命令) 何人かが第七一条 a に従わな

ったことを知ったときは何時でも、委員会は、その決定で、高等法院首席裁判官の指名する高等法院の裁判官に対し、その者に同条の遵守を要求する命令を申請することができる。

(6) (控訴) 第五項にもとづいて発せられた命令については、控訴院に控訴することができる。

第七一条 d (内部者の責任)

(1) 会社の内部者またはその内部者の関係者もしくは関係会社が、その会社の資本証券に関する取引に関連して、一般に知られた場合には、その証券の価値に重大な影響を及ぼすものと合理的に予期することができる特別の機密の情報を、自己のために利用したときは、その取引の結果何人かが被った直接の損失をその者に補償する責を負う。ただし、この情報が、その取引のときにその者に知られていたか、または知られているのが相当であったときは、この限りでない。また、上記の者は、その取引の結果、その内部者、関係者もしくは関係会社を受領したもしくは受領しうる直接の利益もしくは利得について、それぞれ、会社に対し責を負うものとする。

(2) (出訴期限) 第一項の定める権利を強制する訴訟は、訴訟原因を生ぜしめた取引完了の期日後二年以内においてのみ、これを開始することができる。

第七一条 e (訴訟開始命令)

(1) 第七条 d 第一項に定める取引の時に会社の資本証券の所有者であったか、またはその申立の時に会社の資本証券の所有者である者の申立により、高等法院首席裁判官の指名する高等法院の裁判官は、

(a) その者が、その会社について第七条 d にもとづく訴訟原因があるものと信ずべき相当の理由を有し、かつ、

(b) (i) 会社がその者からその旨の書面による請求を受けた後六〇日以内に、第七条 d にもとづく訴訟の開始を拒絶したか、またはこれを怠ったものと、または、

(ii) 会社が第七条 d にもとづいて開始した訴訟を慎重に遂行しなかったものと、

確信したときは、訴訟費用について担保を供せしめその他裁判官が適当と思量する条件をもって、その会社の名義でかつその会社のために、第七条 d に定める責任の履行を求める訴訟を開始しもしくはそれを継続することを委員会に指示する命令を発することができる。

(2) (会社およびオンタリオ州証券委員会に対する通知) 会社および委員会は、第一項にもとづく申立についての通知を受け、かつ法院に出頭しそれにつき審問を受ける権利を有するものとする。

(3) (会社に協力を指示する命令) 第一項にもとづいて発せら

れた命令は、すべて、会社に対し、その訴訟の開始および遂行において委員会に十分に協力すべきこと、かつすべての帳簿、記録、書類および会社に知られたまたはその訴訟に関連して会社が容易に確めることのできるその他の資料もしくは情報を、委員会に利用せしめるべきことを、定めなければならない。

(4) (控訴) 第一項にもとづいて発せられた命令については控訴院に控訴することができる。

第七条 f (規則)

副総督は、

(a) 第七条 a にもとづいて届出ることを要する報告書の様式および記載内容を定め、

(b) 第七条 e の趣旨および目的を有効に達成するに必要なもしくはそれに便宜なその他の事項に関する、規則を作成することができる。

第七条 g (例外)

(1) 利害関係人の申立により、委員会は、その特別の場合の情況にかんがみ、そうすることに十分な理由があると確信するとき、委員会にとって便宜と思量される期間および条件で、ある者につき第七条 a の要件の全部もしくは一部の適用を免除する旨の命令を発することができる。

(2) (委員会の審問) 一九六六年証券法第五条は、できる限

り、本条にもとづく委員会の審問に、これを適用する。

(3) (委員会の決定に対する控訴) 本条にもとづく委員会の決定に異議のある者は、その決定について控訴院に控訴することができる。また、一九六六年証券法第二九条の第二項ないし第六項は、この控訴に適用される。

第七二条 (取締役はその職務の遂行に関する訴訟においては補償が受けられる)

会社の取締役、およびその法定相続人、遺言執行者、遺産管財人ならびに財団および人的財産は、それぞれ、株主総会において与えられる会社の同意あるときは、随時かつ常時、以下の各号について会社の資金をもって補償を受けまた免除を得て損失を被らないものとする。

(a) その者が、その職務の遂行においてもしくはそれに関し、みずから作成し、行為もしくはは許容した行為、捺印証書、事項もしくは見解のいかんを問わず、それについてもしくはそれに関して、その者を相手として提起され、開始されもしくは遂行される訴訟または手続においてもしくはそれに関して、その者が被りもしくは負担する訴訟費用、負担および費用。および、

(b) その者が会社の業務においてまたはそれについてもしくはそれに関連して、被りもしくは負担する、その他すべての訴訟

費用、負担および費用。ただし、その者自身の故意の懈怠もしくは債務不履行に起因する訴訟費用、負担もしくは費用は、この限りでない。

第七三条 (資金に対する取締役の責任)

(1) 会社の取締役は、会社の事務員、労働者、雇員、見習者その他の賃金稼得者に対し、会社のために提供された労務に関してその在任中に支払われるべきすべての債務のうち六月を超えない賃金分について、また、労働時間および有給休暇法 (The Hours of Work and Vacations with Pay Act) およびそれにもとづく規則もしくは会社が締結した労働協約にもとづき、一二月を超えない期間内に生じた休暇手当について、連帯して責を負うものとする。

(2) (責任の制限) 取締役は、以下の各号の場合のほかは、第一項にもとづいて責を負わないものとする。

(a) 支払期日の到来後六月以内にその債務について会社が訴えられ、かつ強制執行が全部もしくは一部不成功に帰したことが報告されたとき、または会社がその期間内に清算に入ったか、もしくは解散を命ぜられ、または破産法 (Canada) (The Bankruptcy Act (Canada)) にもとづいて授權譲渡をなしたとき、または破産法 (Canada) にもとづく財産管理命令が会社に対してなされかつその債務についての請求権が十分に

提出され立証されたとき。

(b) 取締役が、その在任中またはその退任後六月以内に、その債務について訴えられたとき。

(3) (同上) 会社に対する強制執行が報告された後において、取締役より回復されうる額は、その強制執行に際して不成功に帰した残額とする。

(4) (債務を弁済した取締役の権利) その債務に対する請求権が清算もしくは解散手続においてまたは破産法（カナダ）にもとづいて立証されたとき、その債務を弁済した取締役は、弁済を受けた債権者が有する優先権について権利あるものとし、また、その債務について勝訴判決が得られたときは、取締役はその判決にもとづいて権利の移転を受けることができる。

(5) (受任者の資格で株式を保有する取締役) 会社の帳簿に株主として登録されかつそれに指名の財団、人もしくは信託財産を代表する資格を有するものと記載されている、遺言執行者、遺産管財人、意思無能力者の後見人、保佐人もしくは受託者として株式を保有する取締役は、本条にもとづきみずから責を負うものとする。ただし、その財団、人もしくは信託財産は、本条によって課せられるすべての責任に服するものとする。

第七四条（会議の場所）

(1) 第二項および第三項の定めるところに従い、株主総会、取

オンタリオ州法人法

締役会および執行委員会の会議は、会社の主たる事務所が所在する場所で開催されるものとする。

(2) (例外) 会社の附属定款をもって定めるときは、取締役会および執行委員会の会議は、オンタリオ州内もしくは州外のかなる場所においてもこれを開催することができる。また、株主総会もオンタリオ州内のいかなる場所においてもこれを開催することができる。

(3) (例外) 会社の開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって定めるときは株主総会は、それに指定するオンタリオ州外の一以上の場所において、これを開催することができる。

(4) (本条が適用されない場合) 本条は、一九五四年四月三〇日以前に発行された会社の開封勅許状もしくは補充開封勅許状における、オンタリオ州外の何らかの場所で株主総会を開催することに關する規定の効力を妨げないものとする。

第七五条（解釈）

本条および第七五条 a ないし第七五条 g において、

(a) 「委任状用紙 (form of proxy)」とは、株主によりもしくは株主のために完成および作成されることで、委任状となる書面もしくは印刷された用紙をいう。

(b) 「情報回状 (information circular)」とは、第七五条 c 第一項にいう回状をいう。

(c) 「委任状 (proxy)」とは、株主がそれをもって、ある者を、株主総会に自己のためにかつ自己に代って出席し行為する自己の信義人に任命する、完成されかつ作成された委任状の用紙をいう。

(d) 「勧誘する (solicit)」および「勧誘 (solicitation)」とは、以下の各号の行為を含むものとする。

- (i) 委任状の何らかの請求、委任状用紙を伴うと、またはこれに含まれると否とを問わない。
- (ii) 委任状用紙を作成しもしくはこれを作成しないことの、または委任状を撤回することの請求。
- (iii) 委任状の取得、留保もしくは撤回をもたらしものと十分に予測される情況において、株主に委任状用紙もしくはその他の書面を送付しまたは交付すること。および、
- (iv) 第七五条 d に従って、株主に委任状用紙を送付しまたは交付すること。

ただし、次の各号の行為を含まないものとする。

- (v) 株主によりもしくは株主に代ってなされた自発的な請求に応じて、株主に委任状用紙を送付しまたは交付すること。または、
- (vi) 委任状を勧誘する者に代って、ある者が、補佐的行為もしくは専門的労務を提供すること。

第七五条 a (委任状)

(1) 法人である株主をも含め、株主総会で議決権を行使することができ各株主は、ある者を委任状により、その委任状に定める方法、範囲かつ権能をもって、総会に出席し行為する自己の信義人に、任命することができる。ただし、その者は株主であることを要しない。

(2) (作成および終了) 委任状は、株主もしくは書面で授けられたその者の代理人が、またその株主が法人であるときは、その社印を押捺し、その役員もしくは適法に授けられた法人の代理人が、これを作成しなければならない。また、その日付後一年を経過したときは、効力を失なうものとする。

(3) (記載事項) 第七五条 e の適用あるときは、その要件に加えて、委任状には、その日付およびその信義人の任命と氏名を記載しなければならない。また、従前の委任状の撤回、および委任状で委任される株式について議決権を行使する方法または会社の株式が株式取引所に上場されている管轄区域の法律を遵守するに必要な方法に関する制約、制限もしくは指示、または委任状で委任される株式の数に関する制約もしくは制限を定めることができる。

(4) (撤回) 法によって許容されるその他何らかの方法での撤回に加えて、委任状は、株主もしくは書面で授けられたその者

の代理人が、また株主が法人であるときは、その社印を押捺し、その役員もしくは適法に授權された法人の代理人が作成した証書をもって、これを撤回することができる。この場合に、委任状は、その委任状を用いることのできる総会もしくはその延会の日に先立つ最後の営業日までかつその日を含めて、常時会社の主たる事務所にこれを寄託し、または総会もしくはその延会の日にその会議の議長にこれを寄託することで、撤回される。

(5) (寄託の期限) 取締役会は、決議をもって、株主総会もしくはその延会に先立つ、土曜日および休日を除く、四八時間を超えない期間を定めることができる。その時まで、その総会で行使されるべき委任状は、会社もしくはその代理人にこれを寄託しなければならない。また、この方法で定める期限は、総会の招集通知もしくは総会に関する情報回状に、これを明記しなければならない。

第七十五条 b (委任状の受任勧誘)

(1) 第七十五条 d の定めるところに従い、会社の経営者は、その会社の株主総会の通知の発送と同時にもしくはこれに先立って、その総会で議決権を行使することのできる各株主に対し、会社の帳簿に記載されたその者の最近の住所に宛てて前払郵便にて、第七十五条 e に従うその総会で利用するための委任状用紙

を送付しなければならない。

(2) (罰則) 会社の経営者が第一項に従わないときは、その会社は本法違反の罪あるものとし、即決判決により、一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。また、その懈怠を授權し、許容しもしくは黙認したその会社の各取締役もしくは役員も、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、同様の罰金に処せられる。

第七十五条 c (情報回状)

(1) 第二項および第七十五条 d の定めるところに従い、何人も、以下の各号の場合のほかは、委任状を勧誘してはならない。

(a) 会社の経営者によるもしくはそのための勧誘については、その総会の通知の附録としてもしくはそれに添付される別個の文書として、情報回状が、委任状の勧誘を受ける会社の各株主に対し、会社の帳簿に記載されたその者の最近の住所に宛てて前払郵便にて送付されるとき。

(b) その他の勧誘については、その勧誘をなす者が、それと同時にもしくはそれに先立って、委任状の勧誘を受ける会社の各株主に対し、情報回状を交付もしくは送付するとき。

(2) (第一項が適用されない場合) 第一項は、以下の各号の場合にはこれを適用しない。

(a) 委任状の勧誘を受ける株主の総数が一五人を超えない場合

に、会社の経営者以外の者によるもしくはそのため以外の勧誘。一株以上の株式について共有者として登録されている二人以上の者は、一人の株主として計算される。

(b)ある者が一九六六年証券法第七九条に従ってなす勧誘、および、

(c)ある者が、受益的所有者である株式に関してなす勧誘。

(3) (罰則) 第一項に従わない者は本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。また、その者が会社であるときは、その解意を授權し、許容もしくは黙認したその会社の各取締役もしくは役員も、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、同様の罰金に処せられる。

(4) (同上) 勧誘がなされた状況にてらして、それに記載される表示に関し誤解を生ぜしめないために必要な事実について不実の表示があるか、または重要な事実の記載を欠く委任状用紙、情報回状もしくはその他の書信によって、本条に従う勧誘をなす者は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。また、その者が会社であるときは、その解意を授權し、許容もしくは黙認したその会社の各取締役もしくは役員も、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、同様の罰金に処せられる。

(5) (適用除外) 何人も、委任状用紙もしくは情報回状における重要な事実についての不実の表示もしくは重要な事実の表示の欠缺に関して、その表示の不実もしくはその欠缺の事実がその勧誘をなした者に知られておらず、かつ相当の注意を用いるもその者が知りえなかった場合には、第四項にもとづいて本法違反の罪を負わないものとする。

第七五条 d (第七五条 b および第七五条 c 第一項が適用されない場合)

(1) 第七五条 b および第七五条 c 第一項は、私会社または株主が一五人以下の公募会社にはこれを適用しない。この場合に、一株以上の株式について共有者として登録されている二人以上の者は、一人の株主として計算される。

(2) (適用免除命令) 利害関係人の申立により、高等法院首席裁判官の指名する高等法院の裁判官は、その特別の場合の状況にかんがみ、そうすることに十分な理由があると確信するときは、その裁判官にとって正当かつ便宜と思量される期間および条件で、ある者につき第七五条 b の要件の、または第七五条 c 第一項の要件の全部もしくは一部の適用を免除する旨の命令を発することができる。

(3) (オントリオ州証券委員会に対する通知) その申立人は、第二項にもとづく申立の通知を委員会に提出しなければならな

い。委員会は法廷に出頭し、それにつき審問を受ける権利を有するものとする。

(4) (控訴) 第二項にもとづいて発せられた命令については、控訴院に控訴することができる。

第七五条e。(特別委任状用紙)

第七五条または第七五条cが委任状の勧誘に適用される場合に、

(a) 委任状を勧誘する者によって株主に送付される委任状用紙は、

(i) その委任状が会社の経営者によりもしくはそのために勧誘されるものであるかを、太字の活字で表示しなければならない。また、

(ii) 委任状用紙に日付を入れるための、とくに指定された余白を用意しなければならない。

(b) その委任状用紙は、委任状の勧誘を受ける者に、その者の名義で登録されている株式について、委任状による被指名者がその選択に従い、取締役の選任および会計監査役の任命以外の各事項または委任状もしくはそれにもとづく行為を予定する情報回状において確認される多くの関係事項に対し、賛成もしくは反対の議決権行使をなすべきことを指定する機会を与える方法を定めなければならない。ただし、委任状用紙

もしくは情報回状に、太字の活字をもって、上記の各場合にその委任状が代表する株式について議決権を行使する方法の予定が記載されているときは、委任状はその方法によって選挙がそのように定められていない事項に関しては、裁量権を付与することができる。

(c) 委任状は、以下の事項に関しては裁量権を付与することができる。

(i) 総会の通知において確認される事項の修正もしくは変更。または、

(ii) 総会に適法に提出することのできるその他の事項。ただし、

(iii) みずから勧誘をなしたまたはそのために勧誘がなされた者が、その勧誘がなされた時に先立つ相当の期間に、この修正、変更もしくはその他の事項が総会に議決のため提出されるべきことを知らなかったこと、また、

(iv) その委任状が上記の裁量権を付与している旨の特別の表示が、情報回状もしくは委任状用紙になされていることを要する。

(d) 委任状は、以下に定める権限を付与してはならない。

(i) 取締役の選任について善意で提案された被推薦者が情報回状に指名されていない限り、ある者を会社の取締役に選

任するために議決権を行使する権限。

(ii)株主総会もしくはその延会の通知に明記された、その会議以外の会議において議決権を行使する権限。

(e)情報回状または委任状用紙には、その委任状が代表する株式について議決権が行使されること、および、委任状の勧誘を受ける者が、b項に従って行為されるべき事項に関し選択を明示するときは、その株式については、第七五条fの定めるところにより、そのように明示したところに従って議決権を行使すべきことを記載しなければならない。

(f)情報回状または委任状用紙には、株主は、委任状用紙に指定された者があるときはそれ以外に、株主のためにかつ株主を代表して総会に出席しかつ行為する者を任命する権利を有する旨を、太字の活字で指示し、また、株主がこの権利を行使することのできる方法に関する指図を記載しなければならない。また、

(g)委任状用紙に名義人として指名された者の名称が記載されているときは、株主が第七五条a第一項において委任状用紙に他の者をその名義人に指名することができる方法を定めなければならない。

第七五条f（投票による決議が要求されない場合）

特定の事項もしくは多数の特定の事項に対し、賛否の議決権

行使が要求される委任状によって総会に代表される株式の総数が、その総会で議決権を行使することができた代表される株式に付着する議決権の五パーセントにみないものと、総会の議長によって判断されるときは、その総会の議長は、会議において投票が請求されていない限り、上記の事項もしくは多数の事項について投票により議決を行なわない権利を有するものとする。

第七五条g（情報回状の記載事項に関する規則）

副総督は、公益にとって必要もしくは適当と思量する、情報回状の様式および記載事項に関する規則を作成することができる。

第七六条（削除）

第七七条（受託者等は議決権を行使することができる）

遺言執行者、遺産管財人、意思無能力者の後見人、保佐人もしくは受託者、および法人がこの遺言者、無遺言死亡者、意思無能力者、被保護者もしくは受益者の遺言執行者、遺産管財人、後見人、保佐人もしくは受託者であるときは、適法にこの法人の代理人に任命された者は、会社のすべての株主総会においてみずから管理する株式を代表するものとし、また、適宜に株主として議決権を行使することができる。自己の株式に譲渡抵当権もしくは抵当権を設定する者も、そのことにかかわらず

く、すべての総会でその株式を代表し、かつ適宜に株主として議決権を行使することができる。ただし、譲渡抵当権もしくは抵当権を設定する証書において、その者が、この譲渡抵当権者もしくは抵当権者にその株式について議決権を行使する権限を明示的に付与するときは、この限りでない。この場合には、上記の権利者もしくはその代理人のみが、この株式に関して議決権を行使することができる。

第七八条（株式の共有者）

株式が二人以上の者によって共有されているときは、会社の株主総会に出席するそのうちの一人の者は、その他の者が欠席するとき、その株式について議決権を行使することができる。ただし、そのうち一人以上の者が出席もしくは代理人によって代表されるときは、それらの者はその共有株式について共同して議決権を行使しなければならない。

第七九条（株主総会）

(1) 第二項の定めるところに従い、かつ会社の附属定款にそのための別段の規定がない場合には、

(a) 株主総会開催の日時および場所に関する通知は、総会の通知を受ける権利を有するすべての株主がこの権利を書面をもって放棄しない限り、会日より一〇日以上前に、総会の通知を受ける権利を有する各株主に対して、会社の帳簿に記載さ

れたその者の最近の住所に宛てて前払郵便で送付することによって、これをなさなければならない。

(b) 払込催告に関して支払が遅滞している株主は、総会において議決権を行使することができないものとする。

(c) 株主総会で株主による審議のために提案された議題のすべては、行使された議決権の過半数をもって、これを決定しなければならない。また、会議を主宰する議長は、可否同数の場合には付加的議決権もしくは裁決権を有するものとする。

(d) 株主総会を主宰する議長は、総会の同意を得てかつ総会の定める条件に従い、随時かつ場所のいかんを問わず総会を延期することができる。

(e) 社長、または社長が欠席するとき取締役たる副社長は、議長として株主総会を主宰しなければならない。ただし、社長もしくは上記の副社長が存在しないとき、または総会にそのいずれの者も総会開催のために指定された時刻後一五分以内に出席しないとき、出席株主は、議長となる者を互選しなければならない。

(f) 投票が請求されない限り、議長が動議の通過を宣言した旨の株主総会議事録の記載は、その動議に対して賛否が記録される議決権の数もしくは割合に関する立証がなくとも、その事実の一応の証拠として証拠上許容される。

(2) (通知) 第五章が適用される会社の場合を除いて、会社の附属定款は、一〇日未満の株主総会の通知を定めてはならない。また、個別的な通知以外の方法で通知をなすことができる旨を定めてはならない。

(3) (投票) 投票が請求されるときは、附属定款に定める方法でこれを行わなければならない。また、附属定款がそれについて規定していないときは、議長の指示に従ってこれを行わなければならない。

第八〇条 (会計監査役)

(1) 会社の株主は、その最初の総会で第一回の年次総会まで職務を行なう一人以上の会計監査役を任命しなければならない。また、株主がその任命を怠るときは、取締役会は直ちにこの任命をなさなければならない。

(2) (同上) 株主は、毎年次総会において、次の年次総会まで職務を行なう一人以上の会計監査役を任命しなければならない。また、上記の通り任命がなされないときは、在任中の会計監査役は、後任者が任命されるまでその地位に留まるものとする。

(3) (臨時の欠員) 取締役会は、会計監査役の地位に生じた臨時の欠員を補充することができる。ただし、この欠員が継続する期間、残存もしくは留任の会計監査役があるときは、この者

が行為することができる。

(4) (解任) 株主は、その決議可決の目的を記載する通知がなされた総会で行使された、議決権の三分の二以上によって成立する決議をもって、その任期の満了前に会計監査役を解任することができる。この場合には、その総会で行使された議決権の過半数をもって、その者に代え他の会計監査役をその残任期間について任命しなければならない。

(5) (報酬) 株主によって任命された会計監査役の報酬は、株主または株主がそれを授權するときには取締役会が、これを決定しなければならない。また、取締役会によって任命された会計監査役の報酬は、取締役会がこれを決定しなければならない。

(6) (自治州長官による任命) 何らかの理由で会計監査役が任命されないときは、自治州長官は、株主の申請にもとづいて、その年度につき一人以上の会計監査役を任命し、かつその労務につき会社が支払うべき報酬を定めることができる。

(7) (通知) 会計監査役の任命に関する通知は、その任命がなされた後直ちに、その者に書面をもってこれをなさなければならない。

第八一条 (会計監査役の資格)

(1) 第二項に定める場合を除いて、その会社もしくは関係会社の取締役、役員もしくは従業員である者、またはその取締役、

役員もしくは従業員と組合関係にあるか、その雇傭者もしくは被雇傭者である者は何人も、会社の会計監査役に任命されてはならない。

(2) (私会社) 会計監査役を任命する総会に出席もしくはそこに代表される私会社の株主の全員一致の決議にもとづき、その会社もしくは関係会社の取締役、役員もしくは従業員、またはその取締役、役員もしくは従業員と組合関係にあるか、その雇傭者もしくは被雇傭者である者は、その会社がカナダにおける立法権によって設立された、本法の意義における私会社以外の会社の従属会社でないときは、その会社の会計監査役にこれを任命することができる。

(3) (通知) 第二項にもとづいて会計監査役に任命された者は、会社の年次財務諸表に関する株主に対する報告書において、自己がその会社の取締役、役員もしくは従業員であること、またはその取締役、役員もしくは従業員と組合関係にあるか、その雇傭者もしくは被雇傭者であることを、表示しなければならぬ。

第八二条 (年次監査)

(1) 会計監査役は、第二項にもとづいて必要とされる、株主に對する報告をなすことができるような調査をなさなければならぬ。

(2) (会計監査役報告書) 会計監査役は、その任期中会社の年次総会に提出される、第八三条第一項 a a 号 ii に定める期間に對應する、その一部でない、財務諸表に関して株主に對する報告書を作成し、かつ、その報告書に、その判断において、それに引用する財務諸表が、前期のそれと一致する基礎にもとづいて適用される一般に受け入れられた会計原則に従って、監査期間における会社の財政状態および会社の營業の成果を公正に表示しているか否かを、記載しなければならぬ。

(2) a (同上) 財務諸表が資金計算書または純資産の変更計算書を含むときは、会計監査役は、その報告書に、その判断において、事実上その資金計算書または純資産の変更計算書が、それに示された情報を公正に表示しているか否かを、記載しなければならぬ。

(3) (同上) 会計監査役は、以下の各号の場合に、その報告書に必要と思量する記載をしなければならない。

(a) 会社の財務諸表が、その会計記録と一致していないとき。

(b) 会社の財務諸表が、本法の要件に従っていないとき。

(c) 会計監査役が、みづから要求した情報および説明のすべてを受領していないとき。

または、

(d) 会計監査役の監査から明らかになる限りにおいて、適正な

会計記録が保管されていないとき。

(4) (閲覧等の権利) 会社の会計監査役は、何時でも会社のすべての記録、文書、帳簿、計算書類および領収書を閲覧する権利を有し、また、第二項によって要求される報告をなすに必要と認められる情報および説明を、会社の取締役および役員に請求することができる。

(5) (会計監査役は株主総会に出席することができる) 会社の会計監査役は、その会社の株主総会に出席しかつ株主が受領することのできるその総会に関するすべての通知およびその他の通信を受け、また、みずから出席する総会で、会計監査役としてその者が関係する総会の議事の一部について、質問を受けることができる。

第八三条 (年次総会に提出すべき資料)

(1) 取締役会は、毎年次株主総会に、以下の各号の資料を提出しなければならない。

(a) 私会社については、場合に応じて、会社設立の日付に始まりその年次総会前の六月を超えない期間内に終了する期間、また会社が一会計年度を完了したときは、最近に完了した会計年度の期末直後に始まりその年次総会前の六月を超えない期間内に終了する期間に関して、以下のものから成る財務諸表。

(i) その期間についての損益計算書。

(ii) その期間についての剰余金計算書。および、

(iii) その期間の期末における貸借対照表。

(a) 公募会社については、それぞれ、

(i) 場合に応じて、会社設立の日付に始まりその年次総会前の六月を超えない期間内に終了する期間、また会社が一会計年度を完了したときは、最近に完了した会計年度の期末直後に始まりその年次総会前の六月を超えない期間内に終了する期間、および、

(ii) もしあるときは、上記の最近に完了した会計年度直前の会計年度に及ぶ期間、

に関して、以下のものから成る比較財務諸表。

(iii) 各期間についての損益計算書。

(iv) 各期間についての剰余金計算書。

(v) 一九六六年証券法 (Securities Act) にもとづく規則において定義される相互基金会社もしくは投資会社たる会社については、各期間についての純資産の変更計算書。

(v a) 上記 v に掲げる以外の会社については、各期間についての資金計算書。および、

(v i) 各期間の期末における貸借対照表。

(b) 株主に対する会計監査役の報告書。

(c) 会社の開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款をも
って必要とする、会社の財政状態に関するそれ以上の情報。

(2) (計算書の名称) 第一項に掲げる計算書を、損益計算書、
剰余金計算書、資金計算書および貸借対照表と称することを要
しないものとする。

(3) (会計監査役の報告書は朗読されなければならない) 株主
に対する会計監査役の報告書は、年次総会で朗読され、かつ株
主の閲覧に供さなければならない。

(4) (比較財務諸表の省略) 第一項 a a 号の規定にかかわらず
なく、同号に掲げる財務諸表は、それ以前の財務諸表が扱う期間
に関する計算書を省略する理由が、その年次総会に提出される
べき財務諸表にまたはその注記として記載されるときは、その
総会前の六月を超えない期間内に終了する期間のみに関するも
のとなることができ。

(5) (資金計算書の省略) 第一項 a a 号および v a の規定に
かわりなく、純資産の変更計算書および資金計算書は、その
省略の理由が財務諸表にまたはその注記として記載されるとき
は、これを省略することができる。

第八四条 (損益計算書)

(1) 年次総会に提出されるべき損益計算書は、その計算書が扱
う期間についての会社の営業の成果を公正に表示するように、

かつ少なくとも以下の区分をもって、これを作成しなければならない。
らない。

(a) 公募会社については、売上もしくは総営業収益。

(a) a 区分表示が要求されるその他の収益もしくは費用項目を
含めもしくはこれを認める前の、営業利益もしくは損失。

(b) その会社の財務諸表と財務諸表が連結されていない従属会
社に対する投資収益。

(c) 従属会社以外の関係会社に対する投資収益。

(d) その他の投資収益。

(e) 利益剰余金計算書において区分表示されない程度の、資本
資産の処分および特殊な性質を有するその他の項目に関する
損益を含む、相当額の新経常的損益。

(f) 減価償却または陳腐化または減耗償却のための引当金。

(g) 利益剰余金計算書において区分表示されない程度での、暖
簾またはその他の無形資産の償却のための控除額。

(h) 金銭債務の割引額またはプレミアムおよび経費の償却を含
む一年以上の期間について当初負担した負債についての利
息。

.....

(j) なんらかの課税権によって課された所得税。

また、当該会計期間についての純損益を表示しなければな

らない。

(2) (注記) 第一項の規定にかかわらず、第一項f号およびg号に定める性質を有する項目は、これを損益計算書に注記として表示することができる。

(2) a (相互基金会社もしくは投資会社) 一九六六年証券法にもとづいて作成された規則において定義される、相互基金会社もしくは投資会社の損益計算書も、株式についての平均純投資収益を区分しなければならぬ。また、この性質を有する項目は、これを損益計算書に注記として表示することができる。

(3) (売上もしくは総営業収益を省略する命令) 公募会社は、第九三条a第一項a号または同条第一項b号iに掲げる売上もしくは総営業収益を、損益計算書または中間財務諸表から省略することを認める命令を、高等法院首席裁判官の指名する高等法院の裁判官に申立てることができる。この裁判官は、その情況において、この情報を開示することが会社の利益を不当に害するものと確信するときは、みずから課すことのできる期間および条件で、その省略を認めることができる。

(4) (オンタリオ州証券委員会に対する通知) 申立人は、第三項にもとづく申立についての通知を委員会になさなければならぬ。また、委員会はそれについて法廷に出頭し、審問を受け

る権利を有するものとする。

(5) (控訴) 第三項にもとづいて発せられた命令については、控訴院に控訴することができる。

第八五条 (剰余金計算書)

(1) 剰余金計算書は、その計算書に記載される取引を公正に表示するようにこれを作成し、かつこれを資本剰余金計算書および利益剰余金計算書に区分表示しなければならない。

(2) (資本剰余金) 資本剰余金計算書は、以下の各項目を含みかつこれを区分表示するように作成しなければならない。

① 前会計期間の期末におけるこの剰余金の残高。

② 以下の金額を含む、その会計期間におけるこの剰余金の増加額および減少額。

(a) 株式の発行または会社の発行済資本の変更から生ずる剰余金の額。これには次のものを含まなければならない。

(i) 株式のプレミアム付発行で得られたプレミアムの額。

(ii) 株式の消却のための買入で実現された剰余金の額。

(b) 株主による現金その他の財産の贈与。

③ その会計期間の期末におけるこの剰余金の残高。

(3) (利益剰余金) 利益剰余金計算書は、少なくとも以下の項目を区分表示するように、これを作成しなければならない。

① 前会計期間の期末におけるこの剰余金の残高。

②その会計期間におけるこの剰余金の増加額および減少額、ならびに前記のもの的一般性を制限することなく、少なくとも次のもの。

i 当該会計期間についての純利益もしくは損失の額。

ii 各種類の株式について宣言された配当額。

iii 準備金に組入れられ、または準備金から振替られた額。

③その会計期間の期末におけるこの剰余金の残高。

第八条a（資金計算書）

第八条第一項a a号v aおよび第九条a第一項a a号に掲げる資金計算書は、その期間についてそれに記載される情報を公正に表示するようにこれを作成し、かつ少なくとも以下の項目に区分表示しなければならない。

(a) 以下の各項目より生ずる資金。

(i) 当期の営業活動。

(ii) 非流動資産の売却、投資・固定資産および無形資産の分離。

(iii) 証券の発行もしくは満期の到来が発行後一年以上の期間にわたるその他の負債。

(iv) 株式の発行、ならびに、

(b) 以下の項目に使用される資金。

(i) 非流動資産の購入、投資・固定資産および無形資産の分

離。

(ii) 証券の償還その他の消却、または満期の到来が発行後一年以上の期間にわたるその他の負債の弁済。

(iii) 株式の償還その他の消却、および、

(iv) 配当の支払。

第八条b（純資産の変更計算書）

(1) 第八条第一項a a号v aおよび第九条a第一項a a号に掲げる純資産の変更計算書は、その期間についてそれに記載される情報を公正に表示するようにこれを作成し、かつ少なくとも以下の項目に区分表示しなければならない。

(a) その期間の期首における純資産、

(b) 純投資収益もしくは損失、

(c) 投資有価証券の売却にもとづく売得金総額、

(d) その期間の期首に所有される投資有価証券の取得価額の総額、

(e) 投資有価証券購入に要した経費の総額、

(f) その期間の期末に所有される投資有価証券の取得価額の総額、

(g) 投資有価証券売却の総経費、

(h) 投資の売却にもとづく実現損益、

(i) 純投資収益にもとづく金額および実現利益にもとづく金額

と区分表示される、分配額、

(j) 株式発行にもとづく収益額、

(k) 株式の償還の費用、

(l) 投資有価証券の未実現評価益もしくは評価損の正味の増加額もしくは減少額、

(m) その期間の期末における純資産、

(n) その期間の期末における一株あたりの純資産価額、

(o) その期間の期首における一株あたりの純資産価額、

(p) 純投資収益にもとづく一株あたりの分配額、

(q) 実現利益にもとづく一株あたりの分配額。

(2) 第一項の規定にかかわらずなく、第一項 n、o、p および q 号に定める性質の項目は、純資産の変更計算書に注記としてこれを表示しなければならない。

第八六条（貸借対照表）

(1) 年次総会に提出されるべき貸借対照表は、その作成の期日における会社の財政状態を公正に表示し、かつ少なくとも以下の各項目に区分表示するように、これを作成しなければならない。

① 現金。

② 会社の取締役、役員もしくは株主から会社に支払われるべき金銭債務。ただし、通常の信用期間を顧慮して支払期限を

経過していない、営業の通常過程において生ずる相当な額の金銭債務を除く。

③ 貸付金によるとその他の方法によるとを問わず、その会社の財務諸表と財務諸表が連結されていない従属会社からその会社に支払われるべき金銭債務。

④ 貸付金によるとその他の方法によるとを問わず、従属会社以外の関係会社からその会社に支払われるべき金銭債務。

⑤ 営業の通常過程以外において発生した金銭債務を別にし、その会社に支払われるべきその他の金銭債務。

⑥ 評価の標準を表示する、棚卸資産。

⑦ 第八号および第九号に定めるものを除き、会社が所有する株式、捺印金銭債務証書、社債およびその他の投資。この場合には、それらの性質およびその評価の標準を記載し、かつ市場において取引されているものについては市場価格を付して、これを区分表示しなければならない。

⑧ その会社の財務諸表と財務諸表が連結されていない従属会社の株式もしくは証券。この場合には、その評価の標準を記載しなければならない。

⑨ 従属会社以外の関係会社の株式もしくは証券。この場合には、その評価の標準を記載しなければならない。

⑩ 原価によるとその他によるとを問わず、評価の標準を記載

する、土地・建物および工場設備ならびに施設。また、鑑定にもとづいて評価されるときは、その鑑定の日付、鑑定人の氏名、鑑定評価の標準、および貸借対照表作成の期日に先立つ五年以内にこの鑑定が行なわれたときは、鑑定にもとづいてこの資産に付加された額もしくはこれから減少された額、または減価償却、陳腐化および減耗償却に関して累積された額、の会社の計算書類における処理。

⑪それらが抹消されない限りにおいて、(i)将来の営業のための費用、(ii)株式の発行に関して負担した経費、(iii)その割引額をも含む、証券の発行に関して負担した経費、および(iv)次の一以上の項目、すなわち、暖簾、特権、特許権、著作権、商標権その他の無形資産、ならびに、もしあるときは、一九五四年四月三〇日以後にこの資産について価格が引上げられた額は、別項目で表示されなければならない。

⑫第三条第二項c、dおよびe号にもとづく未払貸付金の総額。

⑬銀行借入金および当座貸越。

⑭会社がその取締役、役員もしくは株主からの借入にもとづいて支払うべき金銭債務。

⑮金銭の借入によるとその他の方法によるを問わず、その会社の財務諸表と財務諸表が連結されていない従属会社に対

して会社が支払うべき金銭債務。

⑯金銭の借入によるとその他の方法によるを問わず、従属会社以外の関係会社に対して会社が支払うべき金銭債務。

⑰会社の営業の通常の過程以外において発生したものを別にして、会社が負担するその他の金銭債務。

⑱損益計算書が扱う期間の収益に関する租税債務の見積り額を含む、租税債務の額。

⑲宣言されたが未払の配当額。

⑳繰延べ収益。

㉑会社が発行した証券。この場合には、利率、支払期日、未払額および減価基金・償還の条件およびもしあるときは転換権の存在、を記載しなければならない。

㉒授權資本。この場合には、株式の各種類の数およびこの各種類の簡単な特徴を記載し、かつそれに償還可能の株式の種類およびその償還価額を表示しなければならない。

㉓発行済資本。この場合には、発行済の社外株式の各種類の数およびそれについて受領した額のうち資本に組入れられた額を記載し、かつ以下の事項を表示しなければならない。

(a)最近の貸借対照表の日付以降に発行された各種類の株式の数およびそれに帰属する価額。この場合には、現金を対価として発行された株式、労務を対価として発行された株式およ

びその他の対価をもって発行された株式を区分しなければならぬ。および、

(b)株式が全額払込済でない場合には、

(i)払込催告がなされていない株式の数および払込請求がなされていない価額の総額、および、

(ii)払込催告がなされたが払込のなされていない株式の数、および払込請求はなされたが未払込の価額の総額。

②資本剰余金。

③利益剰余金。

④準備金。この場合には、当該会計期間中に準備金に積立てられた額および準備金から取崩された額を表示しなければならぬ。

(2) (注記) 第一項に定める項目に関する説明的情報もしくは明細は、これを貸借対照表に注記として表示することができらる。

第八七条 (財務諸表に対する注記)

(1)会計原則もしくは会計慣行において、または会計原則もしくは会計慣行を適用する方法において、当該会計期間中になされた、財務諸表の一部と前期の財務諸表の一部との比較可能性に影響を及ぼすような変更の詳細は、ならびに当該期間の損益に対するこの変更の効果が重要であるときは、これをも、財務

諸表に注記として記載しなければならない。

(1) a (会計慣行における変更) 第一項において、会計原則もしくは会計慣行におけるまたは会計原則もしくは会計慣行を適用する方法における変更は、それが当該期間の損益に重大な影響を及ぼさない場合であっても、財務諸表の前年度のそれとの比較可能性に影響するものとする。

(2) (同上) 適用可能な場合には、以下の事項は財務諸表にまたはその注記としてこれを記載しなければならない。

①財務諸表に記載された通貨以外の通貨との換算額の標準。

②その会社の資産に影響を及ぼす外国の通貨制限。

③会社の通常の営業条件または財政状態に関連して異例の支出を必要とし、または計算書類において備えられていない損失をもたらすおそれのある契約上の債務。

④長期貸借に関する重要な契約上の債務。この場合には、当該取引が行なわれた年度における、すべての売買および貸借取引についての主要事項を含まなければならない。

⑤偶発債務。この場合には、その性質および、それが実行可能なときは、それに関する概算額を記載しなければならない。

⑥法効果以外の方法で会社資産を担保とする債務。この場合には、そのように担保された債務を記載しなければならない。

い。

⑦会社の証券の発行または信用貸契約に関して会社に元本、利息、減債基金もしくは償還引当金が不足すること。

⑧ある種類の株式に対する配当の未払残金の総額およびその配当が最近に支払われた日付。

⑨会社が株式を発行することを契約しまたは株式買受の選択権を付与した場合には、当該株式の種類および数、株式発行のまたは選択権行使の価格およびその日付。

⑩その会社の取締役、および第七一条第一項f号に定める上級役員に対し、その会社およびその会社の財務諸表と財務諸表が連結されているその従属会社が支払ったまたは支払うことのできる直接の報酬総額、ならびに、別個の金額として、その会社の財務諸表と財務諸表が連結されていないその従属会社が、上記の取締役および上級役員に対して支払ったまたは支払うことのできる直接の報酬総額。

⑪支配会社について、支配会社の財務諸表と財務諸表が連結されていない従属会社が保有する、その支配会社の株式の総数および証券の総数。

⑫営業の通常の過程以外において、その会社の会計期間中に、その会社または従属会社がその会社の取締役もしくは役員に対して貸付けた金額。

⑬会社の開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款または契約をもってなす、会社の財政状態にてらして重要な配当支払に関する制約。

⑭財務諸表作成の日付と財務諸表に対する会計監査役報告書の日付との間における、営業活動の通常の過程以外での、当該財務諸表に重大な影響を及ぼす、すべての事件もしくは取引。

⑮公募会社については、その債務が会社の計算書類に記載されていると否とを問わず、貸借対照表の日付以前の労務から生ずる年金給付債務の額、会社がこの債務を弁済しようとする方法ならびに会社が営業活動に対する関連費用を負担したもしくは負担しようとする標準。

(3) (同上) 財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部であるものとする。

第八八条 (重要でない情況)

第八四条ないし第八七条の規定にかかわらず、すべての情況にてらして比較的重要でない事項は、これを財務諸表に記載することを要しない。

第八九条 (連結財務諸表)

(1) 本条において「支配会社」とされる会社は、年次総会に提出されるべき財務諸表に、その一以上の従属会社の資産および

負債ならびに収益および費用を記載し、また少数者権があるときはそのために適正な引当金を設定し、かつこの財務諸表が連結の形式をもって提出されている旨を表示することができる。

(2) (同上) 支配会社の一以上の従属会社の資産および負債ならびに収益および費用が、その支配会社の財務諸表に前項に従って記載されない場合には、

(a) 支配会社の財務諸表には、以下の事項を記載しなければならない。

(i) その従属会社の資産および負債ならびに収益および費用を支配会社の財務諸表に含めない理由。

(ii) その従属会社が一社にすぎないときは、支配会社の会計期間と一致もしくはその期間に終了する会計期間について、その従属会社の損益が支配会社において占める割合額、または、その従属会社が一社以上存するときは、支配会社の会計期間と一致もしくはその期間に終了する各会計期間について、そのすべての従属会社の、損失を控除した利益もしくは利益を控除した損失の総額が支配会社において占める割合額。

(iii) 支配会社の損益計算書に従属会社からの収益として記載される額、およびそれにその従属会社の損失に対する引当金として記載される額。

(iv) その従属会社が一社にすぎないときは、支配会社の計算書類に記載されなかった限りにおいて、支配会社がその従属会社の株式を取得して以来獲得されたその従属会社の未分配利益が支配会社において占める割合額、または、その従属会社が一社以上存するときは、支配会社の計算書類に記載されなかった限りにおいて、支配会社がその従属会社の株式を取得して以来獲得されたそのすべての従属会社の未分配利益の総額が支配会社において占める割合額から、もしあるときは、その株式を取得して以来その従属会社のいずれかが被った損失が支配会社において占める割合額を控除した額。

(v) 前記のように終了する会計期間について、その従属会社の会計監査役報告書にその財務諸表に関して記載される限定、およびその注記もしくは引用とは別に、この限定に適正に引用された事項に注意を促すためにその財務諸表に記載される注記もしくは引用。ただし、その限定もしくは注記の対象たる事項が、その会社自体の財務諸表に記載されず、かつこれが株主の観点から重要である場合に限る。

(b) なんらかの理由で、支配会社の取締役が、その支配会社の財務諸表に含まれるべき計算書の作成に必要な情報を取得することができないときは、その財務諸表に署名する取締役は

その旨書面をもって報告し、かつその報告書を上記の計算書に代えて財務諸表に含ましめなければならない。

(c)この従属会社の最近の財務諸表の真正の謄本は、支配会社がこれをその主たる事務所に保管し、支配会社の株主の請求あるときは、通常の営業時間内においてその閲覧に供さなければならぬ。ただし、支配会社の取締役会は、決議をもって、この閲覧が公益に反しまたは支配会社もしくはその従属会社の利益を害するときは、その閲覧権を拒否することができる。前記の株主が裁判所に申立てるとき、裁判所はこの決議を取消することができる。

(d)支配会社の会計監査役の判断において、

(i)その従属会社が一社にすぎない場合に、支配会社がその従属会社の株式を取得して以来その従属会社が被った損失が、または、

(ii)その従属会社が一社以上存する場合に、支配会社が従属会社の株式を取得して以来その従属会社が被った損失の総額が、もしあるとき、その株式の取得以来この従属会社のいづれかに獲得された未分配利益が支配会社において占める割合を超えるとき、その額が、

支配会社において占める割合について、その支配会社の財務諸表に適正な引当金が設けられていないときは、会計監査役

は、それに関し十分な引当金を設定するに必要と認める追加額を、その報告書に記載しなければならない。

第九〇条（定義：従属会社）

(1)本法において、ある会社は、以下の場合に、ただし以下の場合にのみ、他会社の従属会社とみなされる。

(a)当該会社が、

(i)その他会社、または、

(ii)その他会社およびその各々がその他会社によって支配されている一以上の会社、または、

(iii)その各々がその他会社によって支配されている二以上の会社、

によって支配されるとき、または、

(b)当該会社が、その他会社の従属会社である会社の従属会社であるとき。

(2)（支配会社）本法において、ある会社は、他会社がその会社の従属会社である場合に、ただしその場合にのみ、その他会社の支配会社とみなされる。

(3)（関係会社）本法において、一方の会社が他方の会社の従属会社であるか、または双方の会社が同一会社の従属会社であるか、またはその各会社が同一人によって支配されている場合に、ただしその場合にのみ、一方の会社は他方の会社と関係会

社の関係にあるものとみなされる。

(4) (支配) 本法において、ある会社は、以下の場合に、ただし以下の場合にのみ、他の会社もしくは人によってまたは二以上の会社によって、支配されているものとみなされる。

(a) 取締役の選任について議決権の五〇パーセント以上に相当するある会社の株式が、前記の他の会社もしくは人によりもしくはそのために、または前記の二以上の他会社によりもしくはそれらのために、担保として以外の方法で保有されるとき、または、

(b) その株式の有する議決権が、それが行使される場合には、前記のある会社の取締役会の過半数を選任するに十分であるとき。

第九一条 (準備金)

財務諸表において、「準備金」の語は、以下の金額のみを指示するためにこれを用いるものとする。

(a) 財務諸表作成の日知られもしくは認められた債務または偶発危険、またはその日時に締結された売買契約またはすでに発生した資産の価格下落に備える以外の目的で、経営者が任意に利益剰余金から積立てた額。

(b) 財務諸表作成の日知られもしくは認められた債務または偶発危険、またはその日時に締結された売買契約またはすでに

に発生した資産の価格下落に備える以外の目的で、会社の設立証書、設立証書の修正証書もしくは附属定款に従って、利益剰余金から積立てられた額。および、

(c) 契約の文言に従って利益剰余金から積立てられた額。これは、その契約条件が充足されたときは、利益剰余金に戻すことができる。

第九二条 (財務諸表の承認)

財務諸表は、取締役会がこれを承認しなければならない。この承認は、適法に署名する権限を与えられた二名の取締役が貸借対照表の下部に署名することによって、これを明示しなければならない。また、会計監査役報告書は、財務諸表にこれを添付し、または貸借対照表の下部にこの報告書の参照を記載しなければならない。

第九三条 (株主に対する財務諸表の郵送)

(1) 第五章の適用を受ける会社以外の公募会社は、年次総会の会日より一〇日以前に、各株主に対し会社の帳簿に記載されたその者の最近の住所に宛てて前払郵便で、財務諸表の謄本および会計監査役報告書の謄本を送付しなければならない。

(2) (私会社の財務諸表) 私会社の株主は、第一項に定める書類の謄本を、会社が提供すべきことを請求することができる。

(3) (罰則) 第一項または第二項に従わない会社は、本法違反

の罪あるものとし、かつ即決判決により、二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。また、この懈怠を授權し、許容もしくは黙認する会社の各取締役もしくは役員も、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、同様の罰金に処せられる。

第九三条 a（比較中間財務諸表）

(1) 第五章の適用を受ける会社以外の公募会社は、会社設立の日付に始まる六月の期間について、または、会社が一会計年度を完了したときは、最近に完了した会計年度の期末直後に始まる六月の期間について、また、もしあるときは、その中間財務諸表が発行される六月の期間が始まる直前の一二月のうち比較可能な六月の期間について、以下の各書類から成る比較中間財務諸表の謄本を各株主に対して送付しなければならない。

(a) 一九六六年証券法にもとづく規則において定義される相互基金会社もしくは投資会社である会社について、第八五条 b に従う、期間ごとの純資産の変更計算書。

(a) a a 号に掲げる会社以外の会社については、第八五条 a に従う、期間ごとの資金計算書。および、

(b) 以下の記載を含む、期間ごとの会社の活動の成果を摘要方式で公正に表示するに足る関連財務情報。

- (i) 売上高もしくは総営業収益の計算書、
- (ii) 収益もしくは費用に関する臨時項目、

- (iii) 何らかの課税権によって所得税が課される前の純収益、
- (iv) 何らかの課税権によって課される所得税、および、
- (v) 純利益もしくは純損失。

(2) (同上) 第一項によって必要とされる中間財務諸表は、その省略の理由が場合に依り中間財務諸表にもしくはその注記として記載されるときは、

- (a) 比較される期間に関する情報、および、
- (b) 純資産の変更計算書および資金計算書、のいずれかまたはその双方を省略することができる。

(3) (同上) 第一項によって必要とされる中間財務諸表に注記として、会計原則もしくは会計慣行において、または会計原則もしくは会計慣行を適用する方法において、当該会計期間中になされた、その財務諸表と前期の財務諸表とのもしくは前期の一部についての中間財務諸表との比較可能性に影響を及ぼすような変更の詳細、ならびに当該中間財務諸表の扱う期間の損益に対するこの変更の効果が重要であるときは、これをも記載しなければならない。

(4) (同上) 第三項において、会計原則もしくは会計慣行における、または会計原則もしくは会計慣行を適用する方法における変更は、それが当該中間財務諸表の扱う期間の損益に重大な影響を及ぼさない場合であっても、財務諸表の前期もしくはそ

の一部の期間についてのそれとの比較可能性に影響するものとする。

(5) (同上) 第一項によって必要とされる中間財務諸表は、その作成の日から六〇日以内に、各株主に対し会社の帳簿に記載されたその者の最近の住所に宛てて前払郵便で、これを送付しなければならない。

(6) (罰則) 本条の規定に従わない会社は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。また、この懈怠を授權し、許容しもしくは黙認した会社の各取締役もしくは役員も、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、同様の罰金に処せられる。

第九四条 (従属会社は支配会社の株式を保有してはならない)

(1) 本条に定める場合を除いて、会社は、その支配会社である会社の株主にならないものとする。ある会社の株式をその従属会社に割当もしくは譲渡することは、無効とする。

(2) (適用) 本条は、遺言執行者、遺産管財人、意思無能力者の後見人、保佐人もしくは受託者として株式を保有する従属会社には、これを適用しない。ただし、支配会社もしくはその従属会社が、信託にもついで受益的な権益を有するとき、ならびに金銭の貸付を含む営業の通常の過程において締結された取引のための担保としてのみ受益的な権益を有するものでない

きも、この限りではない。

(3) (適用除外) 本条は、一九五四年四月三〇日にその支配会社の株式を保有する従属会社が、引続いてその株式を保有することを妨げないものとする。ただし、第二項に従い、この従属会社は、支配会社の株主総会もしくはその種類株主総会で議決する権利を有しない。

(4) (名義株主) 第二項に従い、第一項および第三項は、第一項および第三項において前記の会社にあつた場合にはその会社の名義株主をも含むと同一に、従属会社である会社の名義株主に關して適用されるものとする。

第九五条 (解積)

(1) 本条において「整理」とは、会社の授權資本の修正を含み、また前記のもの的一般性を制限することなく、異なった種類の株式の併合、ある種類の株式の他の種類株式への再分類およびある種類の株式に附着する約定、優先権、権利、条件、制約、制限もしくは禁止の変更を含み、また、会社が全部もしくは一部他会社の株式または証券から成る対価をもって、その営業の全部もしくは相当部分を他会社に譲渡もしくは売却または譲渡もしくは売却することを提案し、かつその対価の一部はある種類の株主間に分配し、またはこのように譲渡もしくは売却されまたは譲渡もしくは売却することを提案されたその営業

もしくはその営業の一部の遂行を停止する再建をも含むものとする。

(2) (整理) 会社の開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款にもとづき、会社とその株主もしくは株主の種類間において、この株主もしくは種類株主の権利に影響を及ぼす整理が提案される場合には、裁判所は、会社もしくは株主の申立により、裁判所が命ずる方法で送達される二日前の通知でまたは裁判所が命ずるこれより短い期間内に、会社の株主総会もしくは場合に依りて当該種類株主の総会の開催を命ずることができ

る。

(3) (総会招集通知の記載事項) 株主総会もしくは種類株主の総会が第二項にもとづいて招集される場合には、その総会招集の通知には、その整理の趣旨を説明し、かつ会社の取締役としてであると株主としてであるとまたはその他のいかなる問わす、会社の取締役の利害関係をとくに表示する記載を含み、また、それが他の者の同様の利害に対する影響と異なる限りにおいて、その整理のそれに対する影響を記載しなければなら

ない。

(4) (裁判所による認可) 会社の株主もしくは場合に依りて当該種類の株主が、総会にみずからまたは代理人を通じて出席し、代表される各種別の株式の四分の三以上をもって、その総

会に提案されたところに従いまたはそこで変更されたところに従ってその整理に同意するときは、この整理は裁判所の認可を受けることができる。また、このように認可されたとき、この整理および授權資本の減少もしくは増加および売却その他そこに定める方法をもって授權資本の割当もしくは処分をなすための規定は、補充開封勅許状によりこれを確認することができ、かつこれにもとづいて会社および会社の株主もしくは当該種類の株主を拘束するものとする。

(5) (反対者への通知) 総会において反対の議決権行使が行なわれ、かつこの反対の議決権行使にかかわりなく、第四項に従って代表される株主または種類株主がその整理に同意するときは、裁判所がその裁量にもとづいて別段の命令を下さない限り、会社は、裁判所が命ずる方法をもってその整理の認可申請が裁判所に対してなされる時期および場所を、各反対株主に通告しなければならない。

第九六条 (合併)

(1) 支配会社および従属会社を含む、同一のもしくは類似の目的を有する二以上の会社は、合併し一会社として存続することができる。

(2) (契約) 合併を企図する会社は、合併の期限および条件、合併実施の方式を定め、かつ合併会社の名称、その最初の取締

役の氏名・職業および住所、ならびに合併を遂行しかつ合併会社の爾後の経営および運営を定めるに必要なその他の細目とともに、爾後の取締役の選任方法および選任の時期、合併会社の授權資本および各会社の授權資本を合併会社のそれに転換する方法を記載する、合併契約を締結することができる。

(3) (株主による採択) この契約は、それを審議する目的で招集された各合併当社会社の株主総会において、その株主に提出されなければならない。また、この各総会において行使された議決権の三分の二がこの契約の採択に賛成するときは、各合併当社会社の秘書役は、その会社の社印を押捺して、この契約についてその事実を認証しなければならない。

(4) (開封勸許状の共同申請) この契約が第三項に従って採択されたときは、合併当社会社は、その契約を認可しかつ申請通りに会社を合併せしめる開封勸許状を、副総督に共同して申請することができる。その開封勸許状の日付においてかつその日から、これらの会社は合併しかつ開封勸許状に定める名称をもって一会社として存続するものとする。また、合併会社は、各合併当社会社のすべての財産、権利、特権および営業特権を所有し、かつすべての債務、契約、能力の欠缺および金銭債務に従うものとする。

第九七条 (解散が延期された場合における資産の分配)

(1) 会社がその業務を解散する目的をもってする場合を除いて、営業の遂行を停止し、かつ支払準備のなされていない金銭債務または債務を有しないときは、取締役会は、株主に会社に対するその権利もしくは權益に従って比例的に、会社の財産もしくはその一部を、現金、現物、正貨その他をもって分配するための附属定款規定を定めることができる。

(2) (認可) この附属定款規定は、それを審議する目的で適法に招集された株主総会で行使された議決権の三分の二によって認可され、かつ副総督の認可を得るまでは、効力を有しないものとする。

第九八条 (特権等に違反する私会社)

(1) 私会社が、その株式を譲渡する権利に対する制限、その株主数の制限または株式もしくは証券の公募禁止に関して、その特別法、開封勸許状もしくは補充開封勸許状のなんらかの規定に違反したときは、本法および法人情報法 (Corporations Information Act) にもとづいて私会社に付与される特権もしくは適用免除を受けることができない。その結果、本法および同法は、その会社が私会社でない場合と同一に、その会社に対して適用される。

(2) (救済) 裁判所は、この違反が偶然的であるか、または不注意もしくはその他なんらかの十分な理由によるものと、また

はその他の理由で救済を与えることが公正かつ衡平であると確信するときは、会社またはその他の利害関係人の申請にもとづき、かつ裁判所が適当と認める期限および条件で、当該会社について第一項に定める結果より救済することを命ずることができる。

(3) (罰則) 第一項に定める結果に加えて、その株式を譲渡する権利に対する制限、株主数の制限または株式もしくは証券の公募禁止に関して、その特別法、開封勅許状もしくは補充開封勅許状のなんらかの規定に違反するすべての私会社、ならびにこの違反を授權し許容し、もしくは黙認するその会社の各取締役もしくは役員は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

第九九条 (私会社、反対株主の権利)

(1) 私会社については、株主總會において、

(a) 会社の営業もしくはその一部を全体としてまたは実質的に全体として売却もしくは処分することを授權する取締役会で成立した決議が、株主によって、修正を受けまたは修正を受けずに認可されたとき、または、

(b) 会社を公募会社に転換することを定める補充開封勅許状の発行申請を授權する取締役会で成立した決議が、株主によって、修正を受けまたは修正を受けずに、認可されたとき、ま

たは、

(c) その会社と、公募会社であると私会社であるとを問わず、一以上の他の会社との合併契約が、株主によって認可されたときは、この決議または契約の認可にそれぞれ反対の議決権行使をした株主は、總會の会日後二日以内に、会社に対して自己の株式の買取り請求を書面をもって通知することができる。

(2) (会社は株式を買取る義務を負う) その売却もしくは処分の完了の日または場合に応じて補充開封勅許状もしくは開封勅許状の発行の日付から九〇日以内に、会社は、第一項にもとづいて通知した各株主の株式を買取らなければならない。

(3) (適用除外) 会社は、支払不能であるとき、またはこの買取りが会社を支払不能にするおそれがあるときは、第二項にもとづいて、株式を買取ってはならないものとする。

(4) (株式の価格) この株式買取りの価格および条件は、会社および反対株主の合意するところに従うものとする。ただし、両者が合意に達しないときは、その価格および条件は、反対株主の申請にもとづいて裁判所の決定するところに従うものとする。

(5) (株式の売却) 第二項にもとづいて買取られた株式は、この買取りのみを理由として、これを消却してはならない。会社

は、取締役会が定める価格および条件で、これを売却することができる。

(6) (売却が完了しない場合) その売却もしくは処分が完了せず、または補充開封勅許状もしくは開封勅許状が発行されないときは、本条にもとづく反対株主の権利は停止し、かつ会社は本条にもとづいてこの株主の株式を買取ってはならないものとする。

第三章 株式資本を有しない法人

(第一〇〇条～第一一六条) ……省略

第四章 鉱業会社

第一一七条 (解 釈)

本章において「会社」とは、本章の適用を受ける会社をいう。

第一一八条 (適用)

本章は、次の各鉱業会社にこれを適用する。

- (a) 一九〇七年七月一日以前に設立されたすべての鉱業会社。
- (b) その開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって本章の規定に従うものとされ、それが補充開封勅許状によって変更されていないすべての鉱業会社。および、

(c) その開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって本章に従うものとされ、それが補充開封勅許状によって変更されていないすべての鉱業会社。

第一一九条 (額面株式のみの発行)

(1) この会社の株式は、額面株式でなければならない。

(2) (例外) 第一項は、一九五四年四月三〇日以前に授權された株式には適用されない。

第二二〇条 (株式の割引発行)

(1) 開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款をもって別段の定めをしない限り、会社はその株式を割引発行することができる。

(2) (額面発行) 第一項にかかわらず、優先株式は、これを割引発行してはならないものとする。

(3) (割引率) 株式を割引発行することができる場合には、その割引率は、この株式を割当てる取締役会の決議において、これを定めなければならない。

第二二一条 (株主の責任)

一九五四年四月三〇日以前に有効に割引発行された株式、または一九五四年四月三〇日にもしくはそれ以後に有効に割引発行される株式を保有する会社の株主は、その株式に対してなされた払込催告に応じない場合にも、その株式について払込に合

意した額以上には、みずから責を負わないものとする。

第二二条（株券）

会社は、その発行するすべての株券上に、その株券が払込催告に服する株式について発行された場合には、「払込催告に服する」旨の文言を、また払込催告に服しない株式について発行された場合には、「払込催告に服しない」旨の文言を、赤インクで明白に記載もしくは印刷しなければならない。

第五章 協同法人

第二三条（解釈）

本章において、第一二五条第三項および第五項に定める場合を除いて、「法人」または「会社」とは、それぞれ本章の適用を受ける法人または会社をいう。

第二四条（適用）

(1) 本章は、次の各法人にこれを適用する。

(a) その開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって本章の旧規定に従うものとされ、それが補充開封勅許状によって変更されていないすべての法人。および、

(b) その開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって本章に従うものとされ、それが補充開封勅許状によって変更されていないすべての法人。

(2) (本法の適用) 本章の諸規定に反する場合を除いて、本法のその他の規定は、本章の適用を受ける法人にこれを適用する。

第二五条（法人の名称）

(1) 法人の名称には、その一部として「co-operative」の語を含まなければならない。

(2) (略語) 法人または取締役、役員、従業員、株主もしくは社員のいずれかが、その法人の名称を使用する場合には、「co-operative」の語を「coop」に縮約することができる。

(3) (禁止) 本章の適用を受ける法人以外の者は何人も、オンタリオ州において、「co-operative」の語、その略語もしくは派生語がその名称にまたはその名称とともに用いられると否とを問わず、その語またはその略語もしくは派生語を含む名称を使用してはならないものとする。

(4) (罰則) 第三項に違反する者は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

(5) (例外) 第三項は、カナダ議会の権限によりもしくはそれにもとづいて設立された法人、第九章にもとづいて許可された法人、一九一七年四月一二日以前にオンタリオ州の法律にもとづいて設立された法人または信用組合法 (Credit Unions Act)

の適用を受ける法人には、これを適用しない。

第一二六条（株式資本）

(1) 一九四九年六月一日にもしくはそれ以後に設立された会社の授權資本は、それぞれ協同優先株式または協同普通株式と称される一種類以上の株式から成り、かつ各種類の株式は、五ドルの額面価額または一〇〇ドルを超えない五ドルの倍数の額面価額を有するものとする。

(2)（株券）一九五四年四月三〇日にもしくはそれ以後に発行された株券には、以下の事項を記載しなければならない。

(a) その券面に、会社の名称、「協同会社として設立されかつ（オンタリオ州）法人法第五章の適用を受ける」旨の文言、およびその授權資本の表示を記載すること。ただし、ある種類の株式の全部ではなく一部が償還のために買入れられるか、またはある種類の優先株式の全部ではなく一部が転換され、償還されもしくは消却のため買入れられる場合には、その授權資本の表示を変更することを要しない。

(b) 第四十五条第一項b号およびc号によって必要とされる情報を記載すること。

(c) その株券に表彰される株式は、取締役会の承認なくして譲渡しえない旨を記載すること。

(d) 第一三五条の諸規定を表示すること。

(e) 配当がなされるとき、株主が受けるべき配当額は、一年につきその株式について払込まれた金額の八パーセントを超えてはならない旨を表示すること。および、

(f) 会社は、附属定款をもって、会社を解散する場合に各株式に対して分配される金額を、宣言されたが未払の配当金とともに、その株式について払込まれた金額に制限できる旨を記載すること。

第一二七条（社員借入金）

(1) 株式資本を有しない法人の資本は、「社員借入金」と称する社員からの金銭借入の形式をとることができる。この借入金は、附属定款に定める金額とし、必要に応じもしくは附属定款に定める時期に支払われ、これに利息を付さないこともまた附属定款に定める利率で利息を付することもできる。

(2)（社員もしくは株主からの借財）法人は、その株主もしくは社員から、附属定款に定める金額の、必要に応じもしくは附属定款に定める時期に支払われ、かつ無利息か附属定款に定める利率での利息付の金銭を借入れることができる。

第一二八条（社員たる地位の終了）

株式資本を有しない法人の社員が死亡し、または二年の期間にわたってその法人と取引を行わない場合には、取締役会はその社員の地位を終了せしめることができる。この終了によ

り、その法人は、その社員に支払うべき金銭を返済しなければならない。

第二十九条（株式の譲渡）

(1) 会社の株式は、取締役会の承認がない場合には、これを譲渡してはならない。

(2) （社員の地位）株式資本を有しない法人の社員たる地位は、取締役会の承認がない場合には、これを譲渡してはならない。

第三〇条（議決権行使）

(1) 法人の社員もしくは株主たる自然人は、代理人を通じて議決権を行使してはならない。

(2) （同上）法人の社員もしくは株主たる自然人は、一個の議決権のみを有するものとする。

(3) （法人社員もしくは法人株主による議決権行使）社員もしくは株主たる法人は、その法人を代表して社員総会もしくは株主総会に出席しかつ議決権を行使するため、その取締役もしくは役員の一人を社印を押捺して任命することができる。この取締役もしくは役員は、一個の議決権のみを有するものとする。

第三十一条（取締役の資格）

何人も、その法人の社員もしくは株主、またはその法人の社員もしくは株主たる法人の取締役もしくは役員でない限り、そ

の法人の取締役たることができないものとする。また、取締役、またはその者が役員もしくは取締役である法人が、社員もしくは株主の地位を失なうときは、それにもつづいてその者も取締役の地位を失なうものとする。

第三十二条（準備金および配当）

法人は、附属定款をもって、各会計年度における法人の営業から生ずる剰余金の分配がなされる以前に、

(a) 準備金を積立て、

(b) 株式資本に対し、一年につきその株式について払込まれた金額の八パーセントを超えない割合で、配当の支払を規定する、

ことができる旨を定めることができる。

第三十三条（純剰余金の分配）

(1) 第三十二条の規定に従って、各会計年度における法人の営業から生ずる剰余金は、その社員もしくは株主に対し、その法人とともにしくはその法人を通じて各社員もしくは各株主によってなされた営業に比例して、これを配分し、貸与もしくは支払わなければならない。これは、その社員もしくは株主が、または法人がその社員もしくは株主から、もしくはそのためにもしくはその者に対して、または本人としてであると社員もしくは株主の代理人としてであるとその他のいかなる問わ

ず、法人に対して、取得し、市場に出し、扱い、取引もしくは売却した商品もしくは製品の数量・品質もしくは価格、または提供した労務を見積り、これに種類の相違、その等級もしくは品質に対する評価に適正な差異を加えて、算定されるものとする。

(2) (同上) 法人は、附属定款をもって、その剰余金の一部を、社員もしくは株主に対すると同率もしくはそれより低い率で、社員もしくは株主でない者にも配分し、貸与もしくは支払うことができる旨を定めることができる。

(3) (還附奨励金) 各会計年度において、社員、株主、社員もしくは株主でない者に対して配分され、貸与されもしくは支払われる金額は、還附奨励金として認められるものとする。

(4) (還附奨励金の制限) 法人は、附属定款をもって、ある年度においてその法人が社員、株主、社員もしくは株主でない者からもしくはそのためにもしくはその者に対して、取得し、市場に出し、扱い、取引もしくは売却した商品もしくは製品、または提供した労務の価額が五〇ドルを超えない場合、またはこれより低い金額が附属定款に明記されている場合には、還附奨励金を、前記の社員、株主、社員もしくは株主でない者に配分し、貸与もしくは支払ってはならない旨を定めることができる。

第一三四条 (還附奨励金の投資)

(1) 会社は、附属定款をもって、各会計年度において、各株主の還附奨励金の全部または取締役会が決定するその一部を、株主のために、それが取得できる場合には、会社の一定数の未発行株式または会社の一定数の発行済株式を買入れる目的に使用すべきことを、定めることができる。

(2) (通知) 会社が第一項にもとづく附属定款規定を定め、かつ株主の還附奨励金の全部または一部が発行済株式に対する投資が必要とされる場合には、会社は、その株主に対し、その者が取得すべき株式数を表示する書面による通知を郵送しなければならない。

(3) (株主のために買入れることを要する株式の買入) 第二項に定める通知郵送の日付から三〇日以内に、発行済株式を買入れることを要する株主が、その者について買入の必要な株式数をみずから譲受けるために提出しない限り、会社はその株主のために、以下の行為をなすことができる。

- (a) 株式を売却しようとする株主から、必要数の株式を買入れること。
- (b) その買入価格を前記の株主の還附奨励金から支払うこと。
- (c) その株式を株主に移転すること。および、
- (d) 前記の株主に対して、その株式を表彰する株券を発行しか

つ送付すること。

(4) (強制借入) 法人は、その株主もしくは社員に、各会計年度において株主もしくは社員が権利を有することになる還附奨励金の全部または取締役会が決定するその一部を、附屬定款をもって定める条件および利率で、その法人に貸付けることを要求する附屬定款規定を定めることができる。

(5) (同上) 株主は、本条にもとづいて、発行済もしくは未発行の株式をその額面価額を超える価格で買入れ、または発行済株式を、それが買入に利用できない場合には、買入れることを要しないものとする。

(6) (同上) 法人に支払能力がない場合には、社員もしくは株主は、本条にもとづいて、その還附奨励金を貸付けることを要しないものとする。また、株主は、その法人の株式を買入れることを要しないものとする。

(7) (同上) 本条は、社員もしくは株主が、附屬定款に従って、その還附奨励金のうち法人に対する貸付または法人の株式の買入に使用されない部分を受領することを妨げないものとする。

第三十五条 (会社による株式の買入)

(1) 第二項および第三項に従い、会社は、

(a) 株主の同意を得て、それに合意する株主の有する株式の全

部または一部を、株式の額面価額を超えない株主が合意する価額を支払って償還のため買入れることができる。また、
(b) 会社の株主が解散を決議しているか、または株主が二年の期間にわたって会社と取引をなさなかったときは、その株主の株式を償還のため買入れ、またはその株式を帳簿価額もしくは額面価額のいずれか低い価額で他の者に譲渡することを請求することができる。

(2) (償還のための買入に関する禁止) 会社は、
(a) 償還のためにする株式の買入に、一会計年度において積立準備金の五〇パーセントを超える額を使用してはならないものとする。

(b) 一会計年度に、その年度の期首に存する社外株式の一〇パーセント以上を償還のため買入れてはならないものとする。
(c) 会社が支払不能である場合、または会社を支払不能とし、もしくは株主数を一〇人以下に減するような償還のためにする株式の買入を行なつてはならないものとする。

(3) (再発行の禁止) 会社が償還のため株式を買入れたときは、その株式はその結果消却され、また授權資本および発行済資本はそれによって減少されるものとする。

(4) (償還株式の株券が提供されない場合) 株式が償還のため買入に服するものとされ、かつ会社が株主に対して、消却する

ために株券があるときはその提供を要求する買入通知書を発送し、株主がその通知の発送後三〇日を下らない特定期間内にそれに従わない場合には、会社は、その株主の預金として特許銀行に買入代価を払込み、その株式を消却することができる。

第一三六条（財産の分配）

(1) 株式資本を有しない法人の財産を分配するときは、その法人に貸付られている社員借入金および還附奨励金は、通常の金銭債務の後順位におかれるものとする。

(2) （解散に際しての財産の分配）法人は、その解散に際して、また宣言されたが未払の配当金および社外株式について払込まれた金額があるときはこれをも含む、すべての金銭債務および負債を支払った後に、その残余財産またはその一部を、次のように分配もしくは処分できることを規定する附属定款規定を定めることができる。

(a) 株主が有する株式数にかわりなく、社員もしくは株主間に平等に分配もしくは処分すること。

(b) 解散時の社員もしくは株主間に、その解散直前もしくは会社設立の日付後五会計年度間に、その社員もしくは株主に對して生ずる還附奨励金を標準に分配もしくは処分すること。または、

(c) 慈善団体またはその目的が社会に有益な組織に分配もしくは

は処分すること。

第一三七条（附属定款）

(1) 法人は、次の各事項について規定する附属定款規定を定めることができる。

(a) その社員もしくは株主を、地域別かまたは共通の利益にもとづいてグループ別に分つこと。

(b) (i) このグループが、各グループにおける社員もしくは株主数、または各グループが法人となした取引の量、またはその双方を標準として、または、

(ii) 一定の地理的地域におけるグループについて、共同の会合を開くこのグループの代表者が、

その法人の取締役の一部または全部を選任すること。

(c) 各グループを代表する代表者およびその代行者を、各グループにおける社員もしくは株主数、または各グループが法人となした取引の量、またはその双方を標準として選出すること。

(d) 社員もしくは株主の全員が法人であるときは、その法人を代表する代表者もしくはその代行者を、各法人における社員もしくは株主数、または各法人となした取引の量、またはその双方を標準として選出すること。

(e) 選出する代表者の数および方法。

(f) 代表者の会議の開催。

(g) 会議における代表者の権限、または代表者の会議がすべての目的について社員総会もしくは株主総会とみなされ、またその全権限を有するものとみなされる旨を定めること。

(h) 地域別に、または共通の利益を標準として、社員、株主もしくは代表者の会議を開催すること。

(i) 会議に出席する代表者の費用の支払。

(2) (議決権の行使) 代表者は一個の議決権のみを有し、また代理人を通じて議決権を行使してはならない。

(3) (代表者の資格) その法人の社員もしくは株主、またはその法人の社員もしくは株主たる法人の取締役、役員、社員もしくは株主でない者は何人も、これを代表者に出選してはならないものとする。

(4) (適用除外) この附属定款は、社員もしくは株主が代表者の会議に出席し、かつその会議における討議に参加することを禁止してはならないものとする。

第一三八条 (附属定款は認可されなければならない)

(1) 本章にもついで定められた附属定款規定は、それを審議するために適法に招集された会議に出席しもしくは代表される、社員もしくは株主の三分の二の決議によって認可されるまで、その効力を有しないものとする。

(2) (契約としての附属定款) 法人の附属定款は、各社員もしくは株主がその附属定款に署名捺印し、また各社員もしくは株主、その相続人、遺言執行者、遺産管財人またはそれに従う譲受人のためにする捺印契約を含む場合と同一の程度において、その法人およびその社員もしくは株主を拘束する。

第一三九条 (義務)

(1) 法人は、次の各事項をなさなければならない。

(a) (附属定款の届出) その社員もしくは株主による認可後三〇日以内に、社印を押捺して認証されたそのすべての附属定款の謄本を、自治州長官の事務所に届出なければならない。

(b) (附属定款の謄本の交付) 社員もしくは株主が書面をもって請求するときは、その附属定款の謄本をその者に交付しなければならない。

(c) (自治州長官に対する財務諸表の送付) 各年次総会後一〇日以内に、その財務諸表の謄本およびその会計監査役報告書の謄本を自治州長官に送付しなければならない。

(d) (財務諸表の交付) その年次総会の通知を受ける権利を有するすべての者に対し、年次総会の通知とともにその財務諸表の謄本およびその会計監査役報告書の謄本を送付しなければならない。

(e) (同上) 社員もしくは株主の書面による請求あるときは、

その社員もしくは株主に対し、その財務諸表の謄本およびその会計監査報告書の謄本を送付しなければならない。

(2) (例外) 第一項c号は、前納病院および医療業務法にもとづいて登記された法人には、これを適用しない。

(3) (罰則) 第一項に従わない法人は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。また、この懈怠を授權し、許容しもしくは黙認するその法人の各取締役もしくは役員も、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、同様の罰金に処せられる。

第一四〇条 (教育および顧問事業)

(1) 法人は、協同および協同の理念に関連して、教育および顧問事業を行ない、奨励しかつ援助する権能を有する。

(2) (教育事業の援助) 法人は、その社員もしくは株主各自に配分され、貸与されもしくは支払われた還附奨励金から一年につき一ドルを超えない金額を控除することを授權し、かつこの控除額を教育目的のため法人連合会または法人の連盟に支払うことを授權する、附属定款規定を定めることができる。

第一四一条 (適用免除規定)

副総督は、その法人の最近の会計年度にその営業の価格において五〇パーセント以上が、その法人の社員もしくは株主以外の自然人または法人と取引されたと認めるときは、その法人に

ついてもはや本章の適用を受けることなく、かつその法人の名称を変更することを、宣言することができる。

第六章 保険法人

(第一四二条〜第二四〇条) ……省略

第七章 解 散

第二四一条 (解釈)

本章において、「清算出資者」とは、法人が本章にもとづいて解散する場合に、法人の財産に対して出資する責を負う者をいう。

第二四二条 (適用)

本章は、次のものにこれを適用する。

(a) 旧中部カナダ自治州議会の一般法または特別法によりもしくはそれにもとづいて設立されたすべての法人。

(b) 旧カナダ自治州議会の一般法または特別法によりもしくはそれにもとづいて設立され、オンタリオ州においてその主たる事務所を有するとともに営業を行ない、かつ、立法部の権限が及ぶ目的をもって設立されたすべての法人。

(c) オンタリオ州立法部の一般法または特別法によりもしくはそれにもとづいて設立されたすべての法人。

(d)第六章に反する場合を除いて、本法にもついで設立されまたは本法に従うものとされる第六章の意義におけるすべての保険業者。

ただし、本章は、鉄道、斜面鉄道もしくは市街鉄道の建設および運営を目的として設立された法人、または貸付・信託法人法という法人には、同法に定める場合を除いて、これを適用しないものとする。

第二四三条（任意解散）

(1)法人の株主もしくは社員が、その目的で招集された総会において行使された議決権の過半数をもって、その法人の解散を要求する決議を可決したときは、その法人は任意に解散することができる。

(2)（清算人の任命）その総会で、株主もしくは社員は、法人の業務を解散しかつその財産を分配する目的で、法人の不動産および動産の清算人として、一人以上の者を任命しなければならない。その者は、その法人の取締役、役員もしくは従業員であるも差支えない。また、株主もしくは社員は、その総会もしくは爾後の総会において、清算人の報酬および解散の手續費用、負担ならびに一般経費を定めることができる。

第二四四条（解散通知の公告）

(1)法人の任意解散を求める決議に関する通知は、その決議の

成立後一四日以内にこれを自治州長官に届出て、かつ法人がこれをオンタリオ州官報に公告しなければならない。

(2)（罰則）第一項に従わない法人は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。また、この懈怠を授權し、許容しもしくは黙認する各取締役もしくは役員も、本法違反の罪あるものとし、即決判決により、同様の罰金に処せられる。

第二四五条（検査役）

任意に解散する法人は、総会の決議をもって、以下において検査役という、その株主もしくは社員、清算出資者もしくは債権者の委員会に清算人を任命しかつ清算人の地位に生じた欠員を補充する権限を委任することができる。または、同様の決議をもって、清算人が行使すべき権限およびその行使の方法に関して、債権者と協定を締結することができる。

第二四六条（清算人の地位に生じた欠員）

任意解散において、清算人の死亡、辞任その他によってその地位に欠員が生ずるときは、株主総会もしくは社員総会は、その法人が検査役の任命についてその債権者と締結した協定に従って、その欠員を補充することができる。残任清算人がいるときはその者、または清算出資者は、その目的で総会を招集することができる。この総会は、その法人の附属定款をもって定め

る方法で、またはその定めがない場合には、法人の株主もしくは社員総会を招集するために本法の定める方法で招集されたときは、適法に開催されたものとみなされる。

第二四七条（清算人の解任）

法人の株主もしくは社員は、その目的で招集された総会において行使された議決権の過半数をもって、第二四三条または第二四五条にもとづいて任命された清算人を解任することができる。また、その場合には、その者に代えて他の清算人を任命しなければならない。

第二四八条（解散手続の開始）

任意解散は、解散を求める決議の成立の時に開始するものとする。

第二四九条（法人は営業を停止しなければならない）

法人が任意に解散する場合には、その解散手続開始の日から、その事業の遂行を停止しなければならない。ただし、その事業の有利な解散手続が求められるときは、この限りでない。また、その清算人に対してもしくはその承認を得てなされる譲渡を除く、株式のすべての譲渡、またはその解散手続の開始後に行なわれる、その法人の株主もしくは社員の地位の変更は、無効とされる。ただし、その法人としての存在およびすべての法人権能は、その設立証書もしくは附属定款に別段の定めがある

場合にも、その業務が清算されるまで存続する。

第二五〇条（許可ある場合を除く任意解散後の法人に対する訴訟手続の禁止）

任意解散手続の開始後は、

- (a) その法人に対する訴訟その他の手続は開始されてはならないものとする。また、
- (b) その法人の不動産もしくは動産に対する差押、没収、動産差押もしくは強制執行は、実施されてはならないものとする。

ただし、裁判所の許可を得、かつ裁判所が課する条件に従うときは、この限りではない。

第二五一条（清算出資者名簿の確定）

(1) 任意解散により、清算人は、清算出資者名簿を確定しなければならない。また、そのように確定された名簿は、それに清算出資者として記名された者の責任に関する一応の証拠とされる。

(2) （清算出資者の支払）任意解散により、清算人は、その法人の財産をもってする支払能力を確認する前に、清算出資者名簿に確定された時点での清算出資者の全部または一部に対し、その責任の範囲内で、清算人が、その法人の債務および解散の手続費用、負担および一般経費を弁済するに必要とみなす金額

を支払うために、また清算出資者間の権利を調整するために、払込催告をなすことができる。また、清算人は、払込催告をなすに際して、支払が請求された清算出資者の一部が、その払込催告についての各自の割合分を一部もしくはは全部支払うことができる。できないおそれを考慮に入れることができる。

第二五二条（解散手続期間における法人の総会）

(1) 清算人は、任意解散手続の継続中、決議をもって、その承認を得るためにまたは清算人が適当と思量するその他の目的のために、その法人の株主もしくは社員総会を招集することができる。

(2) (解散手続が一年以上にわたる場合) 任意解散手続が一年以上にわたる場合、清算人は、解散手続の開始から第一年度末およびそれに続く各年度末にその法人の株主もしくは社員総会を招集しなければならない。また、前年度における清算人の行為および取引ならびに解散手続の方法を記載する計算書類を、その総会に提出しなければならない。

第二五三条（債権者との協定を授権することができる）

清算人は、その法人の株主もしくは社員総会の決議による承認または検査役の承認を得て、債権者と、または債権者であることを主張する者、もしくはは損害賠償のみに関して、それが現在のものであると将来のものであると、確実なものであると偶

発のものであると、また金額確定のものであると不確定のものであるとを問わず、その法人に対しまたはそれによって法人が責を負わしめられる請求権を有する者、または請求権を有することを主張する者と、清算人が便宜と思量する和解その他の協定を締結することができる。

第二五四条（債務者および清算出資者と和解する権限）

清算人は、同様の承認を得て、その法人と清算出資者、請求を受けた清算出資者、その他の債務者もしくははその法人に対する債務を承認する者との間に存在しもしくは存在するものと推定される、すべての払込催告金および払込請求に応ずべき責任、金銭債務および金銭債務を生ずるおそれある責任、ならびに、それが現在のものであると将来のものであると、確実なものであると偶発のものであると、金額確定のものであると不確定のものであるとを問わず、損害賠償のみに関するすべての請求権、また合意される時期に支払われる金額の受領および一般に合意される条件にもとづいて、その法人の財産に関するもしくはそれに影響する方法に伴うすべての問題、またはその法人の解散手続について、和解することができる。清算人は、この払込催告、金銭債務または負債の履行のため担保を設定することができ、また、それに関して完全な免除を与えることができる。

第二五条（他の会社に対する財産売却の対価として株式等を受領する権限）

(1) 法人が任意解散を提案もしくは任意解散の過程にあり、またその事業もしくは財産の全部または一部を他の法人に譲渡することが提案されもしくはそれが売却される場合には、その解散法人の清算人は、その者が任命されたその法人の総会で成立した、清算人に一般的権限かまたは特定の協定に関する権限を付与する旨の株主もしくは社員の決議による承認を得て、その譲渡もしくは売却の対価としてまたは部分的対価として、その協定に定める方法で解散される法人の株主もしくは社員間に分配するために、現金またはその買入法人の株式その他同様の権益を受領することができる。また、現金または株式その他の同様の権益に代えて、もしくはそれに加えて、その買入法人の利益に参加しまたはその他の利益を受領することができる。

(2)（売却または協定の認可）本条にもとづいて清算人によりなされた売却または締結された協定は、次の場合において、任意に解散する法人の株主もしくは社員を拘束するものとする。

(a) 会社の場合には、株主または種類株主が、それぞれその目的で適法に招集された総会において、その会議に代表される株式または各種類株式の四分の三以上に相当する議決権をもって、または、

(b) 株式資本を有しない法人の場合には、社員または種類社員が、それぞれその目的で適法に招集された総会において、その会議に出席する社員または各種類社員の四分の三以上に相当する議決権をもって、

その売却または協定を認可する場合、およびその売却または協定が法人の申立により裁判所の命令によって認可される場合。

(3)（決議が無効とされない場合）いかなる決議も、それが法人を解散し、または清算人を任命するための決議以前になされ、またはそれと同時になされたことを理由として、本条においては無効とされないものとする。

第二五六条（裁判所による解散）

法人は、次の場合には、裁判所の命令をもってこれを解散することができる。

(a) 株主もしくは社員が、その目的で招集された総会において行使された議決権の過半数をもって、その法人を解散するために裁判所に申立をなすことを授權する決議を行なった場合。

(b) 任意解散の手続が開始されたが、裁判所の監督下にその手続を継続することが清算出資者および債権者の利益に資すると裁判所が思量する場合。

(c) 法人が、支払能力は有するも、その債務のため事業を継続することができず、かつ法人を解散せしめることが適當であることが立証され、裁判所がそれを確信する場合。または、
(d) 法人の破産または支払不能を除く若干の理由により、法人を解散することが正当かつ衡平であると、裁判所が判断する場合。

第二五七条

(1) (申請権者) 解散命令は、法人または株主もしくは社員、またはその法人が任意解散の過程にあるときは、清算人もしくは清算出資者もしくは二〇〇ドル以上の請求権を有する債権者の申請によって、これをなすことができる。

(2) (通知) 法人が申請をなす場合を除いて、その申請をなす前に、四日の期間を有する申請に関する通知が、法人に対してなされなければならない。

第二五八条 (裁判所の権能)

裁判所は、命令を申請せしめ、費用を支払いもしくは無料で申請を却下し、条件付もしくは無条件で審理を延期し、または正当と思量する中間命令その他の命令を発することができる。また、その命令を発するときには、慣行および手続に従って、解散手続を指示し、また本法によって付与された裁判所の権能を裁判所の職員に委任することもできる。

第二五九条

(1) (清算人の任命) 裁判所は、解散命令を下すとき、その法人の業務を清算しかつその財産を分配するために、その法人の不動産および動産の清算人として一人以上の者を任命することができる。

(2) (報酬) 裁判所は、随時清算人の報酬を決定することができる。

(3) (欠員) 裁判所の任命した清算人が死亡しもしくは辞任し、またはその地位が何らかの理由で欠員となる場合には、裁判所は、命令をもってその欠員を補充することができる。

(4) (清算人の解任) 裁判所は命令をもって、その任命した清算人を正当な理由にもとづいて解任することができる。その場合には、その者に代えて他の清算人を任命しなければならない。

第二六〇条 (費用および一般経費)

解散に関する費用、負担および一般経費は、トロント最上級裁判所の税務官吏がこれを査定する。

第二六一条 (解散手続の開始)

解散命令が、これに先行する任意解散手続を経ることなく裁判所によって発せられる場合には、解散は、その申請に関する通知が送達されたときに開始するものとみなされる。また、法

人が申請をなす場合には、その申請がなされたときに開始するものとみなされる。

第二六二条（命令後の解散手続）

解散命令が裁判所によって発せられた場合に、その法人の解散手続は、任意解散について定めると同一の方法でかつ同様の結果をもって行なわれるものとする。ただし、出資者名簿は解散命令前に清算人によって確定されない限り、裁判所がこれを確定する。いずれの場合でも、その名簿は裁判所の検閲に服するものとする。また、解散に関するすべての手続は、裁判所の命令および指示に服するものとする。

第二六三条

(1)（会社の社員総会の開催を命令することができる）解散命令が裁判所によって発せられた場合に、裁判所は、法人の株主もしくは社員の総会を、株主もしくは社員の意思を確認するために、裁判所が適当と思量する方法で、招集、開催および運営することを指示することができる。また、その総会の議長として行為しかつその結果を裁判所に対して報告する者を任命することができる。

(2)（清算出資者その他の者が財産等を交付すべき命令）解散命令が裁判所によって発せられた場合に、裁判所は、清算出資者名簿に確定された清算出資者、またはその法人の受託者、財

産管理人、銀行業者もしくは代理人もしくは役員に、直ちにまたは裁判所が指示する期間内に、その者が占有しかつ法人が一応権利を有する、金額または残高、帳簿、書類、不動産もしくは動産を、清算人に対して支払い、交付し、譲渡し、引渡しまたは移転することを要求することができる。

(3)（帳簿の検査）解散命令が裁判所によって発せられた場合に、裁判所は、法人の債権者および清算出資者によるその帳簿および書類の検査命令を発することができる。法人の所持するすべての帳簿および書類を、その命令に従って検査することができる。

第二六四条（許可ある場合を除く裁判所による解散後の法人に対する訴訟手続の禁止）

裁判所の命令による解散手続の開始の後は、

(a) その法人とともにする、またはその法人に対する訴訟その他の手続は、これを進行しまたは開始してはならないものとする。また、

(b) その法人の不動産もしくは動産に対する差押、没収、動産差押もしくは強制執行は、実施されてはならないものとする。

ただし、裁判所の許可を得、かつ裁判所が課する条件に従うときは、この限りでない。

第二六五条（第二六六条ないし第二七八条および第二八一条の適用）

第二六六条ないし第二七八条および第二八一条は、任意にまたは裁判所の命令によって解散する法人にこれを適用する。

第二六六条（清算人が存在しない場合）

(1) なんらかの理由で清算人が存在しない場合には、裁判所は、その法人の株主もしくは社員の申請により、命令をもって、清算人として一人以上の者を任命することができる。

(2)（同上）清算人が存在しない場合には、法人の不動産および動産は、清算人の任命まで、裁判所の監督に服するものとする。

第二六七条（解散の結果）

(1) 解散により、

(a) 清算人は、その法人の財産をそのすべての債務の弁済に充当するとともに、また、それを条件として、その財産を株主もしくは社員間に、その法人に対するその者の権利および権益に従い比例的に分配しなければならない。

(b) 法人の財産を分配する場合には、解散手続開始の日にまたはそれ以前の一月内に支払われるべきその法人に雇用されているすべての事務員、労働者、雇員、見習者その他の賃金稼得者の賃金のうち三月を超えない賃金分および労働時間および

び有給休暇法ならびにそれにもとづく規則もしくは法人が締結した労働協約にもとづき、一二月を超えない期間内に生じた休暇手当は、通常の債権者の権利に優先してこれを支払わなければならない。また、これらの者は、その請求権の残余について通常の債権者と同順位に立つことができる。

(c) 取締役のすべての権限は、清算人の任命によって停止する。ただし、清算人がその権限の存続を承認する範囲において、この限りでない。

(2)（財産の分配）受託者法（Trustee Act）第五十二条は清算人に対し、これを準用する。

第二六八条（費用および一般経費の支払）

清算人の報酬を含む解散の費用、負担および一般経費は、他のすべての債権に優先して法人の財産から支払われる。

第二六九条（清算人の権限）

(1) 清算人は次の事項をなすことができる。

(a) その法人の名義でかつその法人に代って、訴訟、告訴もしくは訴追、または民事もしくは刑事のその他の法律手続を開始しまたは応訴すること。

(b) 法人の有利な解散に必要な限りにおいて、その法人の事業を継続すること。

(c) 公売または私的売却により、その法人の動産および不動

産、人的財産および無体財産を全体としてまたは部分的に売却すること。

(d) 法人の名義においてかつその法人に代って、すべての行為をなし、また、すべての捺印証書、受領書その他の文書を作成し、かつ、その目的のために法人印を使用すること。

(e) その法人の名義においてかつその法人に代って、為替手形または約束手形を振出し、受取り、作成しかつ裏書すること。

(f) その法人財産の保全のため必要な金銭を調達すること。

(g) その職名において、死亡清算出資者の財産に対する管理状を取得し、また、その職名において、清算出資者もしくはその財産から支払われるべき金銭の支払を得るに必要なその他の行為をなすこと。そのいずれの行為も便宜的にその法人の名義でなすことができない。

(h) その法人の業務を解散しかつその財産を分配するに必要なその他のすべての事項をなしかつ執行すること。

(2) (為替手形等は正当に振出されたものとみなされる) 清算人がその法人のためになす為替手形もしくは約束手形の振出、受取、作成もしくは裏書は、その為替手形もしくは約束手形が、その法人によりもしくはそのために営業の過程において振出され、受取られ、作成されもしくは裏書された場合と同一の

効果を、その法人の責任に対して有するものとする。

(3) (金銭が清算人に対して支払われるべきものとみなされる場合) 清算人が清算出資者から支払われるべき金銭の支払を得るために財産管理状を取得し、その他の職名を使用する場合には、その金銭は、清算人にその管理状を取得させまたは、その金銭を回復せしめるために、清算人自身に支払われるべきものとみなされる。

第二七〇条 (清算出資者の責任の性質)

清算出資者の責任は、その責任が発生したときにみずから支払わなければならないが、その責任を強制するために払込催告がなされるときまたはそのそれぞれのときに、支払われるべき金銭債務を創設するものとする。

第二七一条 (清算出資者が死亡した場合の責任者)

清算出資者が清算出資者名簿に記入される以前にまたはその後死亡したときは、その法律上の代表者は、遺産管理の正当な手続に従って、その死亡清算出資者の責任を履行するために法人財産に対して出資する責を負い、その結果清算出資者になるものとする。

第二七二条 (清算人による銀行への寄託)

(1) 清算人は、その者が保有している法人に帰属する金銭の額が一〇〇ドル以上にのぼる場合には、その金額をオンタリオ州

内の特許銀行に寄託しなければならない。

(2) (検査役による銀行の認可) 検査役が任命された場合には、銀行はその者が認可するものでなければならない。

(3) (独立の寄託勘定とされなければならない…その勘定からの引出し) この寄託は、清算人個人の名義でこれをなしてはならない。ただし、その法人に属する金銭についてはその法人の清算人としてのその者の名義および検査役があるときはその者の名義において、独立の寄託勘定としなければならない。この金銭は、清算人および検査役があるときはその一名の共同振出小切手としてのみ、これを引出すものとする。

(4) (清算人は銀行通帳を提出しなければならない) 法人のすべての株主もしくは社員総会において、清算人は、銀行通帳、または寄託額、寄託がなされた日付、引出された額および引出しの日付を記載する勘定書を提出し、かつその提出を総会の議事録に記載しなければならない。この記載の欠缺は、証拠上、銀行通帳または勘定書が総会に提出されなかったことの一定の証拠と認められる。

(5) (同上) 清算人は、検査役があるときはその者のまたはその法人の株主もしくは社員の申請にもとづいて裁判所が命令するときは何時でも、銀行通帳または勘定書を提出しなければならない。

第二七三条 (債権の証明)

債権を証明するためには、債権譲渡および優先権法 (Assignments and Preferences Act) 第二五条、第二六条および第二七条を準用する。ただし、同法で「裁判官」の語が用いられている場合には、本法で用いる「裁判所」の語にこれを置き換えるものとする。

第二七四条 (指示の申請)

清算人または検査役があるときはその者、または債権者の申請により、裁判所は、裁判所が通知するように指示した当事者を聴聞した後、または裁判所が定める措置を講じた後に、命令をもって、解散において生ずる問題について指示を与えることができる。

第二七五条 (財産に関係ある者の調査)

(1) 裁判所は、解散手続の開始後何時でも、その法人の取締役もしくは役員、またはその法人の不動産もしくは動産の一部を占有することが知られまたは占有するものと推定されるその他の者、または法人に対して債務を負担するものと申立てられた者、または裁判所が法人の営業取引、不動産もしくは動産について情報を提供することができるものとみなす者を、裁判所にまたは清算人の面前に出頭するように召喚することができる。

(2) (懈怠ある取締役等に対する損害賠償の請求) 解散の過程

において、その法人の設立もしくは起業に関与した者、またはその法人の過去もしくは現在の取締役または役員、従業員、清算人もしくは管財人が、その法人の金銭を悪用もしくは流用もしくはそれについて責を負い、または、法人に対する関係で違法の行為もしくは信託の違反を犯したことが判明した場合に、裁判所は、清算人または債権者もしくは清算出資者の申請により、その者の行為を調査しかつその者に対し、そのように悪用もしくは流用しまたは責を負うべきものとされた金銭を裁判所が正当と認める率の利息を付して返還し、またはその悪用、流用、違法の行為もしくは信託の違反に関する補償として裁判所が正当と認める金額を法人の財産に対して出資することを命令することができる。

第二七六条（株主による法律手続）

(1) 法人の株主もしくは社員が、その法人の利益になると判断する手続がとられることを希望し、かつその株主もしくは社員がその行為を要求された後において、その手続をとることを拒否しまたは懈怠する場合には、その株主もしくは社員は、その者に清算人または法人の名義で、ただしその者自身の費用と危険において、また、裁判所が定める期限でかつその清算人または法人への補償に関する条件をもって、その手続をとること

を授權する裁判所の命令を取得することができる。

(2) (利益が株主に帰属する場合) 前項の場合において、その手続から生じた利益は、自己の利益のためにまたはその手続を開始することに共同したその他の株主もしくは社員の利益のために、その手続を開始した株主もしくは社員にのみ帰属するものとする。

(3) (法人のためにする場合) この命令がなされる前に、清算人が裁判所に対してその法人の利益のためにその手続を開始する用意があることを表明する場合には、その手続をとるべき時期を定める命令が発せられなければならない。その場合には、その手続から生じた利益は、その期間内に手続が開始されたときにおいては、その法人に帰属する。

第二七七条（本法により付与されるその他の権限に加えられるべき権利）

本法によって付与される権利は、清算出資者に対し、またはその法人の債務者に対し、それらの者もしくはその財産から支払われるべき払込催告その他の金額を回復するために、手続を開始するその他の権利に加えられるものとする。

第二七八条（解散手続の停止）

解散期間中何時でも、裁判所は、株主もしくは社員または債権者もしくは清算出資者の申請により、また、解散に関するす

すべての手続を停止すべきことが立証されそれを確信すること
で、その手続を全くまたは一定期間裁判所が適当と思量する文
言かつ条件で停止する命令を発することができる。

第二七九条（清算人が総会に対して作成すべき任意解散の報告書）

(1) その法人の業務が完全に任意解散された場合には、清算人は、解散が行なわれた方法および処分された法人の財産を記載する報告書を作成し、かつ、これをその法人の株主もしくは社員に提出して、清算人のなす説明を聞くために、株主もしくは社員総会を招集しなければならない。この総会は、総会の招集に関する附属定款の定める方法で、これを招集しなければならない。

(2) （総会開催の通知）清算人は、総会の開催後一〇日以内に、その総会が開催されたことおよびその日付を記載する通知を自治州長官に届出なければならない。

(3) （法人格の消滅）その通知の届出の日から三月を経過したときに、その法人は、その事実により法人格を失なう。

(4) （延期）第三項に定める三月の期間中何時でも、裁判所は、清算人またはその他の利害関係人の申請により、その法人格の消滅が行なわれるべき日を命令に定める日に延期する命令を発することができる。この場合には、その法人は、その定め

られた日にその事実により法人格を失なう。

(5) （延期命令の謄本は届出なければならない）その命令を申請した者は、それが発せられた後一〇日以内に、裁判所印を押捺して認証されたその命令の謄本を、自治州長官に届出なければならない。

(6) （罰則）本条の要件に従わない者は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

第二八〇条（法人格消滅の命令）

(1) 第二七九条にかかわらず、任意解散または裁判所の命令による解散については、裁判所は、法人の業務が完全に清算された後は何時でも、清算人またはその他の利害関係人の申請により、その法人格を消滅せしめる命令を発することができる。

その法人はその命令の日またはその日から法人格を失なう。

(2) （法人格消滅の命令の謄本は届出なければならない）その命令を申請した者は、それが発せられた後一〇日以内に、裁判所印を押捺して認証されたその命令の謄本を、自治州長官に届出なければならない。

(3) （罰則）本条の要件に従わない者は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられ

る。

第二八一条（株主が不明である場合）

(1) 株主もしくは社員が不明であるか、またはその居所が不明であるため、清算人が、その法人の財産を株主もしくは社員間に比例的に分配することができない場合には、その株主もしくは社員の法人財産に対する分け前は、公共信託の受託者との合意をもって、清算人が、その株主もしくは社員のための信託においてこれを保有せしめるため、公共信託の受託者に交付もしくは譲渡することができる。その場合には、第三二七条第五項および第六項は、これに適用する。

(2)（同上）第一項にもとづく交付もしくは譲渡は、第二六七条第一項 a 号における株主もしくは社員間の比例分配とみなされる。

(3)（債権者が不明である場合）債権者が不明であるか、またはその居所が不明であるため、清算人が、その法人のすべての債務を支払うことができない場合には、清算人は、公共信託の受託者との合意をもって、債権者に支払われるべき債務の額に等しい額を、債権者のために信託において保有せしめるため、公共信託の受託者に支払うことができる。その場合には、第三二七条第五項および第六項は、これに適用する。

(4)（同上）第三項にもとづく支払は、第二六七条第一項 a 号

における債務の弁済とみなされる。

第二八二条（解散後における帳簿等の処分）

(1) 法人が本法にもとづいて解散されかつ法人格が消滅しようとしている場合には、法人の帳簿、計算書類および文書ならびに清算人のそれらは、任意解散の場合は決議をもって法人が指示するところに従い、または命令にもとづく解散の場合は裁判所が指示するところに従って、これを処分することができる。

(2)（帳簿等の保管に関する責任が終了する場合）その法人格消滅の日から五年を経過した後は、その法人または清算人、もしくはこれらの帳簿、計算書類および文書の保管を委託された者には、それに利害関係を有することを主張する者に、その全部または一部が直ちに提出されないことを理由としては、責任を生じないものとする。

第二八三条（清算人の免責および裁判所による分配に関する規定）

(1) 法人が裁判所の命令にもとづいて解散され、かつその財産の換価および分配が進められる場合に、裁判所が清算人を免責し、その手中に残存する法人の財産を裁判所がより有利に換価し分配することが得策と判断する限りにおいて、裁判所は、清算人を免責し、かつその財産を裁判所にまたは裁判所が指示する役員その他の者に支払い交付しかつ譲渡するための命令を発

することができる。その場合、その財産は、裁判所の指示によりもしくはそれにもとづいて換価され、また、清算人によって分配がなされる場合とできる限り同一の方法で、それに対して権利を有する者の間に分配されなければならない。

(2) (帳簿および文書の処分) この場合に裁判所は、法人および清算人の帳簿、計算書類および文書を処分する方法を指示する命令を発し、またそれらを裁判所に寄託し、その他裁判所が適当と思量する方法で処理することを命ずることができる。

第二八四条 (手続に関する規則)

副総督は、本章の適正な施行のための規則を作成することができる。また、本法もしくはこれらの規則をもって別段に定める場合を除いて、解散法(Canada)(Winding-up Act (Canada))にもとづく解散の実務および手続が適用される。

第八章 法人一般

第二八五条 (適用)

本章は、明文をもって別段に定めるときを除き、次の法人にこれを適用する。

(a) 旧中部カナダ自治州議会の一般法または特別法により、もしくはそれにもとづいて設立されたすべての法人。

(b) 旧カナダ自治州議会の一般法または特別法により、もしくは

はそれにもとづいて設立され、オンタリオ州においてその主たる事務所を有するとともに営業を行ない、かつ立法部の権限が及ぶ目的をもって設立されたすべての法人。および、

(c) 立法部の一般法または特別法により、もしくはそれにもとづいて設立されたすべての法人。

ただし、本章は、鉄道、斜面鉄道もしくは市街鉄道の建設および運営を目的として設立された法人、または貸付・信託法人法にいう法人には、同法に定める場合を除いて、これを適用しないものとする。

第二八六条 (信託にもとづく法人設立)

法人は、その設立により、そのときまでにその法人設立の目的をもって設定された信託にもとづいて法人のために保有される、人的および物的のすべての財産および権利を付与されるものとする。

第二八七条 (一般的な法人権能)

法人は、本法または設立証書に明文をもって別段の定めがない場合には、設立された時から自然人と同一の能力を有するものとみなされる。また、その権能の行使が求められる場所において効力を有する法律が許容する範囲内で、オンタリオ州の境界を越えてその権能を行使すること、かつ州外法人としての権能および権利をこれに認めることができる。

第二八八条（附随的権能）

法人は、次の各号の権能を有する。

- (a) その目的にとって必要または便宜な建造物もしくは工場を建設、維持または改造すること。
- (b) 法人が現実使用しかつ占有するために、またはその事業を営むために必要な土地もしくは土地に対する権益を、購入、賃借その他の方法で取得しかつ保有すること。また、その必要が失なわれるときは、それを売却し、処分しかつ譲渡すること。

第二八九条（土地保有に関する制限）

- (1) 法人および法人のためにする受託者は、法人が現実使用しかつ占有するためにまたはその事業を営むために必要とされるのではない、または担保として保有されるのではない土地もしくは土地に対する権益を取得し、またはその土地がそのような必要性をもたない場合にはその取得後またはその必要性を失なった場合にはその後七年以上の期間、これを保有してはならないものとする。

(2)（期間の延長） 副総督は、第一項に定める七年の期間を延長することができる。ただし、この延長は、全体として五年を超えてはならないものとする。

- (3)（土地保有に関する書面） 法人は、請求ある場合には、自

治州長官に対し、その書面作成の日にその法人によりまたはその法人のための信託において保有されるすべての土地もしくは土地に対する権益に関する完全かつ正確な書面を提出しなければならない。

第二九〇条（主たる事務所）

- (1) 第二項に従い、法人は、常時、開封勅許状をもって主たる事務所が所在すべきことを定めるオンタリオ州内の場所に、その主たる事務所を有しなければならないものとする。

(2)（主たる事務所の変更） 法人は、特別決議をもって、その主たる事務所の所在地をオンタリオ州内の他の場所に変更することができ。

- (2) a（自治体が併合もしくは合併した場合） 法人の主たる事務所の所在地が、他の自治体に併合もしくは合併したことを理由として変更される場合には、この変更は、第二項の意義における変更該当しないものとする。

- (3)（届出および公告） その特別決議に関する通知は、その決議が株主もしくは社員によって認可された後一四日内に、法人がこれを自治州長官に届出つかつオンタリオ州官報に公告しなければならない。ただし、この通知の届出および公告に関する本項の規定は、命令規定にすぎず、その特別決議の効力に対する停止条件とはされない。

(4) (罰則) 第三項に従わない法人は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。この懈怠を授權し、許容しもしくは黙認する法人の各取締役もしくは役員は、本法違反の罪あるものとし、即決判決により、同様の罰金に処せられる。

第二九一条 (社交クラブ、事務所の変更)

(1) 本法またはその他の制定法もしくは法律にかかわらず、通常サーヴィス・クラブとして知られる法人以外の、全部または一部社交的性格の目的を有する法人は、自治州長官の書面による事前の同意なく、その事務所の一部の所在地を変更してはならない。

(2) (同上) 第一項に定める同意の付与は、自治州長官の裁量による。

第二九二条 (印章)

法人は、附属定款をもって採用される印章を有すべきものとし、かつ附属定款をもってこれを改造または変更することができる。

第二九三条 (印章を押捺した書面による契約)

(1) 個人間でなされる場合に法律上書面に作成し印章を押捺することを要する契約は、社印を押捺した書面によって法人のために、これをなすことができる。

(2) (印章を押捺しない書面による契約) 個人間でなされる場合に法律上書面に作成しそれについて責を負う当事者が署名することを要する契約は、明示もしくは黙示の授權にもとづいて行為する者が署名した書面によって法人のために、これをなすことができる。

(3) (口頭による契約) 個人間でなされる場合に法律上口頭のみによってなされ書面に作成されなくとも有効とされる契約は、明示もしくは黙示の授權にもとづいて行為する者が口頭によって法人のために、これをなすことができる。

第二九四条 (法人による代理人の権限付与)

法人は、社印を押捺した書面をもって、何人かに、一般的にまたは特定の事項に関して、その代理人として、オンタリオ州内もしくはオンタリオ州外に位置する場所において何らかの資格で法人が当事者たる捺印証書を法人のために作成する権限を付与することができる。この代理人が法人のためにかつみずから捺印して署名したすべての捺印証書は、その法人を拘束し、かつそれが法人の社印を押捺してなされた場合と同一の効力を有するものとする。

第二九五条 (文書等の確認)

法人の確認を必要とする文書は、取締役または授權された者がこれに署名することをもって足り、社印を押捺することを要

しない。

第二九六条（取締役）

(1) すべての法人の業務は、その呼称のいかんを問わず、取締役会がこれを運営する。

(2)（員数）法人の取締役会は三人を下らない一定数の取締役でこれを構成する。

(3)（業務の執行）第三十一条第一項に従い、法人の業務は、取締役会の定足数が出席する取締役会議を経ることなく、取締役が処理してはならないものとする。

(4)（同上）取締役会に欠員がある場合には、残存取締役は、取締役会の定足数が在任している限り、取締役会のすべての権限を行使することができる。

第二九七条（最初の取締役）

(1) 本法または法人設立証書において最初の取締役に指名された者は、その者に代えて適法に選任されまたは任命された同数の他の者によって交替されるまで、その法人の取締役たるものとする。

(2)（同上）法人の最初の取締役は、取締役としてのすべての権限および義務を有し、かつ取締役のすべての責任に服するものとする。

(3)（解釈）一九五四年四月三〇日以前に設立された法人につ

いては、本条の「最初の取締役」とは、仮取締役をいう。

第二九八条（取締役員数の変更）

(1) 法人は、特別決議をもって、その取締役の員数を増加または減少することができる。

(2)（特別決議の通知）この特別決議に関する通知は、その決議が株主もしくは社員によって認可された後一四日内に、法人がこれを自治州長官に届出かつオンタリオ州官報に公告しなければならぬ。ただし、この通知の届出および公告に関する本項の規定は、命令規定にすぎず、その特別決議の効力に対する停止条件とはされない。

(3)（罰則）第二項に従わない法人は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。この懈怠を授權し、許容もしくは黙認する法人の各取締役もしくは役員は、本法違反の罪あるものとし、即決判決により、同様の罰金に処せられる。

第二九九条（取締役たるには株主でなければならない）

(1) 第二項および第三項に従い、何人もその法人の株主もしくは社員でない場合には、法人の取締役となれないものとする。

その者が、株主もしくは社員たる地位を失なうときは、直ちに取締役の地位を失なうものとする。

(2)（例外）何人も、その者が取締役として選任または任命さ

れた後一〇日以内にその法人の株主もしくは社員となる場合には、法人の取締役となることができる。ただし、その者が前記の一〇日以内に株主もしくは社員とならない場合には、直ちに取締役であることを停止し、かつその者が会社の株主もしくは社員とならない限り、これを再選または再任してはならないものとする。

(3)(a) (例外。病院および株式取引所) 公共病院法にいう病院を経営する法人、または、

(b) 公認株式取引所を運営する法人

は、附属定款をもって、何人も、その者が法人の株主もしくは社員でないことにかかわらず、その者の書面による同意により、その法人の取締役になることができる旨を定めることができる。

(4) (年齢) 取締役は、二一才以上でなければならない。

(5) (破産者) 弁済能力のない破産者は、取締役になれないものとする。取締役が破産した場合には、その者は直ちに取締役であることを停止する。

第三〇〇条 (取締役の選任)

(1) 取締役は、株主もしくは社員総会において選任されなければならない。この選任は、投票により、または法人の附属定款で定めるその他の方法とするものとする。

(2) (同上) 開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって別段に定める場合を除いて、取締役の選任は、毎年一回これを行ない、かつその時に在職している取締役の全員が退任するものとする。ただし、資格あるときは、再選を妨げない。

(3) (例外) 第二項は、取締役の選任を年一回以外の方法で行なう旨を定める、一九五四年四月三〇日以前に制定された附属定款の効力を妨げないものとする。

(4) (地位の継続) 取締役の選任が適正な時期に行なわれない場合には、取締役は、その後任者の選任されるまで、その地位に留まるものとする。

(5) (取締役の交替) 開封勅許状もしくは補充開封勅許状をもって、交替による取締役の選任および退任について定めることができる。ただし、その場合には、取締役は、五年以上の期間について選任されてはならない。また、少なくとも三人の取締役は毎年退任しなければならないものとする。

(6) (同上。協同法人) 第五章の適用を受ける法人は、附属定款をもって、交替による取締役の選任および退任について定めることができる。ただし、その場合には、取締役は、五年以上の期間について選任されてはならない。また、少なくとも三人の取締役は毎年退任しなければならないものとする。

第三〇一条 (取締役の定足数)

(1) 開封勅許状、補充開封勅許状または特別決議をもって別段に定める場合を除いて、取締役会の過半数が定足数を構成する。ただし、いかなる場合においても、定足数は、取締役の五分の二を下つてはならないものとする。

(2) (欠員) 取締役の定足数が在任している限り、取締役に生ずる欠員は、その時に在任する取締役が、その残任期間についてこれを補充することができる。

(3) (同上) 取締役の定足数が在任していない場合には、その時に在任する取締役は、その欠員を補充するため株主もしくは社員総会を直ちに招集しなければならない。これを怠るとき、またはその時に在任する取締役が存在しないときには、総会は、株主もしくは社員がこれを招集することができる。

第三〇二条 (社長)

(1) 取締役は社長を互選しなければならない。

(2) (その他の役員) 取締役会は、秘書役を任命するものと、また、一人以上の副社長およびその他の役員を任命することができる。

(2) a (株式資本を有しない法人) 第一項および第二項にかかわらずなく、株式資本を有しない法人については、開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款をもって定めるとき、法人の役員またはその一部は、その目的で適法に招集された社員総会

において、これを選任または任命することができる。

(3) (秘書役事務取扱) 秘書役の地位が欠けている場合、または何らかの理由で秘書役が行為することができない場合には、秘書役がなすことを要するまたはなすことを授權された事項は、秘書役補佐がこれをなすことができる。また、行為することのできる秘書役補佐が存在しない場合には、一般的にまたは特別に取締役会がそのために授權したその法人の他の役員がこれをなすことができる。

第三〇三条 (取締役会の議長)

法人は、特別決議をもって、取締役が取締役会の議長を互選しかつその義務を明らかにすることを定め、また、その法人の社長もしくはその他の役員の職務の一部または全部を取締役会の議長に委譲することができる。その場合には、特別決議で社長の職務を確定しなければならない。

第三〇四条 (役員の資格)

(1) 社長および取締役会議長の場合を除いて、法人の役員は、附属定款をもってその旨を定めない限り、法人の取締役または株主もしくは社員であることを要しない。

(2) (第一項の適用) 第一項は、公認株式取引所を運営する法人には、これを適用しない。

第三〇五条 (取締役等の行為の効力)

取締役または役員の実行は、その後その者の任命または資格について発見される瑕疵にかかわりなく、有効であるものとする。

第三〇六条（年次総会）

法人は、その設立後一八月内に、また、爾後は、前回の年次総会の開催の後一五月を超えない期間内に、その株主もしくは社員の年次総会を開催しなければならない。

第三〇七条（総会）

取締役会は、何時でも、その一般的性質が総会招集通知に記載される業務を処理するために、株主もしくは社員の総会を招集することができる。

第三〇八条（総会の招集請求）

(1) 開催しようとする総会で議決権を行使することのできるその会社の発行済株式の一〇分の一以上の株式を有する株主、または開催しようとする総会で議決権を行使することのできる株式資本を有しない法人の社員の一〇分の一を下らない者は、それぞれ本法に反しない法人の業務に関する何らかの目的について、株主もしくは社員の総会を招集することを取締役に請求することができる。

(2)（請求）この請求には、総会に提出される業務の一般的性質を記載し、請求者がこれに署名しかつこれをその法人の主た

る事務所に寄託しなければならない。また、これは、一人以上の請求者が署名する同様の形式の数通の文書から成ることができる。

(3)（取締役の総会招集義務）この請求が寄託されたとき、取締役会は、直ちに、請求書に記載された業務を処理するために、株主もしくは社員の総会を招集しなければならない。

(4)（請求者が総会を招集できる場合）取締役会がこの請求の寄託の日から二二日以内に上記の総会を招集しかつ開催しない場合には、請求者は、何人でも、この総会を招集することができる。この総会は、請求の寄託の日から六〇日以内に開催されなければならない。

(5)（総会の招集）本条にもとづいて招集される総会は、株主もしくは社員総会が附属定款にもとづいて招集される場合とできる限り同一の方法でこれを招集しなければならない。ただし、附属定款をもって二二日を超える総会の通知を定めるときは、上記の総会の招集には二二日の通知で足りるものとする。

(6)（費用の返済）取締役会が上記の総会を招集しないために請求者が負担した相当の費用は、法人がこれを請求者に返済するものとし、かつ、この返済額は、懈怠のあった取締役の業務に対する俸給その他の報酬として法人が支払ひまたは支払うべき金員から、法人がこれを留保しなければならない。ただし、

上記の総会で株主もしくは社員が、行使された議決権の過半数をもって、請求者に対する返済を拒否するときは、この限りでない。

第三〇九条（株主決議等の配布）

(1) この請求による総会で議決権を行使することのできるその会社の発行済株式の二分の一以上を有する株主、またはこの請求による総会で議決権を行使することのできる株式資本を有しない法人の社員の二分の一を下らない者の書面による請求あるときは、取締役会は、それぞれ、

(a) 次の株主もしくは社員総会の通知を受ける権利を有する株主もしくは社員に対し、その総会に適正に提出することのできる、また提出しようとする決議について通知し、または、

(b) 次の株主もしくは社員総会で議決権を行使することのできる株主もしくは社員に対し、その総会に提案された決議に関する事項または処理されるべき業務について記載する一〇〇〇語を超えない書面を配布しなければならない。

(2)（通知）この通知もしくは書面またはその双方は、それぞれ株主もしくは社員総会の通知の送付について本法に定めると同一の方法および同一の時期に、その謄本を、それを受ける権利を有する各株主もしくは社員に送付することによって、これを通知しまたは配布しなければならない。

(3)（同上）総会の通知が送付されると同一の時期にこの通知もしくは書面またはその双方を送付することができない場合には、通知もしくは書面またはその双方は、その後できる限り早い時期にこれを送付しなければならない。

(4)（請求等の寄託）取締役会は、次の場合のほかは、本条にもとづいて決議について通知しまたは書面を配布する義務を負わないものとする。

(a) 請求者の署名ある請求が、

(i) 決議について通知することを要する請求については、その総会前の一〇日を下らない期間内に、

(ii) 書面について配布することを要する請求については、その総会前の七日を下らない期間内に、

その法人の主たる事務所に寄託され、かつ、

(b) それを実行するに要する会社の費用を支払うに足りる相当の金額がその請求とともに寄託される場合。

(5)（取締役会が書面を配布する義務を負わない場合）取締役会は、法人もしくは権利の侵害を主張するその他の者の申立により、裁判所が、本条の付与する権利が中傷の事項について不必要な公示を確保するために濫用されていると認めるときは、本条にもとづいて書面を配布する義務を負わないものとする。また、この申立により、裁判所は、請求者が申立の当事者でな

い場合にも、法人の費用を請求者が全部または一部支払うことを命ずることができる。

(6) (責任を負わない場合) 法人および取締役、役員、従業員または法人のために行為する者は、請求者を除いて、本条に従う通知もしくは書面またはその双方の配布のみを理由として損害賠償その他の責を負わないものとする。

(7) (請求された事項を処理する義務) 法人の附属定款の規定にかかわらず、請求者が本条に従う場合には、その請求に記載された決議があるときは、それは、その請求による総会において処理されなければならない。

(8) (費用の返済) 第四項b号にもついで寄託された金額は、法人により請求者に返済されなければならない。ただし、その請求による総会で株主もしくは社員が行使された議決権の過半数をもって請求者に対する返済を拒否したときは、この限りでない。

(9) (罰則) 本条の要件に違反することを授權し、許容しもしくは黙認する法人の取締役は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

第三一〇条 (裁判所は総会開催の方法を指示することができる)

何らかの理由で、株主もしくは社員総会を招集することができ

きる方法で法人の株主もしくは社員総会を招集し、または本法、開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款に定める方法でその総会を運営することができない場合には、裁判所は、取締役またはその総会で議決権を行使することができる株主もしくは社員の申立により、裁判所が適当と思量する方法により総会を招集し、開催しかつ運営することを命ずることができる。また、この命令に従って招集され、開催されかつ運営される総会は、すべての目的について、適法に招集され、開催されかつ運営された法人の株主もしくは社員総会とみなされる。

第三一一条 (初年度の附属定款および決議)

(1) 法人が成立した最初の年度に全取締役によって署名された附属定款または決議は、その目的で適法に招集され、構成されかつ開催された取締役会の会議で定められた場合と同様に有効であり、効力を有するものとする。

(2) (同上) 法人が成立した最初の年度に全株主もしくは社員によって署名された決議は、その目的で適法に招集され、構成されかつ開催された株主もしくは社員総会で定められた場合と同様に有効であり、効力を有するものとする。

(3) (附属定款認可の選択的方法) 法人の存在期間中随時定められた附属定款規定は、総会における認可に代えて、その総会で議決権を行使することのできる全株主もしくは社員が書面に

よってこれを認可することができる。

(4) (署名の証拠価値) 附属定款または決議が、それぞれその法人のすべての取締役、株主もしくは社員の署名により本条にもとづいて定められまたは認可されたと思われる場合には、この附属定款または決議に対する署名は、証拠上、それぞれすべての取締役、株主、もしくは社員の署名に関する一応の証拠として認められ、また、証拠上、附属定款または決議に対する署名者は、その附属定款または決議がそのように定められ、または認可されたと思われる日に、それぞれ、すべての取締役、株主もしくは社員であったことの一応の証拠として認められる。

第三一二条 (議事録)

(1) 法人は、株主もしくは社員総会の、および取締役ならびに執行委員会の会議におけるすべての議事の記録を、その目的で保管される帳簿に記載させなければならない。

(2) (証拠) この議事録は、その議事が行なわれた会議の議長またはそれに続く次の会議の議長によって署名されたとされる場合には、証拠上その議事に関する一応の証拠として認められる。

(3) (効力) 本条に従う議事録が、株主もしくは社員総会のまたは取締役会もしくは執行委員会の会議の議事について作成された場合には、反証があげられるまで、その会議は、適法に招

集され、構成されかつ開催され、また、そこで行なわれたすべての議事は適法になされたものとみなされる。また、その会議でなされた取締役、役員または清算人の任命はすべて、適法になされたものとみなされる。

第三一三条 (文書および登録簿)

法人は次の文書および登録簿を備え置かなければならない。

① その法人に対して発行された開封勅許状および補充開封勅許状の、ならびにもしあるときは基本定款の謄本または特別法によって設立された場合には、その法律の写し。

② その法人のすべての附属定款および特別決議。

③ その法人の株主もしくは社員であるか、または一〇年以内に株主もしくは社員であったすべての者のアルファベット順に配列された氏名、およびその者が株主もしくは社員である間は、その住所を記載する、また会社の場合には、各株主の有する株式の数および種類ならびに各自の株式について払込済の金額および未払込の残額をも記載する、株主もしくは社員名簿。

④ その法人の取締役であるか、または取締役であったすべての者の氏名、宛所および職業を、その各人が取締役となりまたは取締役の地位を失ったそれぞれの日とともに記載する、取締役の名簿。

第三一四条（文書は一応の証拠とされる）

第四〇条および第三一二条に定める文書および登録簿は、その法人の解散の前後を問わず、証拠上、そこに記載されているすべての事実について一応の証拠として認められる。

第三一五条（会計帳簿）

法人は、その法人のすべての財政およびその他の業務に関する適正な会計帳簿および会計記録、ならびに前記のもの的一般性を害することなく、次の記録を備え置かなければならない。

(a) その法人が受領しかつ支払う金銭の全額ならびに受領および支払が行なわれる事項。

(b) その法人のすべての売却および買入。

(c) その法人の資産および負債。および、

(d) その法人の財政状態に影響を及ぼすその他すべての取引。

第三一六条（不実の記載）

第三一二条に定める議事録、第四〇条および第三一二条に定める文書および登録簿、または第三一五条に定める会計帳簿もしくは会計記録に、不実であることを知りながら、記載をなし、または記載することを援けた法人の取締役、役員もしくは従業員は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により一〇〇ドル以下の罰金、または三月を超えない期間の懲役、またはその双方に処せられる。

オンタリオ州法人法

第三一七条（記録は主たる事務所に保管されなければならない）

い）

(1) 第三一二条に定める議事録、第四〇条および第三一二条に定める文書および登録簿ならびに第三一五条に定める会計帳簿および会計記録は、法人の通常の営業時間内に、これを取締役の閲覧に供し、また第四二条および本条第二項および第三項に定める場合を除いて、これを法人の主たる事務所に保管しなければならない。

(2) （支店における会計記録）法人は、その営業所に、法人の活動および資産ならびに負債に関する、または、その営業所で行なわれもしくは監督されもしくは計算された法人の事業に関する会計記録の一部を備え置くことができる。ただし、法人の主たる事務所または第三項にもとづいて授權されるその他の場所には、取締役会が法人の財政状態を毎季相当の正確さをもって確認できる記録を備えて置かなければならない。

(3) （例外）第一項に定める議事録、文書、登録簿、会計帳簿および会計記録が、主たる事務所または自治州長官の指定するオンタリオ州内のその他の場所での権利を有する者の閲覧に供する必要性が証明され、かつ十分な保証が与えられるときは、自治州長官は、その閲覧の申請後、適当と思量する条件で、命令により、みずから適当と思量する主たる事務所以外の

場所において法人にその一部を備え置くことを許可することができる。

(4) (罰則) 第一項に違反する法人の取締役、役員または従業員は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

(5) (第三項にもとづいてなされた命令の撤回) 自治州長官は、命令により、適当と思量する条件で、第三項にもとづいてなされた命令または同項の旧規定にもとづいて副総督によってなされた命令を、撤回することができる。

第三一八条 (記録は閲覧に供されなければならない)

(1) 第三一二条に定める株主もしくは社員総会の議事録、第四〇条および第三一三条に定める文書および登録簿は、法人の通常の営業時間内に、それが備え置かれる場所において、その法人の株主もしくは社員および債権者、またはその代理人もしくは法律上の代表者の閲覧にこれを供しなければならない。また、これらの者は、その抄本を作成することができる。

(2) (罰則) 閲覧権を有する者が、上記の議事録、文書もしくは登録簿を閲覧し、またはその抄本を作成することを許容しない者は、すべて、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

第三一九条 (株主の名簿)

(1) 株主もしくは社員または債権者、またはその何人かの代理人もしくは法律上の代表者は、法人の株主もしくは社員の全部または一部の名簿を作成しまたは作成させてはならないものとする。ただし、その者が、法人もしくはその代理人に、その株主、社員または債権者の次の様式による宣誓供述書を提出するときは、この限りではない。また、株主、社員または債権者が法人である場合には、この宣誓供述書はその法人の社長または取締役会の決議をもって授權されたその他の役員がこれを作成しなければならない。

宣誓供述書の様式

オンタリオ州 ××について

×××郡 (法人の名称を記入する)

私は、.....

.....について、

宣誓しかつ次の事実を陳述する。

① 私は、上記名称の法人の株主（もしくは社員または債権者）である。

② (株主、社員または債権者が法人である場合には、第一項目に、宣誓供述者の地位および権限を表示せよ) 私は上記名称の法人の株主（もしくは社員）の名簿を作成することを申請している。

③私は、上記名称の法人に係る目的のみについて、株主（もしくは社員）の名簿を要求する。

④株主（もしくは社員）の名簿およびそこに記載される情報は、上記名称の法人に係る目的のみについて利用される。

(2) (罰則) 法人もしくはその代理人を除いて、その法人の株主もしくは社員の全部または一部の名簿を、その法人の株式もしくは証券以外の株式もしくは証券に関する広告物またはその他の印刷物をその株主もしくは社員の全部または一部に交付しまたは発送する目的で利用し、または、その法人と関係のない目的に利用する者は、すべて、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

(3) (法人に係る目的の限定) 法人に係る目的には、その法人のいずれかの会議において株主もしくは社員の議決権行使に影響を与えようとする努力を含み、また支配権を取得しまたは合併もしくは更生を遂行するための株式の取得または募集および自治州長官の承認するその他の目的を含むものとする。

(4) 削除。

第三一九条 a (株主の名簿が提供されなければならない場合)

(1) 何人も、そのための相当の費用を支払い、かつ法人もしくは

オンタリオ州法人法

はその代理人に第二項に定める宣誓供述書を提出する場合に
は、私会社以外の法人またはその名義書換代理人に対し、この
宣誓供述書の提出から一〇日以内に、その法人の株主もしくは社
員であるすべての者のアルファベット順に配列された氏名、各
人の有する株式の数および宣誓供述書提出の前の一〇日を超
えない日までに作成されたその法人の帳簿に表示される各人の
住所を記載する名簿を提供するように、請求することができ
る。

(2) 第一項に定める宣誓供述書は、申請人が次の様式でこれ
を作成しなければならない。

宣誓供述書の様式

オンタリオ州 ××について

×××郡 (法人の名称を記入する)

私は、.....

.....について、

宣誓しかつ次の事実を陳述する。

① (申請人が法人である場合には、宣誓供述者の地位および
権限を表示せよ) 私は、この供述書をもって、上記名称の法
人の株主（もしくは社員）の名簿を申請する。

② 私は、上記名称の法人に係る目的のみについて、株主
(もしくは社員) の名簿を要求する。

③株主（もしくは社員）の名簿およびそこに記載される情報は、上記名称の法人に関係ある目的のみについて利用される。

(3) (同上、申請人が法人である場合) 申請人が法人である場合には、この宣誓供述書は、その法人の社長または取締役会の決議をもって授權されたその他の役員がこれを作成しなければならない。

(4) (罰則) 本条にもとづいて取得される法人の株主もしくは社員の名簿を、

(a) その法人の株式もしくは証券以外の株式もしくは証券に関する広告物またはその他の印刷物をその株主もしくは社員の全部または一部に交付しまたは発送する目的で、または

(b) その法人と関係のない目的に、利用する者は、すべて本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

(5) (罰則) 第一項に従う名簿の提供をその要求ある場合に怠るすべての法人または名義書換代理人は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。この違反を授權し、許容しもしくは黙認した法人の各取締役もしくは役員または名義書換代理人もまた、本法違反の罪あるものとし、即決判決により同様の罰金に処せられる。

(6) (解釈) 法人に関係ある目的には、その法人のいずれかの会議において株主もしくは社員の議決権行使に影響を与えようとする努力、その法人の株式を取得するための申込、または合併もしくは更生を遂行するための努力および自治州長官の承認するその他の目的を含むものとする。

第三一九条 b (罰則)

法人の株主もしくは社員の全部または一部の名簿またはその謄本の売却を申込み、これを売却し、購入しまたはその他の方法で取引する者は、すべて本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により一〇〇〇ドル以下の罰金に処せられる。この者が法人である場合には、この違反を授權し、許容しもしくは黙認したその法人の各取締役もしくは役員もまた、本法違反の罪あるものとし、即決判決により同様の罰金に処せられる。

第三二〇条 (裁判所の訂正権)

(1) 人の氏名が、十分な理由なくして、第三一二条に定める議事録に記入されまたはそれより削除され、または第四〇条および第三一三条に定める文書もしくは登録簿から削除されるとき、またはある者がその法人の株主もしくは社員の地位を失なった事実をそれに記入することが怠られ、または不必要な遅延がなされるとき、その権利を侵害された者または株主もしくは社員またはその法人の株主もしくは社員、またはその法人自体

は、裁判所に対し、その議事録、文書もしくは登録簿を訂正する命令を申立てることができる。裁判所は、この申立てを却下し、またはその議事録、文書もしくは登録簿の訂正命令を発し、かつその法人に対し、権利を侵害された当事者にその者の蒙った損害を補償することを指示することができる。

(2) (資格に関する決定) 裁判所は、本条にもとづく手続において、その議事録、文書もしくは登録簿にその氏名が記入されまたはそれから削除されたこの手続の当事者である者の資格に関する問題を、その問題が二人以上の株主もしくは社員または申立てられた株主もしくは社員間で、または株主もしくは社員または申立てられた株主もしくは社員とその法人間で生ずると否とを問わず、これを決定することができる。

(3) (争点の審理) 裁判所は、審理されるべき争点を指示することができる。

(4) (控訴) 控訴は、訴訟でなされた場合と同様に、裁判所の決定についても成立する。

(5) (裁判所の管轄権は影響を受けない) 本条は、裁判所から、その他の点で有する管轄権を奪わないものとする。

(6) (費用) 本条にもとづく手続の費用は、裁判所の定めるところによる。

第三二一条 (調査および監査)

オンタリオ州法人法

(1) 会社の発行済資本の一〇分の一以上を代表する株式を有する株主の申立により、または株式資本を有しない法人の社員の一〇分の一以上の申立により、裁判所は、法人の業務および運営を調査するため検査役を任命し、またはその帳簿を監査すべき者を任命することができる。

(2) (証拠) この申立は、申立人がそれぞれ調査または監査を要求するに十分な理由を有することを証明するために裁判所が必要とする証拠によって支持されなければならない。

(3) (費用の担保) 裁判所は、申立人に調査または監査の見積費用に相当する担保の提供を要求し、また規則を作成しかつ調査または監査が行なわれるべき方法および範囲を定めることができる。

(4) (調査または監査に関する報告およびその費用) この検査役または会計監査役は、それについて裁判所に報告しなければならない。また、その調査費用は、裁判所の決定により、法人または申立人が、または法人および申立人が一部づつ、これを支払うものとする。

(5) (法人は同一の目的について検査役を任命することができる) 法人は、年次総会またはその目的で招集された総会においてなされた決議をもって、その業務および運営を調査せしめるため検査役を任命することができる。

(6) (検査役の権限および義務) 第五項にもとづいて任命された検査役は、第一項にもとづいて任命された検査役と同一の権限を有しかつ同一の義務を履行するものとする。また、検査役は、法人が決議をもって指示する方法でかつ指示する者に対し、報告書を作成しなければならない。

(7) (帳簿および文書の提出) 法人のすべての役員および代理人は、本条にもとづいて任命された検査役または会計監査役の調査のために、その者が保管した権限を有するすべての帳簿および記録を提出しなければならない。

(8) (宣誓にもとづく調査) この検査役または会計監査役は、宣誓にもとづいて、法人の業務および運営に関し、その役員、代理人および従業員を調査することができる。

(9) (罰則) 第七項に定める帳簿もしくは記録を提出することを拒否するすべての役員または代理人、および調査を受ける者で法人の業務および運営に関する質問に回答することを拒否するすべての者は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

(10) (法律手続において許容される報告書) 裁判所によりまたは業務および運営の調査を受けた法人の社印を押捺して確認された検査役または会計監査役の報告書の謄本は、それぞれ法律手続上、その報告書に記載された事項に関するその検査役また

は会計監査役の意見の証拠として認められる。

第三二二条 (法人権能を行使する三人以下の株主もしくは社員を有する法人)

(1) 法人が、株主もしくは社員の員数が三人以下に減少した後六月以上の期間にわたってその状態が継続するときに、その法人権能を行使する場合には、上記の六月の期間後に法人がその法人権能をこの状態において行使した期間にその法人の株主もしくは社員であり、かつその状態で法人権能が行使された事実を知っていた者は、すべて、その期間に契約された法人の債務の全部の支払について各自責を負い、また、その法人に関するまたはその他の株主もしくは社員に関する訴訟に併合することなくその債務についてこれを訴えることができる。

(2) (株主もしくは社員は責任を免れることができる) 株主もしくは社員は、法人が上記の状態で法人権能を行使していることを知ったときは、その法人に書面による異議を送付し、かつその異議が送付されたことおよびその基礎となる事実を書留郵便をもって自治州長官に通知することができる。その方法のみにより、その株主もしくは社員は、その異議および通知の日から、責を免れることができる。

(3) (特許状の取消) 自治州長官から通知を受けた後、法人がその株主もしくは社員の員数を三人にすることを拒否または

懈怠する場合には、この拒否または懈怠を、副総督は、第三十六条第一項にもとづく命令を発するのための十分な理由とみなすことができる。

第三十三条（本法にもとづく法人とすること）

(1) 開封勅許状以外の方法で設立されかつその申請の時に存続法人である法人は、本法にもとづいて開封勅許状を申請することができ。また、副総督は、その法人を本法にもとづいて設立された場合と同様に継続せしめる開封勅許状を発行することができる。

(2)（権能等の変更）法人が第一項にもとづいて開封勅許状の発行を申請する場合には、副総督は、開封勅許状をもって、申請人の希望に従い、その法人の権能を制限または拡張し、その取締役を指名しかつその法人の名称を変更することができる。

(3)（外国法人の変更）オンタリオ州以外の法域の法律にもとづいて設立された法人は、それが設立された法域の法律によって授權されているものと副総督が思量するときは、副総督に対しその法人を本法にもとづいて設立された場合と同様に継続せしめる開封勅許状を申請することができる。副総督は、十分と思われる資料によって裏付けられた申請にもとづいて、この開封勅許状を発行することができる。また、この開封勅許状は、副総督が適当かつ適正と思量する条件でこれを発行し、また、

適当かつ適正と思量する制限および条件に服するものとし、かつそれにそのような規定を含ましめることができる。

第三十三条 a（オンタリオ州法人の変更）

(1) オンタリオ州の法律にもとづいて設立された法人は、特別決議、自治州長官およびカナダにおけるその他の法域の法律によって授權されるとき、その他の法域の担当官に対し、その法人をその他の法域の法律にもとづいて設立された場合と同様に継続せしめる継続証書を申請することができる。

(2)（通知）法人は、自治州長官に継続証書発行の通知を届出なければならない。この証書の届出の日におよびそれ以後、本法はその法人に対して適用されないものとする。

(3)（適用）本条は、その法律にもとづいて設立された法人にオンタリオ州の法律にもとづく継続証書の申請を認める法律を施行している法域に対してのみ適用される。

第三十二条（債権者の権利の保護）

第九六条にもとづいて合併されたまたは第三十三条にもとづいて存続された法人の財産、権利および資産に対する債権者のすべての権利、およびその財産、権利および資産に対するすべての先取特権は、その合併または存続によって妨げられないものとする。また、その法人のすべての債務、契約、責任および義務は、その時から合併または存続法人に帰属し、かつこれに

対して強制執行することができる。

第三二五条 (非行使者の権能喪失)

(1) 開封勅許状をもって以前に設立されたまたは今後設立される法人が、設立後二年間誠実な実際の事業活動をしなかったかもししくはしない場合、または引続き二年間その法人権能を行使しなかったかもししくは行使しない場合には、副総督は、適当と思量する通知をその法人になした後、命令をもってその権能の喪失を宣言することができる。ただし、法人の解散を要する場合はこの限りではない。

(2) (債権者の権利は影響を受けない) この権能喪失は、失権の日に存在する債権者の権利に不利益に影響しないものとす

る。

(3) (復活) 法人の権能が、第一項または第一項の旧規定にもとづいて失権せしめられた場合に、副総督は、その法人の申請により、命令をもって課することを適当と思量する期限および条件を付して、その法人の権能を復活させることができる。

第三二五条 a (社交クラブ、取消理由)

議会制定法、開封勅許状もしくは補充開封勅許状における反対の文言にかかわらず、全部または一部社交的性格の目的を有する法人が、

(a) カナダ刑法典 (Criminal Code (Canada)) 第一六八条第

二項 a 号に定めるものを除いて同条第一項 d 号にいう公衆賭博場となるおそれある、家屋、部屋または場所を占有しかつクラブとして使用し、または、

(b) 警察官または消防官による合法的立入りおよび検査を妨げまたは阻止するように用意され、装置され、建造されまたは運営される建物、または運任せの勝負事または運と熟練を要する混合賭博をなし、勝負事をしまたは博打を行なうための道具もしくは装置、またはこの道具もしくは装置を隠蔽し、除去しまたは破壊するための仕掛を設備しまたは用意するものと思われる建物を占有することが明白となり、自治州長官が確信するときは、副総督は、第三二六条第一項にもとづく命令を発することができる。

第三二六条 (正当な理由による法人としての存在の終了)

(1) 十分な理由が証明されるとき、副総督は、命令をもって、適当と思量する期限および条件を付して、

(a) その法人の開封勅許状を取消しかつ命令に定める日にその解散を宣言することができる。

(b) 開封勅許状以外の方法で設立された法人の法人としての存在を終了せしめ、かつ命令に定める日にその法人の解散を宣言することができる。または、

(c) 法人に発行された補充開封勅許状を取消することができる。

(1) a (調査) 自治州長官は、その決定で適当と思量する情況のもとに何時でも、州務局の担当官に対し、第一項にもとづく命令を発するに十分な理由が存在するか否かを決定するため、調査を行なうことを授權することができる。

(1) b (調査官の権限) その権限を授与された担当官は、すべて、その調査においてある者を証人として出頭せしめるために召喚し、その者に宣誓にもとづいて調査の目的に関する事項に關係する証拠を提出し、かつ担当官がその目的に必要と認める文書および物証を提出せしめる権限を有する。

(1) c (証人) その担当官は、すべて、証人の出席を強制し、かつ、その者に証拠を提出しまた文書および物証を提出せしめるために、民事事件において裁判所に付与されると同一の権限を有するものとする。

(1) d (証人に回答を要求することができる) 証拠法 (The Evidence Act) 第九條は、この調査における証人に対し、また、担当官にその者が提出した証拠に対し、これを適用する。

(1) e (控訴) 控訴は、第一項にもとづいて発せられた命令について、法律問題のみに関し控訴裁判所に対し成立する。

(1) f (控訴に関する規則) 最高法院の裁判官からする控訴院への控訴に適用される規則および慣行は、できる限り第一項 e にもとづく控訴にこれを適用する。

(1) g (自治州長官は審理を受けることができる) 自治州長官は、弁護士その他によつて、この控訴の弁論について審理を受けることができる。

(1) h (費用は支払われない) この控訴を理由としてまたはこの控訴に関しては、何人によつてもまたは何人に対しても、費用は支払われないものとする。

(2) (報告書の届出を怠ることによる法人としての存在の終了) 法人が、法人情報法もしくはその旧規定にもとづいて、一年間、その年次報告書を届出ることを怠り、かつその懈怠に関する通知が、自治州長官事務所に記録されている各取締役に対し、その事務所の記録に記載されたその者の最近の住所に宛てて書留郵便によつて送付され、オンタリオ州官報に一回公告されたことが明らかな場合には、副総督は、命令をもって、

(a) その法人の開封勅許状を取消しかつ命令に定める日にその解散を宣言することができる。または、

(b) 開封勅許状以外の方法で設立された法人の法人としての存在を終了せしめ、かつ命令に定める日にその法人の解散を宣言することができる。

(3) (復活) 法人が第二項にもとづいて解散されたかまたは解散される場合に、副総督は、その解散の日から一年内になされる利害關係人の申請により、その決定で、命令をもって、課す

ることを適当と思量する期限および条件を付して、その法人を復活せしめることができる。その結果、その法人は、その命令の期限および条件ならびに解散後何人かに取得された権利に従い、そのすべての財産、権利、特権および営業権を含む法律状態を回復するものとし、また、その法人が解散されなかった場合と同一の方法および同一の範囲において、その解散の日における、そのすべての負債、契約、無能力および金銭債務に服するものとする。

第三二六条 a (特定の目的のためにする一定期間における法人としての存在の継続)

第三二六条にもとづく解散にもかかわらず、法人は、次の期間存続するものとする。

- (a) その解散に先立って法人によりまたは法人に対して開始された訴追のために、または訴訟、告訴その他の法律手続に応募する目的でのみ、その解散の日付後三年の期間、および
- (b) 必要あるときは、a号に定める三年の期間を超えて、その訴訟、告訴その他の法律手続に關し適正な管轄権を有する裁判所の決定、命令もしくは判決が完全を実施される時まで。

第三二七条 (特許状の放棄)

(1) 開封勅許状をもって設立された法人の特許状は、法人が次の各事項を立証し副総督が確信する場合には、これを放棄せし

めることができる。

- (a) その特許状の放棄が、
 - (i) その目的で適法に招集された株主もしくは社員総会において行使された議決権の過半数をもって、またはその法人の開封勅許状もしくは補充開封勅許状が定めるその他の議決をもって、または、
 - (ii) その総会で議決権を行使することができるすべての株主もしくは社員の書面による同意をもって、授權されたこと。

(b) 法人が、その財産を株主もしくは社員間に、その法人に対するその者の権利および權益に従って比例的に配分することによって、財産を分離したこと。

(c) 法人が全く金銭債務、責務もしくは債務を有しないこと、または法人の金銭債務、責務もしくは債務が適法に備えられもしくは保全されたこと、またはその債権者もしくは法人の金銭債務、責務もしくは債務に利害関係を有するその他の者が同意すること。

(d) いずれかの裁判所で審理中の法人に対する訴訟手続が存在しないこと。および、

(e) 法人が、その特許状を放棄する意図を、オントリオ州官報に一回およびその主たる事務所の所在地でまたはそれにでき

る限り近い場所で発行される新聞に公告することによって告示したことを。

(2) (放棄の受諾と法人の解散) 副総督は本条に適正に従うときは、命令をもって、特許状の放棄を受諾し、かつ命令に定める日に法人の解散を宣言することができる。

(3) (株主が不明の場合) 法人がその特許状を放棄し、かつ株主もしくは社員が不明であるか、またはその居所が不明である場合には、法人は、公共信託の受託者との合意をもって、その者の法人財産に対する分け前をその者のための信託において保有せしめるため、公共信託の受託者にこれを交付しもしくは譲渡することができる。この交付もしくは譲渡は、第一項b号における、株主もしくは社員間の比例配分とみなされる。

(4) (債権者が不明である場合) 法人がその特許状を放棄し、かつ債権者が不明であるか、またはその居所が不明である場合には、法人は、公共信託の受託者との合意をもって、債権者に支払われるべき負債額に等しい額を債権者のための信託において保有せしめるため、公共信託の受託者に支払うことができる。この支払は、第一項c号における、負債の正当な保全とみなされる。

(5) (転換権) 第三項にもついで公共信託の受託者に交付もしくは譲渡された財産に対する分け前が金銭以外の形式による

場合には、公共信託の受託者は、何時でもその交付もしくは譲渡後一〇年以内にそれを金銭に転換することができる。

(6) (権利者に対する支払) 第三項にもついで交付もしくは譲渡された財産に対する分け前またはその金銭相当物、または第四項にもついで支払われた金額が、その交付、譲渡もしくは支払の後一〇年以内にその受益的権利者によってそれぞれ請求されるときは、それにその者に交付され、譲渡されもしくは支払われなければならない。ただし、その請求がない場合には、それはオンタリオ州の利用に供するために公共信託の受託者に帰属する。また、その受益権者がその後何時でも、その者の権利を立証し副総督がこれを確信するときは、このように公共信託の受託者に帰属した金額に等しい額が、その者に対して支払われなければならない。

(7) (公共信託の受託者が現在保有する財産) 法人の特許状の放棄を受託する命令が一九五四年四月三〇日前になされ、かつ公共信託の受託者が法人の財産をその株主、社員または債権者のための信託において保有している場合には、第五項および第六項は、そのように保有された財産に適用される。ただし、第六項に定める一〇年の期間が、一九五四年四月三〇日に開始する場合はこの限りでない。

第三二八条 (開封勅許状によって設立されたのではない法人の

法人としての存在の終了)

開封勅許状以外の方法で設立された法人の法人としての存在は、開封勅許状によつて設立された法人がその特許状を放棄することができるときと同様の状況において、同様の方法によりかつ同様の効果をもつて、その法人のそのためにする申請により、副総督の命令をもつてこれを終了せしめることができる。

第三二九条 (株主の債権者に対する責任)

(1) 法人の解散にかかわらず、法人の財産の分配を受けた株主もしくは社員は、その分配にもとづいてそれぞれ受領した金額につきなお法人の債権者に対して責を負うものとする。また、その解散の日から一年内に適正な管轄権を有する裁判所にこの責任を強制するための訴訟を提起することができる。

(2) (種類を代表する一人の株主に対する訴訟) 多数の株主もしくは社員が存在する場合には、裁判所は、その種類の代表者として一人以上の株主もしくは社員に対して訴訟を提起することを許可することができる。また、原告が債権者として自己の請求権を立証するときは、金額確定委任命令を下し、発見することのできるその種の株主もしくは社員の全員を、裁判所事務局における当事者として、加えることができる。裁判所主事は、原告の請求に対し各人が分担すべき額を決定することを要

し、また、そのように決定された金額の支払を命ずることができる。

第三三〇条 (未処分財産の没収)

法人解散の日に処分されなかったその動産または不動産は、国王に没収される。

第三三一条 (附属定款の証拠能力)

法人の社印を押捺しかつ役員が署名している附属定款の謄本、またはある者が法人の株主もしくは社員であり、また当然支払われるべき金額その他の金額が支払期が到来するも支払われていない趣旨の、またはすでになされた払込催告もしくは払込指定金が支払期が到来するも支払われていない趣旨の、同様の証拠を受けた証明書は、すべての裁判所において、附属定款に関するまたはその証書に記載される陳述に関する一応の証拠として受容されなければならない。

第三三二条 (通知の送付)

(1) 開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属定款に従い、株主もしくは社員に法人が送付しまたはなすべき通知または請求は、みづからこれを送付しまたはこれをなし、または株主もしくは社員に宛てて書留書状により、その法人の帳簿に記載されたその者の最近の住所にこれを送付することができる。

(2) (送付の時期) 開封勅許状、補充開封勅許状もしくは附属

定款に従い、株主もしくは社員に法人が郵便によって送付する通知その他の文書は、それが郵便の通常の過程において交付される時期に、送付されたものとみなされる。

第三三三条（本法にもとづく事情の証明）

本法にもとづいてなすことを要する何らかの事情の証明は、証明書をもってこれをなすことができる。

第三三四条（相互保険）

他人とともに財産を保証しまたは他人の財産を保証する法人は、その保険が相互的でありかつ保護のみを目的とし利益を目的としない場合には、これを本法にいう保険業者または保険会社とみなしてはならない。

第三三五条（規則）

副総督は、次の規則を制定することができる。

(a) 本法にもとづく申請、報告、届出、調査、文書の謄本およびその他の業務について支払われるべき手数料の料金表を定める規則。この手数料は、法人の性質、授權資本その他を考慮して、適当とされる場合には、金額を変更することができる。

(b) 副総督が本法の目的を遂行するに必要と認める事項に関する、また、前記のもの的一般性を制限することなく、法人の名称もしくはその種類、法人の目的、会社の授權資本、会社

の株式もしくは株式の種類に付着する優先権、権利、条件、制約、制限もしくは禁止、または開封勅許状、補充開封勅許状もしくは命令またはその申請に係るその他の事項に関する規則。

第三三六条（前払いされるべき手数料）

そのためのすべての手数料が支払われるまでは、開封勅許状および補充開封勅許状を発行し、命令を発し、また本法にもとづく届出について文書を受理してはならないものとする。

第三三七条（訴訟手続の最高法院への移管）

(1) 本法にもとづく訴訟手続が郡裁判所もしくは地方裁判所に提起される場合には、被告は、申立人およびその他の被告があるときはその者に送付された通知をもって、かつ申立の報告の日に先立つ二日以前に郡または地方裁判所の書記にその送付の証明を届出て、その手続を最高法院に移管することを要求することができる。

(2) (訴訟手続の回送) その通知およびその送付の証明の届出により、郡または地方裁判所の書記は、直ちにその書類および手続を、その訴訟手続が提起された郡または地方における最高法院の適当な事務局に回送しなければならない。

(3) (訴訟手続の移管) その書類および手続が最高法院の適当な事務局で受理されるとき、その訴訟手続は事実それ自体によ

って最高法院に移管される。

(4) (裁判所主事への委託) 申立が最高法院になされまたはそれが移管される場合には、裁判所は、懸案を調査および報告せしめるため裁判所主事またはその他の事務官に委託することができる。

第三三八条 (控訴)

控訴は、本法にもとづく裁判所のなす命令について、控訴裁判所に対し成立する。

第三三九条 (不実の記載)

(1) 本法もしくは本法にもとづいて作成された規則によって、またはその目的において必要とされる報告書、証書、財務諸表その他の文書に、不実であることを知りながら、記載をなした者はこれを援ける者は、すべて、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、一〇〇〇ドル以下の罰金または三月を超えない懲役またはその双方に処せられる。

(2) (訴訟の制限) 第一項にもとづく訴追は、訴追の根拠となる事実が初めて自治州長官もしくは自治州長官代理自身に知られた後一年を経過するときは、これを開始してはならないものとする。

第三四〇条 (一般刑罰)

本法の規定に反する行為をなし、またはその規定に従わない

かもしくはこれを怠る、すべての法人、およびその法人の取締役もしくは役員である者、または法人のためにそれを行なう者は、すべて、本法違反の罪あるものとし、その行為、不履行もしくは懈怠に対する刑罰が本法により明文をもって規定されていない場合には、即決判決により二〇〇ドル以下の罰金に処せられる。

第三四一条 (被圧迫株主)

法人の株主もしくは社員または債権者が、その法人またはその法人の取締役、役員もしくは従業員が、本法によってその法人またはその者に課される義務を履行しないことによって圧迫を受ける場合には、その株主、社員または債権者は、刑罰規定の適用にかわりなく、またその者が有するその他の権利に加えて、裁判所に対し、それぞれその法人、取締役、役員または従業員にその義務の履行を指示する命令を申請することができる。この申請により、裁判所は、裁判所が適当と思量する命令またはその他の命令を発することができる。

第三四二条 (本法の遵守の免除)

副総督は、一九五四年四月三〇日以前に設立された法人に対し、本法の規定の遵守を免除することができる。

第九章 州外人

第三四三条（解釈）

本章において、

(a) 「州外人 (extra-provincial corporation)」とは、議會議定法の授權以外の方法で設立された法人をいう。

(b) 「規則 (regulations)」とは、本章にもとづいて制定された規則をいう。

第三四四条（州外人の種類）

州外人は、次の種類にこれを分つものとする。

第一種 旧中部カナダ自治州議会の制定法の授權によりもしくはそれにもとづいて、または同州政府の特許状によって設立された法人。

第二種 旧カナダ自治州議会の制定法の授權によりもしくはそれにもとづいて、または同州政府の特許状によって設立され、かつ一九〇〇年七月一日にオンタリオ州で営業を行なっている法人。

第三種 一九〇〇年七月一日以前に、オンタリオ州政府よりオンタリオ州で営業を行なうための許可証を受領した法人、または議會議定法によってオンタリオ州で営業を行なうことを授權された法人にして、この許可証または法律が効力を有する間の

オンタリオ州法人法

もの。

第四種 保険法 (Insurance Act)、投資契約法 (Investment Contracts Act) または貸付・信託法人法 (Loan and Trust Corporations Act) によつて認可されまたは登記された法人。

第五種 その目的の一部につき利益を生じない法人。

第六種 カナダ議會議定法の授權によりまたはそれにもとづいて設立され、かつオンタリオ州で営業を行なうことを授權された法人。

第七種 副総督により本章の適用を免除された法人。

第八種 法人税法 (Corporations Tax Act) 第七条ないし第一条にいう法人。

第九種 醸造規制法 (Liquor Control Act) によつて認可されるビール醸造業、蒸溜酒製造業またはブドウ酒製造業に従事する法人。

第一〇種 第一種ないし第九種に定める法人以外の、旧カナダ自治州議會議定法の授權によりもしくはそれにもとづいて、または同州政府の特許状によって設立され、中部カナダ自治州で営業を行なうことを授權されたが、一九〇〇年七月一日にオンタリオ州で営業を行なっていない法人。

第一一種 第一種ないし第一〇種に属しない法人。

第三四五条（認可の免除に関する互恵的立法）

(1) オンタリオ州の法律にもとづいて設立された法人を、本章に相当する法律について適用を免除する立法がカナダの他のいずれかの州で効力を有すると判断される場合には、副総督は、その種の他の自治州の法律にもとづいて設立された法人について、本章の適用を免除することができる。

(2) （一般適用免除権）第一項にかかわらず、副総督は、いずれの種類の州外法人についても、本章の適用を免除することができる。

第三四六条（許可証なき営業行為の禁止）

(1) 第三四四条に定める第一〇種または第一一種に属する州外法人は、オンタリオ州で営業を行なうための本章もしくは本章の旧規定にもとづく許可証がその法人に発行されていない場合、およびその許可証が効力を有しない場合には、オンタリオ州においてその営業のいずれの部分も行なってはならないものとする。その州外法人の代表者もしくは代理人たる者、またはそのために他の資格で行なう者は、何人も、その許可証を受領しない限り、またその許可証が効力を有しない限り、オンタリオ州でその営業のいずれの部分も行なってはならないものとする。

(2) （例外）州外法人がオンタリオ州内に居住する代理人もし

くは代表者または営業の事務所または営業所を有しない場合には、旅行者または通信取引による物品、製品および商品の注文の取得またはその売買は、これを本章にいう営業行為とみなしてはならない。

第三四七条（許可証の申請）

(1) 第三四四条に定める第一〇種または第一一種に属する州外法人は、副総督に対し、オンタリオ州内でその営業またはその一部を行ない、かつその権能またはその一部を行使するための許可証を申請することができる。

(2) （申請に際して提出されるべき証明）許可証の申請に際し、申請人は、自治州長官もしくはそれについて報告する義務を負う官吏に対し、本章および規則が遵守されたことを立証し確信せしめなければならない。自治州長官もしくはその担当官は、本章にもとづいてその目的またはその他の目的について、宣誓にもとづき証拠調べをすることができる。

第三四八条（許可証の条件）

この許可証には、第三四四条に定める第一〇種に属する州外法人が、オンタリオ州の法律または設立証書によって授權される、その営業の一部をオンタリオ州内で行ないかつその権能の一部をオンタリオ州内で行使する権利を制限するような制限もしくは条件を、記載してはならないものとする。

第三四九条（第一〇種に属する場合の許可証に対する権利）

第三四九条に定める第一〇種に属する州外法人が本章および規則に従うときは、副総督は、その法人に対しオンタリオ州内でその営業を行ないかつその権能を行使する許可証を発行しなければならぬ。

第三五〇条（第一一種に属する場合の許可証に対する権利）

(1) 第三四九条に定める第一一種に属する州外法人が本章および規則に従うときは、副総督は、その決定で、オンタリオ州内でその許可証に含まれるその営業の全部または一部を行ないかつその権能の全部または一部を行使する許可証を、その法人に対して発行することができる。ただし、それに記載される制限および条件に服するものとする。

(2)（名称）許可証は、第三四九条に定める第一一種に属する州外会社に対し、その名称に異議あるときは、これを発行してはならないものとする。

第三五一条（自治州長官の権限）

自治州長官は、その決定でかつその職印を押捺して、本章にもとづいて副総督に付与される権能、権利または権限を有し、利用し、行使しかつ享有することができる。

第三五二条（通知）

自治州長官は、本章にもとづく許可証の発行に関する通知を

オンタリオ州法人法

オンタリオ州官報に告示せしめなければならない。この通知を包含する官報の謄本は、本章その他にもとづく法人その他によるおよびそれに対するすべての訴訟手続において、許可証の発行に関するまたその通知に記載されたその条件に関する一応の証明力を有する証拠として認められる。また、自治州長官もしくはその代理の認証する許可証の謄本は、すべての裁判所および法廷においてその許可証に関する十分な証拠とされる。

第三五三条（土地保有権）

本章もしくは本章の旧規定にもとづく許可証を有するすべての州外法人および第三四五条第一項にもとづいて本章の適用を免除されたすべての州外法人は、その法律または設立証書に従い、実際の利用および占有のためまたはその事業を遂行するために必要なオンタリオ州内の土地もしくは土地に対する権益を、買入、賃借その他によって取得し、保有し、抵当権を設定し、売却し、贈与しかつ譲渡する権能を有する。

第三五四条（許可証の取消）

(1) 十分な理由が証明される場合には、副総督は、命令をもって、適当と思量する期限および条件を付して、本章もしくは本章の旧規定にもとづいて発行された許可証を取消することができる。

(2)（通知の公告）自治州長官は、本条にもとづく許可証の取

消に関する通知を、オンタリオ州官報に告示せしめなければならない。

第三五五条（罰則）

第三四六条に反する営業の一部をオンタリオ州で行なう、第三四四条に定める第一〇種または第一一種に属する州外法人、またはその代表者もしくは代理人は、本法違反の罪あるものとし、かつ即決判決により、その法人またはその者がその状態で営業を行なう日ごとに五〇ドルの罰金に処せられる。

第三五六条（訴訟の禁止）

(1) 第三四四条に定める第一一種に属する州外法人は、許可を受けていない限り、第三四六条に反して行なわれる営業の過程においてまたはそれに関連して、オンタリオ州内で全部または一部締結された契約につき、オンタリオ州の裁判所で、訴訟その他の法律手続を維持することができない。

(2) (同上) 許可証の発行もしくは回復またはその停止の解除により、その訴訟その他の法律手続は、許可証が付与されもしくは回復された場合またはその停止が訴訟手続の開始前に解除された場合と同様に、これを維持することができる。

第三五七条（許可証に関する手数料）

本章にもとづく許可証については、副総督の定める手数料を支払わなければならない。

第三五八条（規則）

副総督は、次の規則を作成することができる。

(a) 法人の設立、その権能および目的ならびに有効かつ存続する法人としての存在に関する、本章にもとづく許可証の申請に際して必要とされる証拠に関する規則。

(b) その法人がある者をオンタリオ州において、令状の送達、通知その他の手続がなされるその代表者に任命しかつ継続すること、およびその代表者に付与されるべき権能に関する規則。

(c) 許可証に記載することのできる制限および条件に関する規則。

(d) 本章にもとづく申請その他の手続に関する許可証の様式、代理人の権限、申請、通知、書面報告書およびその他の文書に関する規則。

(e) 本章にもとづく許可証についての手数料を定める規則。

第三五九条（年次報告書）

(1) 自治州長官は、各会計年度の終了後に、その年度中に本章にもとづいて発行された許可証、許可された各法人の授權資本および各許可証について支払われた手数料を表示する年次報告書を作成しなければならない。

(2) (報告書の提出) 自治州長官は、副総督に対しその報告書

を提出しなければならない。ついで議会が開会中の場合には議
会に、それ以外の場合にはそれに続く次の議会にその報告書を
提出しなければならない。

(完)